

全 児 相

(通巻第91号 別冊)

「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」

報 告 書

平成23年7月

全国児童相談所長会

児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査

<調査結果報告>

目次

1. 調査の概要	3
1.1. 調査目的	3
1.2. 調査方法	3
1.3. 倫理的配慮	3
1.4. 調査票の構成	3
1.5. 回収	3
1.6. 調査結果の要点	4
2. 各自治体における里親委託の現状（A票）	4
2.1. 里親委託の現状	4
2.2. 委託の種類	8
2.3. 里親委託率の高低と自治体の特徴	9
2.4. 里親委託に関する自治体単独での適正化ルール	12
2.5. 乳児の里親委託	16
2.6. 自治体における医師等の配置	21
2.7. 養育里親希望者の傾向	22
2.8. 養子縁組里親希望者の傾向	24
2.9. 親族里親への委託	26
2.10. 専門里親への委託	27
2.11. 最近の取組	29
3. 各児童相談所における里親委託の現状（B票）	32
3.1. 里親委託の現状	32
3.2. 各児童相談所における意思決定の分析	35
3.3. 里親委託を進めるための連携や取組	41
3.4. 里親委託が進まない理由	55
3.5. 「現実」の種類と「里親委託が進まないと思われる理由」の関係性の検討	56
4. 里親委託に関する事例分析（C票）	57
4.1. 収集事例の内訳	57
4.2. 児童の委託開始年齢	57
4.3. 児童の性別	58
4.4. 児童の年齢	58
4.5. 子どもの国籍	59
4.6. 父親の国籍	60
4.7. 母親の国籍	60
4.8. 養護問題発生理由	60
4.9. 虐待	63
4.10. 障害	64

4.11.	委託時の実父・実母の年齢層	64
4.12.	委託解除の理由	65
4.13.	措置変更先	66
4.14.	18歳以上の措置延長	67
4.15.	委託時の養育者の年齢	67
4.16.	委託時の実子（養子）	67
4.17.	委託時の里子	68
4.18.	面会から委託までの期間	68
4.19.	里子の対応困難	68
4.20.	里親の課題	70
4.21.	支援の課題	71
4.22.	実親とのかかわり	72
5. 遺棄児童（棄児・置き去り児）の事例分析（D票）		74
5.1.	区分	74
5.2.	年齢	74
5.3.	性別	75
5.4.	推定体重	75
5.5.	子どもが発見された場所	76
5.6.	発見場所の環境	78
5.7.	着衣等の状態	78
5.8.	親の通報と親、子ども特定のための情報	79
5.9.	子どもの健康状態と障害	80
5.10.	把握できる子どもの障害	80
5.11.	遺棄者、および遺棄の状況	81
5.12.	遺棄に至る情報、および希望	81
5.13.	父母の状況	84
5.14.	出産時の状況	86
5.15.	遺棄時の親の状況	87
5.16.	遺棄した地域	89
5.17.	養育についての親の希望	89
考察		93
「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」調査票		99
「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」記入要領		123

「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」

調査結果

児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査

庄司順一（青山学院大学 教授・日本子ども家庭総合研究所）

○宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院 准教授）

澁谷昌史（関東学院大学 准教授）

有村大士（日本子ども家庭総合研究所 研究員）

1. 調査の概要

1.1. 調査目的

厚生労働省の社会保障審議会 社会的養護専門員会で示された「里親委託ガイドライン」では、里親養育の推進にとどまらず、里親養育を第一義的に選択することや体制整備についても踏み込んだ意見が取りまとめられた。しかしながら、実際に里親制度を推進していくためには、里親家庭の新規開拓・募集（リクルート）や委託率の向上、支援システムのあり方など様々な課題の解決が求められている。本調査は、里親制度について、現状を把握し、構造的な課題を明確にするとともに、今後より一層充実させていくための方策に役立てていくことを目的とする。

1.2. 調査方法

主任研究者、共同研究者、全児相事務局等を交えて、調査項目を検討し、調査票案を作成した。その調査票案に対し、全国児童相談所長会ブロック幹事を通じて全国の児童相談所の意見を求め、調査票を修正した。修正後の調査票を使用し、全国の児童相談所に対して、質問紙調査を実施した。

なお、今回の調査ではパスワードで保護した専用ホームページを用意した。各児童相談所には、必要に応じて調査票（PDF フォーム）をホームページからダウンロードしてもらい、記入後 E-mail により回収した。

1.3. 倫理的配慮

回収した調査結果はコンピューターにより機械的に処理した。また、特定の児童相談所についての個別の分析は行わないこととした。

1.4. 調査票の構成

今回の調査票では、A 票から D 票まであわせて 4 種類の調査票を作成した。そのうち、A 票から C 票は里親委託に関して尋ねた。A 票は各自治体の中央児童相談所を対象とし、各自治体の状況を尋ねた。B 票は各児童相談所の管轄地域の状況を尋ねた。C 票は個別のケースについて回答を求めた。D 票は遺棄児童（棄児・置き去り児）に関して調査を行った。

1.5. 回収

194 児童相談所より提出があり、回収率は 94.6%であった。東日本大震災後は、東北地方で提出のなかった児童相談所には調査票提出を求めなかった。なお、一部に無効なデータや無記入の項目

があったため、文中では有効回答数に応じて母数が変化する。

1.6. 調査結果の要点

ページ数も多いため、今回調査の要点を端的に示す。なお、詳細については「考察」を参照されたい。

まず各自治体における里親委託の現状を探った A 票では、里親への新規委託率の高さは、里親の開拓が進んでいるかどうかに影響を受けていた。また、そこには家庭的養護の促進について、自治体の方針が大きく影響を与えていることが考えられた。

次に、各児童相談所における里親委託の現状を探った B 票では、「理想」として乳幼児期の委託を進めたいが、「現状」は親権の影響で乳幼児期の委託が進まず、逆に高齢の施設不適応児については一部里親委託を行っているといった、「理想」と「現状」の大きな乖離が把握された。また、里親委託に関する意思決定の類型が「理想」と「現状」それぞれで把握され、「理想」において里親委託を選択する自治体は、やはり「現実」でも里親委託を推進するという意思決定パターンをとる可能性が高いことが確認できた。

C 票は、里親委託事例について尋ねた。年代に応じて、里親家庭に対してどのような支援が必要なのかが数値的にまとめられ、また委託解除につながりやすい項目が把握できたことは、大きな意義があったといえる。日本における里親援助指針等を充実させていく際に根拠とできる。また、里親に対して、子どものライフステージ上において起こりそうな課題について、事前に相談や研修などで伝えることができる。

D 票では、子どもの遺棄事例について尋ねた。近年、遺棄については本調査ほど詳細なものはない。本研究で明らかになった実態に対して、細かな施策が立てられる必要がある。特に、「このとりのゆりかご」の分析も含め、日本における個人（特に女性）、あるいはファミリーサービス全般に、個別に相談できるサービスが充実されるべきことが明確になった。

2. 各自治体における里親委託の現状（A 票）

A 票は各自治体における里親委託の現状を把握し、各自治体における里親委託の全体像について分析を行った。

2.1. 新規里親への委託等の現状

各年度に養育里親家庭に新規に委託された児童数は平成 17 年度から平成 20 年度までは毎年 1,000 人前後であり、平成 21 年度は 1,200 人を超えていた。また、「養育里親」「専門里親」「親族里親」「養子縁組里親」別の割合は、年度ごとに多少の変化はあるものの、いずれの年度も「養育里親」が全体の約 4 分の 3 を占めていた。「養子縁組里親」は、平成 17 から 20 年度にかけては 5～7%であったが、平成 21 年度は 10%を超えている。ただし、平成 19 年度以前は、制度上「養子縁組里親」が明確に区別されていなかったことから単純には比較できない。（表 1）。

新規に里親として登録された家庭数は、平成 17 年度から 20 年度まで約 1000 家庭前後で推移していた。平成 21 年度は、20 年に「養子縁組里親」が明確に切り分けられたことによりそれまで養

育里親等の登録をしていた家庭が改めて養子縁組里親としても登録を行ったことも含めて養子縁組里親の新規登録が非常に多かった（表2）。

表1 新たに里親に委託された児童数の推移¹

			1歳未満	1歳以上3歳未満	3歳以上未就学	小学生	中学生	高校生・その他	有効回答	合計
平成17年度	養育・短期里親	合計	44	185	205	217	104	98	53	853
		割合(種別)	5.2%	21.7%	24.0%	25.4%	12.2%	11.5%		100%
		割合(年齢層)	78.6%	81.1%	86.5%	79.8%	75.9%	81.7%		81.2%
		平均値	0.83	3.49	3.87	4.09	1.96	1.85		16.09
	専門里親	合計	0	3	3	14	4	7	53	31
		割合(種別)	0.0%	9.7%	9.7%	45.2%	12.9%	22.6%		100%
		割合(年齢層)	0.0%	1.3%	1.3%	5.1%	2.9%	5.8%		3.0%
		平均値	0.00	0.06	0.06	0.26	0.08	0.13		0.58
	親族里親	合計	2	4	23	41	29	15	53	114
		割合(種別)	1.8%	3.5%	20.2%	36.0%	25.4%	13.2%		100%
		割合(年齢層)	3.6%	1.8%	9.7%	15.1%	21.2%	12.5%		10.9%
		平均値	0.04	0.08	0.43	0.77	0.55	0.28		2.15
	養子縁組里親	合計	10	36	6	0	0	0	53	52
		割合(種別)	19.2%	69.2%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%		100%
		割合(年齢層)	17.9%	15.8%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%		5.0%
		平均値	0.19	0.68	0.11	0.00	0.00	0.00		0.98
合計	合計	56	228	237	272	137	120		1050	
	割合	5.3%	21.7%	22.6%	25.9%	13.0%	11.4%		100%	
	平均値	1.06	4.30	4.47	5.13	2.58	2.26		19.81	
平成18年度	養育・短期里親	合計	54	171	182	218	103	76	55	804
		割合(種別)	6.7%	21.3%	22.6%	27.1%	12.8%	9.5%		100%
		割合(年齢層)	78.3%	78.1%	87.5%	78.4%	79.8%	76.0%		76.6%
		平均値	0.98	3.11	3.31	3.96	1.87	1.38		14.62
	専門里親	合計	0	0	2	13	3	6	55	24
		割合(種別)	0.0%	0.0%	8.3%	54.2%	12.5%	25.0%		100%
		割合(年齢層)	0.0%	0.0%	1.0%	4.7%	2.3%	6.0%		2.3%
		平均値	0.00	0.00	0.04	0.24	0.05	0.11		0.44
	親族里親	合計	0	3	9	47	23	18	55	100
		割合(種別)	0.0%	3.0%	9.0%	47.0%	23.0%	18.0%		100%
		割合(年齢層)	0.0%	1.4%	4.3%	16.9%	17.8%	18.0%		9.5%
		平均値	0.00	0.05	0.16	0.85	0.42	0.33		1.82
	養子縁組里親	合計	15	45	15	0	0	0	55	75
		割合(種別)	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%		100%
		割合(年齢層)	21.7%	20.5%	7.2%	0.0%	0.0%	0.0%		7.1%
		平均値	0.27	0.82	0.27	0.00	0.00	0.00		1.36
合計	合計	69	219	208	278	129	100		1003	
	割合	6.9%	21.8%	20.7%	27.7%	12.9%	10.0%		100%	
	平均値	1.25	3.98	3.78	5.05	2.35	1.82		18.24	
平成19年度	養育・短期里親	合計	64	171	219	177	121	105	59	857
		割合(種別)	7.5%	20.0%	25.6%	20.7%	14.1%	12.3%		100%
		割合(年齢層)	88.9%	80.3%	86.6%	76.0%	80.7%	78.9%		81.6%
		平均値	1.08	2.90	3.71	3.00	2.05	1.78		14.53
	専門	合計	2	4	7	9	5	8	59	35

¹ 各年度毎の里親委託された児童数について委託された里親種別、年齢層別に示した。なお、「割合(種別)」は同年度の同じ里親種別に占める割合を示し、「割合(年齢層)」は同年度、同年代での割合を示したものである。

	里親	割合(種別)	5.7%	11.4%	20.0%	25.7%	14.3%	22.9%		100%	
		割合(年齢層)	2.8%	1.9%	2.8%	3.9%	3.3%	6.0%		3.3%	
		平均値	0.03	0.07	0.12	0.15	0.08	0.14		0.59	
	親族 里親	合計	1	4	14	44	24	20	59	107	
		割合(種別)	0.9%	3.7%	13.1%	41.1%	22.4%	18.7%		100%	
		割合(年齢層)	1.4%	1.9%	5.5%	18.9%	16.0%	15.0%		10.2%	
	養子 縁組 里親	合計	5	34	13	3	0	0	59	55	
		割合(種別)	9.1%	61.8%	23.6%	5.5%	0.0%	0.0%		100%	
		割合(年齢層)	6.9%	16.0%	5.1%	1.3%	0.0%	0.0%		5.2%	
	合計	合計	72	213	253	233	150	133		1054	
		割合	6.8%	20.2%	24.0%	22.1%	14.2%	12.6%		100%	
		平均値	1.22	3.61	4.29	3.95	2.54	2.25		17.86	
	平成 20 年度	養育 ・ 短期 里親	合計	74	203	228	182	126	115	59	928
			割合(種別)	8.0%	21.9%	24.6%	19.6%	13.6%	12.4%		100%
			割合(年齢層)	83.1%	83.2%	83.8%	76.8%	75.9%	81.6%		88.4%
平均値			1.25	3.44	3.86	3.08	2.14	1.95		15.73	
専門 里親		合計	1	0	8	11	16	15	59	51	
		割合(種別)	2.0%	0.0%	15.7%	21.6%	31.4%	29.4%		100%	
		割合(年齢層)	1.1%	0.0%	2.9%	4.6%	9.6%	10.6%		4.9%	
		平均値	0.02	0.00	0.14	0.19	0.27	0.25		0.86	
親族 里親		合計	0	4	9	43	24	11	59	91	
		割合(種別)	0.0%	4.4%	9.9%	47.3%	26.4%	12.1%		100%	
		割合(年齢層)	0.0%	1.6%	3.3%	18.1%	14.5%	7.8%		8.7%	
		平均値	0.00	0.07	0.15	0.73	0.41	0.19		1.54	
養子 縁組 里親		合計	14	37	27	1	0	0	59	79	
		割合(種別)	17.7%	46.8%	34.2%	1.3%	0.0%	0.0%		100%	
		割合(年齢層)	15.7%	15.2%	9.9%	0.4%	0.0%	0.0%		7.5%	
	平均値	0.24	0.63	0.46	0.02	0.00	0.00		1.34		
合計	合計	89	244	272	237	166	141		1149		
	割合	7.7%	21.2%	23.7%	20.6%	14.4%	12.3%		100%		
	平均値	1.51	4.14	4.61	4.02	2.81	2.39		19.47		
平成 21 年度	養育 ・ 短期 里親	合計	71	181	196	207	128	123	59	906	
		割合(種別)	7.8%	20.0%	21.6%	22.8%	14.1%	13.6%		100%	
		割合(年齢層)	74.0%	74.5%	78.4%	71.1%	67.4%	82.0%		86.3%	
		平均値	1.20	3.07	3.32	3.51	2.17	2.08		15.36	
	専門 里親	合計	1	9	11	20	12	9	59	62	
		割合(種別)	1.6%	14.5%	17.7%	32.3%	19.4%	14.5%		100%	
		割合(年齢層)	1.0%	3.7%	4.4%	6.9%	6.3%	6.0%		5.9%	
		平均値	0.02	0.15	0.19	0.34	0.20	0.15		1.05	
	親族 里親	合計	1	3	10	60	47	18	59	139	
		割合(種別)	0.7%	2.2%	7.2%	43.2%	33.8%	12.9%		100%	
		割合(年齢層)	1.0%	1.2%	4.0%	20.6%	24.7%	12.0%		13.2%	
		平均値	0.02	0.05	0.17	1.02	0.80	0.31		2.36	
	養子 縁組 里親	合計	23	50	33	4	3	0	59	113	
		割合(種別)	20.4%	44.2%	29.2%	3.5%	2.7%	0.0%		100%	
		割合(年齢層)	24.0%	20.6%	13.2%	1.4%	1.6%	0.0%		10.8%	
平均値		0.39	0.85	0.56	0.07	0.05	0.00		1.92		
合計	合計	96	243	250	291	190	150		1220		
	割合	7.9%	19.9%	20.5%	23.9%	15.6%	12.3%		100%		
	平均値	0.42	1.14	1.29	2.47	1.81	0.98		8.12		
小規模 住居型	合計	0	5	22	62	45	31	59	165		
	割合(種別)	0.0%	3.0%	13.3%	37.6%	27.3%	18.8%		100%		

	平均值	0.00	0.08	0.37	1.05	0.76	0.53		2.80
--	-----	------	------	------	------	------	------	--	------

表2 新規に里親として登録された家庭数の推移

		養育・短期 里親	専門里親	再掲(うち、 養育・短期 里親)	親族里親	養子縁組 里親	小規模住 居型	有効 回答	合計
平成 17 年度	合計	811	64	58	88	79		54	984
	割合	82.4%	6.5%	5.9%	8.9%	8.0%			
	平均値	15.02	1.19	1.07	1.63	1.46			
平成 18 年度	合計	788	57	54	92	97		56	980
	割合	80.4%	5.8%	5.5%	9.4%	9.9%			
	平均値	14.07	1.02	0.96	1.64	1.73			
平成 19 年度	合計	844	51	43	89	74		59	1015
	割合	83.2%	5.0%	4.2%	8.8%	7.3%			
	平均値	14.31	0.86	0.73	1.51	1.25			
平成 20 年度	合計	875	68	59	77	87		60	1048
	割合	83.5%	6.5%	5.6%	7.3%	8.3%			
	平均値	14.58	1.13	0.98	1.28	1.45			
平成 21 年度	合計	768	84	66	96	628	56	60	1510
	割合	50.9%	5.6%	4.4%	6.4%	41.6%	3.7%		
	平均値	12.80	1.40	1.10	1.60	10.47	0.93		

表3 施設への入所状況の推移（定員及び現員は、各年度3月31日現在）

		乳児院			児童養護施設			情緒障害児 短期治療施設			児童自立支援施設		
		新規	定員	現員	新規	定員	現員	新規	定員	現員	新規	定員	現員
		平成 17 年度	合計	2392	3474	2733	5823	30521	26606	370	1133	740	1116
	平均	44.30	63.16	50.61	107.83	565.20	492.70	6.85	24.11	14.51	20.67	69.69	28.50
	有効回答	54	55	54	54	54	54	54	47	51	54	51	54
平成 18 年度	合計	2200	3510	2771	5538	31410	26668	459	1333	900	1106	3538	1557
	平均	38.60	61.58	48.61	97.16	541.55	467.86	8.20	26.66	16.07	19.40	66.75	27.32
	有効回答	57	57	57	57	58	57	56	50	56	57	53	57
平成 19 年度	合計	2093	3484	2762	5520	31773	26264	325	1295	898	1065	3396	1538
	平均	36.09	60.07	47.62	95.17	538.53	460.77	5.80	25.90	15.75	18.68	65.31	26.98
	有効回答	58	58	58	58	59	57	56	50	57	57	52	57
平成 20 年度	合計	1994	3421	2714	4954	31099	26817	355	1313	1069	997	3401	1633
	平均	35.61	60.02	47.61	88.46	536.19	470.47	6.34	26.80	18.75	17.80	65.40	28.65
	有効回答	56	57	57	56	58	57	56	49	57	56	52	57
平成 21 年度	合計	1928	3446	2775	4770	32048	26681	336	1372	1048	911	3417	1560
	平均	33.82	59.41	47.84	83.68	543.19	460.02	5.89	28.00	18.39	15.98	64.47	26.90
	有効回答	57	58	58	57	59	58	57	49	57	57	53	58

2.2. 委託の種類

各自治体の委託の特徴を端的に把握するために委託の内訳を利用し、クラスター分析を行った²。その結果、6つの類型が抽出された。6つの類型について、t検定を使用し、新規委託率の高低について分析を行った。その結果、新規里親委託については類型6、5の順番で高くなっており、逆に類型1から4は相対的に里親新規委託率が低かった（表4）。

² クラスター分析とは、同じような特徴を持つ類型に分類する手法である。今回は、Ward法を採用し、第1主成分で並べ替えを行い、分析を行った。

表4 委託の内訳によるクラスター分析結果³

		類型 1	類型 2	類型 3	類型 4	類型 5	類型 6
自治体数		20	8	9	7	11	1
養育里親新規委託率	高 A						
	低 B						
	平均 C	1.43%	1.58%	1.93%	2.33%	6.20%	11.95%
専門里親新規委託率	高 A						
	低 B						
	平均 C	1.39%	1.41%	1.58%	2.14%	5.52%	11.79%
親族里親新規委託率	高 A						
	低 B						
	平均 C	1.08%	1.04%	1.22%	1.61%	4.53%	11.79%
養子縁組里親	高 A						
	低 B						
	平均 C	0.92%	0.76%	1.03%	1.02%	3.31%	6.79%
グループホーム新規委託率	高 A						
	低 B						
	平均 C	0.56%	0.50%	0.67%	0.61%	1.99%	3.23%
乳児院新規入所率	高 A						
	低 B						
	平均 C	18.19%	19.03%	16.99%	34.46%	17.44%	14.34%
児童養護施設新規入所率	高 A						
	低 B						
	平均 C	56.04%	50.23%	67.77%	43.30%	44.04%	33.33%
情緒障害児短期治療施設新規入所率	高 A						
	低 B						
	平均 C	2.37%	12.06%	2.96%	0.91%	1.93%	4.65%
児童自立支援施設新規入所率	高 A						
	低 B						
	平均 C	13.88%	7.79%	3.10%	6.91%	8.84%	5.43%

2.3. 里親委託率の高低と自治体の特徴

里親への新規委託率、および施設への新規入所率から算出した類型（表4）のうち、里親委託率の高い類型5、6を「高群」、その他の類型1、2、3、4を「低群」と分類し、里親委託率の高低と自治体の特徴について分析を行った。

2.3.1. 施設への新規入所率と里親新規委託率

従来より、施設数が少なく施設入所率が高い自治体ほど里親委託が優先され里親委託率が高くなるという傾向が語られてきた。しかし、平成21年度の新規委託の割合と各施設種別への新規入所率を調べたところ、必ずしもそのような傾向は確認できなかった。図1、図2は乳児院と児童養護施設に関して高群と低群の入所率の差を分析したものであるが、統計的な差異は認められなかった。情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設も、同様に統計的な差はなかった。

³ ここでの平均は、新規委託された子どものうち、各里親、あるいは施設種別における新規委託率を、クラスター分析で算出された類型ごとに示したものである。なお、各類型における「割合」を示したものであり、足し合わせても100%にならない場合がある。

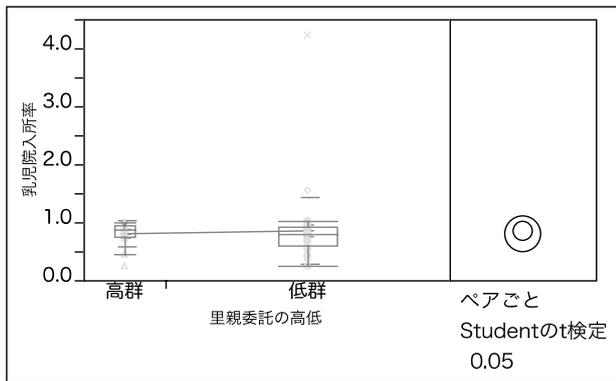


図1 「里親新規委託の高低」と「乳児院入所率」

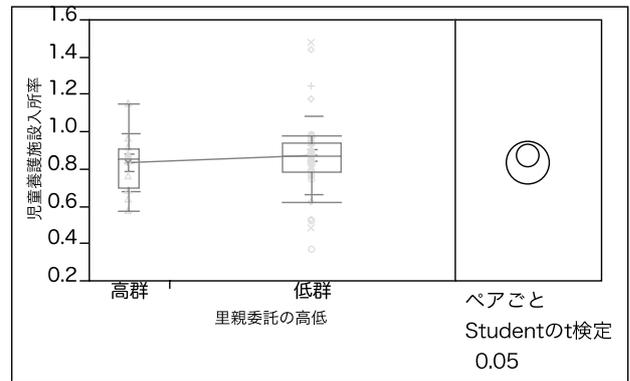


図2 「里親新規委託の高低」と「児童養護施設入所率」

次に、自治体における世帯あたりの里親家庭数の割合と里親への新規委託率の高低の関係について調べたところ、千世帯あたりの里親家庭数、養子縁組里親数、養子縁組以外の里親数、養育里親数において、高群の方が低群と比較し、里親登録している世帯数そのものの数が多いことが分かった。しかし、逆に小規模住居型児童養育事業との関係では少なかった（図3、図4、図5、図6）。

加えて、平成17年度から平成21年度までの里親、および里親と小規模住居型児童養育事業の新規登録数を分母として、里親、里親と小規模住居型児童養育事業への新規委託数を分子として計算し、それぞれ里親新規委託率、家庭的養護新規委託率として分析を行った。その結果、図7のように一定程度「高群」が「低群」と比較し、委託率が高いことを示しているが統計的有意が得られるほどの結果ではなかった。統計的には有意は得られないものの、一定程度の影響があることは確認できた。

興味深いのは表4の類型で示したとおり、里親委託新規委託率が高群の方が小規模住居型児童養育事業に新規委託している割合が高かった。従って、小規模住居型児童養育事業を整備していることと、活用していることは同義ではなく、むしろ活用にあたっては里親、小規模住居型児童養護施設を含め、家庭的養護を推進するかどうかという方針が強く影響を与えていることが示唆された。

また、里親、およびグループホームまで含めた家庭的養護の活用は、その活用の割合よりも千世帯あたりの里親家庭数等、里親の裾野の広さのほうが重要であるという結果といえる。

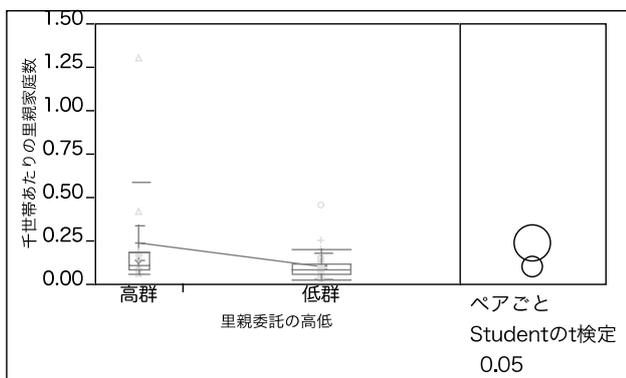


図3 「里親新規委託の高低」と千世帯あたりの里親家庭数*

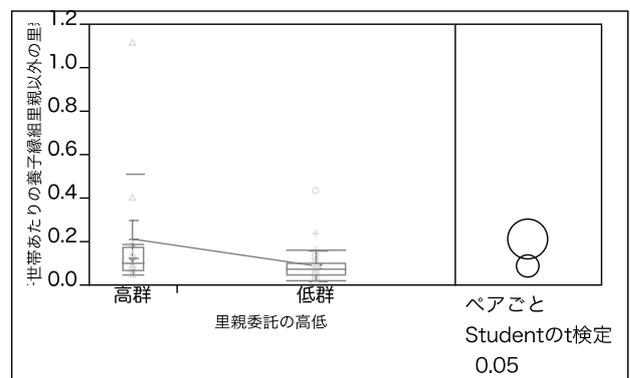


図4 「里親新規委託の高低」と千世帯あたりの養子縁組里親を除く里親家庭数*

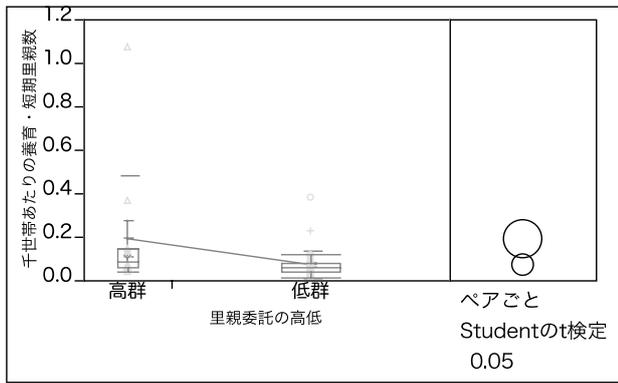


図5 「里親新規委託の高低」と千世帯あたりの養育・短期里親数*

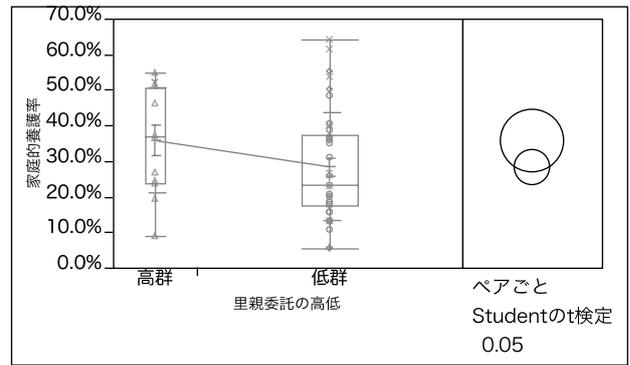


図7 「里親新規委託の高低」と家庭的養護新規委託率

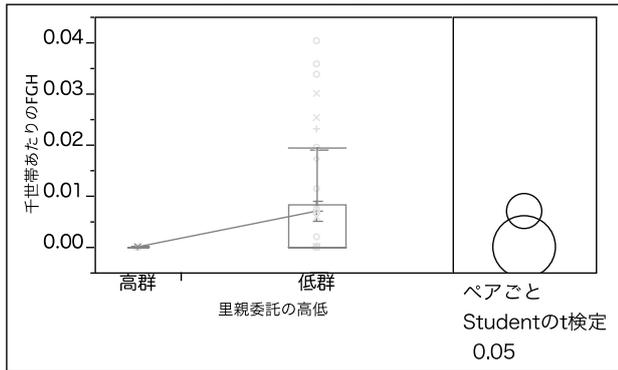


図6 「里親新規委託の高低」と千世帯あたりの小規模住居型児童養育事業*

2.4. 里親委託に関する自治体単独での適正化ルール

里親委託に関しては、国の法律だけでは制度を十分にカバーするには限界がある。自治体内で適正化ルールを定め、より里親委託の普遍性を高めている自治体もある。適正化ルールについては以下のとおりである（表5）。

このルールで、家庭訪問をおこなったり養育状況の報告を求めることにおいては共通しているものの、「新規の委託後、1週間・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月を目安に里親宅を訪問」「新規委託の場合、原則として月1回里親宅を訪問する」という密度の濃い対応を定めている場合もあれば、かなり緩やかな対応としている例もあることがわかった。

また、実親と里親との接触を禁止するルールが、定められている例が少なくないことや、「里親サロンへの参加の義務づけ」や「マッチング中に施設、里親、児相とがカンファレンスを行いながら、委託を進めていく」といった取組が行われていることがわかった。

表5 適正化ルール一覧

全種別

- 家庭訪問（7）
 - 委託開始1ヶ月後に家庭訪問を行う。
 - 委託後6ヶ月間は原則月1回家庭訪問し、状況確認する。
 - 委託後の訪問等について「里親援助訪問基準表」がある。
 - 原則として1年に1回は里親宅を訪問し、里親と委託児童から現状を確認する。
 - 新規の委託後、1週間・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月を目安に里親宅を訪問することとする。
 - 新規委託の場合、原則として月1回里親宅を訪問する。
 - 地区担当CW及び里親担当による家庭訪問あるいは来所相談の実施。
- 状況報告・調査書（4）
 - 市内の里親は3ヶ月に1回以上、管轄外の里親は毎月「受託児童の状況報告書」を提出してもらう。
 - 新規委託の場合、原則として月1回養育報告書の提出を求める。
 - 年2回、施設入所ケースに準じた養育状況調査を実施。
 - 里子を預けている場合、原則として月1回状況を取りまとめた養育記録（A41枚）を提出するよう、里親に求めている。
- マニュアル・ガイドライン（2）
 - 職員向けの登録から委託・支援までのマニュアル「里親委託・指導の手引」がある。
 - 里親委託にかかる基本方針を定めたガイドラインがある。
- 健康の確認（1）：健康状態確認のため、申請時に健康診断書の提出を求める。
- 関係者会議（1）：委託前に関係者会議を開催し、子どもの情報を提供し支援依頼する。
- 支援体制の確立（1）：市町村、児童委員等の地域支援体制の確立。
- 発達検査（1）：就学前児童については年に一度発達検査を行う。
- 住居の条件（1）：住居の広さは、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保できること。
- 家族全員の話し合い（1）：上記打診により前向きな回答を得た場合は、最終決定できるだけの情報を提示し、受諾については必ず家族全員で話し合ってもらおう。
- 里親・子どもの意思確認（1）：長期、短期、3日里親委託にかかわらず、新たに児童を委託する場合には、委託前に里親と子どもの面会を重ねた上で、子どもと里親双方の意思確認をする。
- 児相と里親の意思確認（1）：マニュアル等で定めてはいないが、委託までには必ず子どもと里親の面会を複数回行い、双方の意思確認をしている。（子どもの場合年齢、発達に応じた方法で）
- 目的の妥当性（1）：申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。
- 児相内チームの確立（1）：通所指導が必要なケースについては、ケースワーカー、心理士、里親担当の3人チームでケースにあたる。
- 最低限の情報提示（1）：当初打診時には、児童の個人情報保護に留意し必要最小限の情報のみを伝え、受けてもらえるか判断してもらおう。

- 里親会の入会（1）：里親会への入会を勧めている。

親族里親以外（57）

- 双方の意思（12）
 - 新たに児童を委託する場合に、原則として委託前に里親と子どもの面会を行った上で、子どもと里親双方の意思確認をすることとする。（11）
 - 慣例として、新たに児童を委託する場合に、原則として委託前に里親と子どもの面会を行った上で、子どもと里親双方の意思確認を行うこととしている。
- マッチングへの配慮（9）
 - 委託児童と里親とのマッチングは、児童の担当職員と里親支援担当職員が行っている。
 - 委託児童と里親とのマッチングは、里親と里親担当職員の参加のもとで行う。（3）
 - 新規里親委託を行う場合、必ずマッチング期間を設け、面会、外出、外泊等を計画的に行い、里親、里子の意思確認をした上で委託する。
 - 委託児童と里親とのマッチングは、里親と顔馴染みの担当職員の参加のもとで行う。（3）
 - 初回のマッチングについては、里親担当が面会に立ち会う。面会、外出、外泊とステップを踏む。
- 実親との接触禁止（8）
 - 実親と里親が直接接触することは原則として認めていない。（4）
 - 実親と里親が直接接触することは認めていない。
 - 実親と里親が直接接触することは原則として行っていない。
 - 実親と里親が直接接触することは原則としていない。里親の了解を得て行う場合もある。
 - 実親と里親の直接接触は、さけるようにしている。
- 家庭訪問（6）
 - 新規委託した場合は、当面の間児童福祉司等、あるいは里親支援機関が原則1週間に1回以上里親家庭を訪問するか、来所を求める。
 - 新規の委託を行なう場合には、委託後2週間以内に児童福祉司と里親担当で里親家庭を訪問し、その後も状況に応じて家庭訪問を実施する。（2）
 - 新規委託後は原則1週間～10日以内に里親宅を訪問する
 - 新規の委託を行う場合には、当面の間、担当の児童福祉司もしくは里親担当が原則1週間に日以上里親家庭を訪問することとする。
 - 試験外泊は1か月を目安とし、その間、担当の児童福祉司が家庭訪問等で状況を確認する。
- 年齢制限（3）
 - 主たる養育者となるものの年齢は、25歳以上65歳未満であること。
 - 里親申込者の年齢は、原則として25歳以上65歳未満であること。
 - 里子の養育については、里親の年齢を原則として75歳までとする。但し、再認定にあたり、75歳を超えていても、里親としての貴重な経験を有するなど、特に児童の養育に支障がない場合は、認定をすることができる。
- 収入の状況（2）
 - 年収が生活保護支給額の1.5倍以上。
 - 家庭の収入の大部分が、他よりの援助によらず、自力で営まれていること。少なくとも、収入が生活保護基準を下回らないこと。
- マニュアル（2）
 - 管轄外里親への委託についてマニュアルがある。
 - 職員向けの、マッチングから委託後のフォローまでのマニュアルがある。
- 居室の状況（2）
 - 養育される児童2人に対して、少なくとも1室が使用できる状態であること。ただし、養育される児童が男子と女子の場合は別室であること。
 - ・居室は2室以上。・台所、便所、洗面所、浴室が確保されていること。・居室面積合計が10畳以上確保され、1人当たり（委託児を含む）3畳以上あること。
- 里親サロンへの出席（2）
 - 里親会（月1回）や里親サロン（月1回）への参加をすすめる。
 - 里親会が主催する里親サロンへの出席を求める。

- 記録・報告書の提出（2）
 - 新規の委託の場合、里親に養育記録の記入、提出を求めている。
 - 新規委託した場合は、当面毎月養育報告書の提出を求める。
- 家庭訪問＋子どもの情報提供（1）：新たに里親を委託する場合には、児童担当の福祉司と里親担当の福祉司が家庭訪問を行い、里親（できる限り父母とも）に対して児童の状況、家族背景等について説明する。同日に児童に面接を行うが、児童の特性等により、施設と協議し、必要な配慮を行う。
- 家庭訪問＋報告書（1）：養育が順調に行った場合は、学期ごと（年に3回）に養育報告書の提出と児童福祉士等の里親宅訪問を実施する。
- 未委託里親への意思確認（1）：里子を委託していない里親に対して、年1回は必ず児相が連絡をとり、登録継続の意思確認を行う。継続の意思がない場合は登録を抹消する。
- 養育里親の経験（1）：養子縁組希望であっても子どもと接する機会を増やすために、養育里親として登録してもらい、短期委託等の経験を積んでもらうよう進めている。
- 子どもの納得（1）：試験養育期間は、乳幼児の場合はほぼ3週間を目安とし、年長児の場合は子どもの納得が得られれば速やかに試験外泊に切り替える。
- 実親の同意（1）：里親委託の同意が実親から得られた場合、速やかに里親を探す。
- 面会后里親の意思確認（1）：委託児童と里親との面談後、2.3日で里親の意向を聴取する。
- 家族の状況（1）：・家族全員が、里親を受け入れることに同意し協力的であること。・家族のうちに常に介護が必要な者がいないこと。
- 国要件（1）

専門里親以外

- 里親担当職員向けの「里親業務マニュアル」がある。

養育里親・専門里親

- 他機関との協働（2）
 - マッチング中に施設、里親、児相とがカンファレンスを行いながら、委託を進めていく。
 - 里親認定前には児相だけでなく、里親相談員、家庭養育支援センター(県独自)の研修により適性を評価している。
- 双方の意思確認（2）
 - 原則委託前に里親と子どもの面会を行い、双方の意思確認を行う。
 - 新たに児童を委託する場合に、原則として委託前に里親と子どもの面会を行ったうえで、子どもと里親双方の意思確認をする。
- 年齢制限（1）：里親申込者のうち、主たる申込者となる者の年齢は、25歳以上65歳未満（短期条件付・レスパイト限定付養育家庭の場合はこの限りでない）
- 里親サロン参加の義務付け（1）：新規委託の場合、委託から1年間は、里親サロンへの参加を義務付けている。
- 子のリスクの理解（1）：新たに児童を委託する場合に、事前に子どもに関する情報(背景、生活歴、発達状況、疾病、障害のリスク等)を伝える。
- 収入基準（1）：里親申請者の世帯収入が、生活保護基準の1.5倍以上あること。
- 権利ノートの配布（1）：委託時に権利ノートを渡し、説明をしている。
- 研修の修了（1）：それぞれ養育里親研修、専門里親研修を終了していること。*養子縁組希望里親については規定はないが、養育里親研修の受講をできるだけ促すこと。
- 配偶者がいない場合の条件（1）：里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の①②両方の要件を満たしていること。①児童養育の経験があること、又は保健師等の資格を有していること、②申込者と同居し、主たる養育者を補助できる20歳以上の子又は父母等がいること。
- 実親との接触の条件（1）：実親と養育里親が接触するのを認めているが、原則として子ども相談所が間に入り調整している。

養育里親・養子縁組里親

- 年齢制限（4）
 - 新規登録申込者の年齢は、概ね25歳から60歳までとする。
 - 新規登録の年齢制限は設けていないが内規として「受託の際に児童との年齢差が40歳程度までが望ましい」としている。

- 初めての委託の場合、子供との年齢差はおおむね 45 歳まで(短期委託は除く)を目安とする。
- 新規登録の場合「児童が 18 歳になる時点で年齢が 65 歳以下であること」の要件あり
- マニュアル (3)
 - 「里親委託マニュアル」(職員向け)がある。
 - 児童相談所・施設職員向けの「施設から里親委託までの進め方モデル(乳児院版、児童養護施設版)」を作成している。
 - 職員向けの「交流から委託までのマニュアル」がある。
- 実親との接触禁止 (1)：実親と里親が直接接触することは、原則認めていない。
- 単身の場合、養育者がいるか (1)：同様に内規として「単身世帯の場合には、主たる養育者の補助者として児童の養育に関わることができる親族等がいること」としている。
- 家庭訪問 (1)：新規委託を行った場合は、原則として 1 ヶ月に 1 度の訪問を、4 ヶ月間実施している
- 研修の修了 (1)：新規委託里親研修会を 1 年に 1 回実施し、原則として参加を義務付けしている

養育里親

- 年齢制限 (3)
 - 原則として 25 歳以上 65 歳未満(短期は 70 歳未満まで)
 - 原則として申請時の年齢が 60 才以下であること。ただし、養育里親以外で、養育が可能と認められる場合は、この限りではない。
 - 登録者の定年制(受託されていなければ里父 65 歳、里母 60 歳を基本)
- ハンドブックの配布 (1)：養育里親に里親制度や児童相談所等関連機関の役割等を理解してもらうため、「里親ハンドブック」を配布する。
- 双方の意思確認 (1)：新たに児童を委託する場合に、原則として委託前に里親の子どもの面会を行った上で、子どもと里親の意思確認をすることとする。
- 実親との接触禁止 (1)：実親と里親が直接接触することは原則として認めていない。

専門里親

- 国要件 (1)：専門里親の要件(ア)養育里親名簿に登録されている者であって、三年以上の養育経験を有するもの。(イ)三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの。(ウ)都道府県知事が(ア)及び(イ)に該当する者と同等以上の能力を有すると認定したもの。
- 年齢制限 (1)：原則として 25 歳以上 65 歳未満。
- 養育への専念 (1)：主たる養育者が委託児童の養育に専念できること。

親族里親

- ガイドライン (1)：親族里親申請の許可方針を定めている。
- 個別事情の考慮 (1)：親族里親については親族という特殊性からガイドラインを設けず、国の認定要件に沿って、個別事情を考慮して判断するものとする。

養子縁組里親

- 年齢制限 (6)
 - 里親と委託児童との年齢差がおおむね 40 歳未満。
 - 児童が成人したとき、里親はおおむね 65 歳未満であること。
 - 児童が 18 歳に達する際、概ね 65 歳まで。
 - 新規登録の年齢要件(子どもとの年齢差 40～45 歳を基本)。
 - 里親申込者は、25 歳以上 50 歳未満。
 - 原則として 25 歳以 65 歳未満。養子との年齢差は 50 歳以内であること。
- 研修の修了 (2)
 - 養子縁組里親の場合でも、基礎研修の 2 日間は受講するようになっている。
 - 養子縁組里親希望者に対しても夫妻で研修を極力受講してもらう。
- 配偶者がいること (2)
 - 養子縁組を希望する場合は、原則として配偶者がいること
 - 特別養子縁組前提の児童の実親には、親権者でない場合でも家庭裁判所の調査があることを説明し、縁組の承諾を働きかけ円滑な縁組成立を目指している。

- 実親の承諾（1）：縁組里親委託前に、児童の実親から養子縁組承諾書を受理している。
- 年齢制限＋結婚していること（1）：里親と子どもの年齢差は、望ましい年齢とし、婚姻していること。
- 台帳順の委託（1）：縁組里親の選定は、公平性・透明性を担保するため里親登録台帳に基づき登録順に行っている。
- 実親との接触禁止（1）：実親と養育里親が直接接触することは原則として認めていない。

2.5. 乳児の里親委託

乳児の里親委託については、愛知県などが積極的に取り組んできた経緯がある。全国状況を見ても、「乳児（0歳児）の養育里親への委託」を積極的に行っているのが10自治体（15.6%）、「養子縁組を前提にした乳児（0歳児）の里親委託」が14自治体（21.9%）であった。なお、「行っていない」はそれぞれ3割前後であり、「積極的に行っている」「必ずしも積極的とはいえないが、行っている」を合わせると、7割前後の自治体が行っていた（表6）。

表6 乳児の里親委託に対する取組状況

		積極的に行っている	必ずしも積極的とはいえないが、行っている	行っていない	合計
乳児（0歳児）の養育里親への委託	自治体数	10	31	23	64
	割合	15.6%	48.4%	35.9%	100.0%
養子縁組を前提にした乳児（0歳児）の里親委託	自治体数	14	32	18	64
	割合	21.9%	50.0%	28.1%	100.0%

次に、「里親新規委託率の高低」と「乳児（0歳児）の養育里親への委託」、「養子縁組を前提にした乳児（0歳児）の里親委託」の関係について調べてみると「乳児（0歳児）の里親委託」については統計的に有意な差が認められた。里親委託率「高群」では、3分の1の自治体が行っているのに対して、「低群」では1割弱に留まっていた（表7）。

表7 「里親新規委託率の高低」と「乳児（0歳児）の養育里親への委託」

度数		積極的に行っている	必ずしも積極的とはいえないが、行っている	行っていない	合計
高群	自治体数	4	7	1	12
	割合	33.3%	58.3%	8.3%	
低群	自治体数	4	21	19	44
	割合	9.1%	47.7%	43.2%	
合計		8	28	20	56

2.5.1. 乳児委託のルール・進め方

「乳児委託のルール、進め方」については各中央児童相談所の回答内容を里親新規委託率「高群」「低群」「その他⁴」それぞれに分けて表8に示した。「低群」「高群」いずれにせよ子どもの背景や生活リスク、将来の障害の発現、実親の了解など、様々な条件が絡み合う。

「高群」だけでなく、「低群」においても、優先的に里親委託を検討している自治体はある。また、背景、生活リスク、障害の発覚などの養育を進める上で起こる課題について説明を行っている

⁴ 「その他」は、一部数値の未記入等あり、「高群」「低群」に統計上分類できなかった自治体である。

のは同様であった。しかし、目立った差として、「低群」では養育を進める上で起こる課題を慎重に取り扱う表記が多いのに対して、「高群」では慎重に取り扱うだけでなく、積極的な意見があった。

表8 乳児委託のルール、進め方

里親新規委託率 高群

- 乳幼児は、まず優先的に里親委託を考えている。
- 病院から委託する場合は、出生後里親に入院中に病院へ通って頂き、沐浴指導、授乳指導を受けて頂く。里親家庭の受け入れ態勢が整い次第、退院し里親家庭へ迎え入れて頂く。出生後なるべく早い受入が望ましい。
- 家庭から委託の場合は、里親家庭へ一時保護委託を行い、保護者の同意が取れ次第措置へ変更する。保護者の同意が得られず、一時保護委託が続く場合は、他の里親へ委託変更も検討する。
- 特別養子縁組について相談受理時から親権者の同意が得られている場合には、できるだけ早く縁組みを行うようにしている。交流期間の長短にもよるが、生後2, 3か月で交流を開始し、1歳未満での委託も数例ある。乳児院措置時点で同意が得られている場合は、乳児院職員との愛着関係が形成される前に里親との交流を開始し、より自然な形で親子関係を築けるよう支援し、里親委託を進めている。委託後6ヶ月を目途に特別養子縁組の手続を進める。
- 養子縁組が可能な乳児：養子縁組希望里親名簿に沿って順番に打診する。
- 将来的に家庭引き取りが可能な児童：保護者の同意が得られれば、短期・長期を問わず、乳児の養育を希望する養育里親へ委託する。
- 主に「出生前相談」があり、実親の状況や子どもの発達リスク管理が十分に予見される場合には、「養子縁組を前提とした里親」の承知する場合に限り、新生児委託を行っている。
- 養子縁組に係る「誓約書」を徴することはない。
- 地域的には、乳児院利用が遠隔のため措置困難の場合があり、「養子縁組を前提とした里親」がすぐに見つからない場合には、養育里親に委託することとなる。
- 委託児童と里親のマッチングは、乳児院で実施し、里親及び地区担当 CW 及び里親推進員が必ず参加する。
- 乳児院のルールに沿って委託児童と里親の面会、外出及び外泊を実施している。
- 委託児童と里親の面会、外出及び外泊のときに、委託児童と里親の関係性を確認するために地区担当 CW と里親委託推進員が訪問している。委託児童と里親の関係性がよいと判断したときに里親委託する。
- 子どもの背景、生活歴、障害や疾病のリスクについて説明し、そこも含めた受容ができた段階で委託を考えていく。
- 出産前に保護者から養子縁組、若しくは里親希望の申し出があった場合、出産後に再度保護者の意向を確認する。里親にはリスク要因等説明し、意向確認する。
- 産婦人科の病院の協力が得られた場合には、里親が病院に入院し沐浴指導等を受ける。
- 乳児受託前実習の受講（30時間以上）の後、交流、外泊を経て委託する。
- 管内の乳児院が満員の時や、短期かつ緊急の場合などに、養育里親へ乳幼児の一時保護委託を行う場合がある。

里親新規委託率 低群

- 里親委託ガイドラインに基づき、月齢の低い乳児であっても積極的に委託を検討する。
- 実親から里親委託、養子縁組の同意が取れていること。
子育て経験のない里親については、乳児院での研修を行う。
将来なんらかの障害が出る可能性のある児について、その旨を里親に説明し、里親に了解してもらう。
- (里親に対して)
将来、障害の出る可能性があることを里親にきちんと説明する。
外出、外泊の機会を多くせず、短期間で委託できるようにする。
乳児のお世話の仕方を里親が覚え次第、なるべく早く委託する。
(実親に対して)

将来、児がルーツ探しをする可能性を知らせ、実親の対応が可能かどうかの確認をしておく。出生前の委託は行っておらず、子どもの発達と実親・里親の思いを確認しながら、慎重に行っている。

- (1) 里親と里子のマッチング (①面会→②外出→③外泊→④長期外泊)
- (2) 援助方針会議
- (3) 委託開始
- 新生児での委託が2例ある。妊娠中に育てられないという相談があつて、里親委託についての説明をおこなった。里親に対しても発達などについてのリスクを説明。出産後に直ちに委託できるよう病院の協力を得た。
- 障害の有無がある程度はつきりしない状況での里親委託は基本的に行わない。
親の同意がない状態で積極的反対がない状況は、審議会等を経て検討可ではあるが、あまり積極的には進めない。
障害がはっきりしている場合、それを踏まえての打診は可能。
- 乳児院が定員のため利用できないときなど。
- ①実親などの意向を十分に調査確認し、里親委託の方向を判定会議で決定する。
②児童の養育目的を明らかにし、里親の種類と家庭の状況を勘案して里親候補者の選定を行う。
③委託に向けての組み合わせ基準に従い、委託を予定する里親を選定し判定議で決定する。
④委託前交流を実施し委託に結び付ける。
候補者の選定に当たっての留意点、委託に向けての組み合わせ基準は里親支援マニュアルに定められている。
- 乳児院入所児童については、明らかに短期であることが明確な場合を除く全ての児童を対象に、3ヶ月ごとに児童相談所と乳児院との情報交換を行い、できるだけ早い段階でのケースの見極めに努めていくこととしている。また、乳児委託を希望する養育家庭は、乳児委託研修(乳児院での見学実習2日間を含む)を受講することとしている。
- 実親の同意を得る。実親が迷いながらも発言したことについて少し時間を置いてから、その気持ちが変わらないかどうかを確認する。児童の心身の状態を確認する。
- 一定ルールがあるわけではない。実親の里親委託の意思が固く、変わらないと判断された児童がいれば、児童側のリスクを実親に伝え、了解してもらった上で早い時期に委託となるよう積極的に里親を選定している。
出来る限り、短期間のうちに委託が出来るようにする
委託後一年間については、里親サロンへの参加を義務付けている
進め方について、児童の紹介⇒施設内面会⇒外出(里親家庭を含む)⇒里親家庭への外泊の順に進めて行き、外泊時については、里親家庭への一時保護委託としている。
- 積極的に委託するようなルールはないが、現在養育里親に委託されている児童のうち、5名が0歳で委託されている。
- ルールは決めていないが、棄児や保護者同意が得られた場合、里親宅でのケアでリスクが少ない場合。
- 特に乳児委託のルールというものはありません。
ただし特別養子縁組を前提とした委託の場合は、実親が養子縁組前に意向を撤回する可能性がありますので、実親に対する意向確認は慎重に行うとともに、里親には養子縁組成立までは実親が親権者であることを念を押しています。
- 1. 実親及び関係する親族に里親委託若しくは養子縁組について確認、同意を得る。
2. 里親に対する意向調査をもとに、乳児と里親のマッチングを行う。
3. マッチングの後、良好であれば措置を行う。
- 特に重点をおいて積極的に行っているわけではないが、決して消極的なわけでもない。
親権者が里親委託または養子縁組を希望し、同意書を提出した場合は、全て里親委託を検討している。里親担当が県内の里親登録者の中から候補里親を複数組リストアップし、所内協議の上、第1位里親委託候補者を決定し、すすめている。
0歳児に限らず、子どもの年齢に関係なく、その子どもにとって最善と思われる里親を選定し、該当する里親がない場合は施設入所など他の社会的養護を検討している。
- 乳児と里親との年齢差を考慮する。(児童が20歳の時に里父母が60歳を超えないことが望まし

い)

出生後は乳児院へ入所措置し、実父母の意思を確認した上で里親委託を行う。

里親と実父母との面会は行わない。

- マッチングの面接は1～2回。
面接後2～3日中に里親の意思確認。
試験養育期間は3週間程度（毎日又は隔日に施設に通い、食事・入浴・散歩・おしめ交換）
里親宅の外出の後、1か月程度の試験外泊。
以上の手続きを経て里親委託が可能と判断される場合には、援助方針会議に上程して里親委託を決定する。
- 管内の乳児委託希望の里親の中から原則的には登録の古い方からあたっていく。いなければ他の児童相談所にもあたっていく。
里親に対して、委託に至った経緯及び乳児委託のリスクを説明したうえで、原則として、出生後の障害の有無に関わらず委託を継続することを了承していただく。
- 養護相談を受理した場合、受託可能な養育里親を探し、保護者に養育里親の説明をして同意を得る。
児童の年齢によっては児童にも里親の説明をして同意を得る。
里親と児童の面会を実施し、双方の意思確認した上で、実習の期間を経て里親委託とする。
実習については、里親子関係が順調であること、里親が児童の特性を理解し養育になれることを目的とするが、ケースの状況によって在宅から実習を経ず緊急に委託することもある。

里親新規委託率 その他

- 児童の健康問題、発達状況、家庭状況から総合的に判断し、乳児の養育経験のある里親へ委託を行っている。
養子縁組前提での委託は、所の方針が決まった段階で、なるべく早いうちに里親選定、マッチングを開始している。
- 親権者が長期に渡って引き取りを望めなかったり、または出産前後で養子縁組を希望したり、または短期間であっても里親委託に同意した場合、出産した病院を退院直後に養育里親への委託を実施している（ケースによっては乳児院に入所することもある）。
養子縁組を希望する乳児の場合には、養育里親に半年間委託後か乳児院に半年間入所後に判定を実施し、発達状況を確認した上で、1歳前後で養子縁組里親とマッチングを行い、措置変更を行っている。
- 基本的な流れについては、幼児以上と同様。乳児を縁組み前提で委託する時は、将来の障害の可能性や真実告知の意思の確認などをより丁寧に話すように心がける。
- 乳児院での所定の実習を経て、養育技術、親子関係の構築状況をみた上で、「長期外泊」扱いで里親宅で1ヶ月養育する。その間に養育の状況、里親の意思を確認した上で、里親委託に切り替える。
- 子どもの背景を十分に考慮し委託を検討する。受け入れ側の里親の体制では、新規里親には認定後に10日間の乳児院研修を実施している。（実子がいる場合は除く場合がある）

2.5.2. 乳児委託が進んでいないと思われる理由、進めない理由

「乳児委託が進んでいないと思われる理由、進めない理由」についても、「2.5.1. 乳児委託のルール・進め方」と同様、子どもの背景、特に障害、発達状況の程度については慎重に取り扱われている様子が伺えた。

また、特に「低群」では親権者の同意が得られない旨の記述が多かった。

表9 乳児委託が進んでいないと思われる理由、進めない理由

里親新規委託率 高群

- 乳児の場合は障害の程度がはっきりしないので進まない。
- 保護者の意向が固まっていないため、引き取りの可能性はある。
疾病や障害等について確認ができないため、委託後の子どもの側のリスク及びその子どもを養育する里親の負担、関係性の変化への負担。

- ハイリスクな乳児の場合は、委託に慎重にならざるを得ない。
- 保護者リスクの高い乳児については、発達状況を確認するため委託が進まない。
- 親権者の同意を得るのが難しい。
- 望まない出産に伴う養育困難なケースは養子縁組又は長期委託可能な里親措置の処遇を検討しているが扱うケースそのものが少ない。
- 委託後の不調をなるべく回避するため、障害や病気等の発育上のリスクを見極めてから委託をしている。

養子縁組を希望する里親は、子育て経験が全くない場合が多いため、乳児の委託は慎重に進める傾向にある。

里親新規委託率 低群

- 乳児の場合、その児童の抱えるリスクを里親に十分に説明する必要がある。
- 実親の里親委託、養子縁組の同意が得られにくいこと。
- 施設側が、児の発達を見極めたい気持ちが強く、乳児の委託に消極的。
実親の同意がとれにくい。
- 実親の承諾を得にくく、施設希望者が多い中で当所として強い説得に至っていない。
- 里親は、実親と児童との面会を受け入れにくい。
- 障害の有無がある程度はっきりするまで状況確認をすると、乳児での委託は難しい。
- 発育、発達上の心配があり、当面乳児院入所となる例が多い。
- 比較的若い里親は子育て経験がないので、積極的には進められない。また、養育経験がある里親は高齢者が多く体力的に難しい。
- 実親の承諾が取れない、アセスメントに時間を要する、等
- 委託可能か調査に時間がかかる。
実子をとられるイメージが強いため実親の同意が得られにくい。
委託が可能な里親が少ない（力量のある里親が少なかったり、里親のニーズに合致しないため）。
里親子交流で関係づくりと育児のスキル向上を図った上で委託をしているので、委託時には0歳を超えていることもある。
- 施設によっては、委託に慎重に成り過ぎて、進行が足踏み状態になってしまう場合がある。
- 乳児の受託は里親の生活に大きく影響するため、受入里親に限られる。
児童の成長過程で生ずる障害の可能性など不確定要素が大きく、措置する側にも里親側にもためらいがある。
- 実親が里親委託に同意しない場合や、引き取り希望の実親が多い。
- 実親が里親委託について抵抗を示すため、委託が進みません。
また、児童福祉司も乳児＝乳児院という固定的な観念から抜けられず、実親に対し里親委託という選択肢を提示しない傾向もあります。
- 養子縁組を前提にした里親委託、里親委託についての実親からの同意、確認が得られない。
里親委託等について実親が同意しても、撤回することがある。
乳児を預かれる乳児を預かれる里親が少ない。
- 親権者の同意を得て、0歳児を特別養子縁組前提で里親委託した例もある。
しかし、親権者が出産前や出産直後から里親委託や養子縁組に同意する例は少ない。親権者は「少し子どもが大きくなったら、1歳くらいになったら家庭引取りしたい」「親の生活が安定したら家庭引取りをしたい」といった希望を持つ方が多い。また、親権者が里親委託または養子縁組に同意する意向を持っていても、親族が反対するケースも少なくない。その場合家族間の話し合いに時間を要する。児相としても、親権者が家庭引取り意向を持っている以上、家庭引取りに向けた動きをせざるを得ない。現実的には家庭引取りは困難という見通しがある場合は、親権者を説得して里親委託や養子縁組の同意を取る働きかけをするほうが良いとは思いますが、CWは日々虐待対応に追われており、現場に余裕があるとはいえない状況である。
特別養子縁組を親権者が同意しているが、子どもに発達上のリスクが高い場合も少なくない。特別養子縁組前提の場合、子どもの永続的で安定した育ちの場を見極めるためにも、0歳児での委託をすることに現場として慎重にならざるを得ない状況がある。
- 乳児委託を進めることができる児童が少ない。
- 対象児童の数が少ない。

乳児を養育できる環境が整っている里親がいない。(共働きなど)

- 実親について、乳児期から養育意思のないことが明らかなケースが少なく、里親への養育委託や特別養子縁組の同意が得られないことが多いため。
- 乳児院への入所の長期化
- 実親が里親委託を希望しない。
- 受託可能な里親が少ないため、養護相談を受理してもまず施設を選択せざるを得ない。
乳児を受託できる養育里親が少ない。
里親委託を不安に思い、施設の方を希望する保護者がいる。
乳児を希望する養子里親はいるが、乳児期に養子に出す決心をする保護者は少ない。
- 本自治体ではまだ委託した例はありませんが、進めない理由としては、実親及び親族の同意が得にくいこと、こども自身の発達、養育状況の確認が難しいことなどが挙げられます。

里親新規委託率 その他

- 委託をして万が一に子どもに障害が見つかった時、里親とのトラブルになる心配がある。
- 実親が里親委託を望まないケースも多くある。また、条件的に里親委託が選択肢として考えられるケースにおいても、登録里親の中で委託するに適切な里親がなかなか見つからないこと、さらに管内の乳児院が定員を充足しておらず空きがある状況の中で、児童相談所の職員体制も考慮すると、乳児院措置に比べてきめ細やかなフォローが必要な 0 歳児の里親委託について、積極的に進められていない実態がある。

2.6. 自治体における医師等の配置

勤務時間について細かく聞いていないため、実態として医師としての勤務時間がどれほどかについては把握できないが「常勤」、「兼任」、「非常勤・嘱託」、「その他」の勤務形態ごとに「小児科医」、「精神科医」、「児童精神科医」、「その他」の類型で配置状況を把握した。

全体的に「非常勤・嘱託」については比較的多くの自治体で配置があるものの、「兼務」さらには「常勤」の医師の配置は少ない。特に児童精神科医については常勤配置が 9 か所に留まっていた。

表10 児童相談所における平成 22 年 4 月 1 日現在の医師等の雇用

		常勤	兼務	非常勤・嘱託	その他	平均/自治体数/割合
医師	平均	1.213	0.541	7.557	0.311	
	配置ありの自治体	15	14	51	6	
	配置割合	24.6%	23.0%	83.6%	9.8%	
	最大値	50	8	52	6	
小児科医	平均	0.066	0.164	2.279	0.016	2.525
	配置ありの自治体	3	7	47	1	50
	配置割合	4.9%	11.5%	77.0%	1.6%	82.0%
	最大値	2	3	10	1	10
精神科医	平均	0.295	0.393	5.033	0.213	5.934
	配置ありの自治体	12	13	52	5	61
	配置割合	19.7%	21.3%	85.2%	8.2%	100.0%
	最大値	4	5	41	6	48
児童精神科医	平均	0.197	0.230	1.279	0.131	1.836
	配置ありの自治体	9	8	23	3	37
	配置割合	14.8%	13.1%	37.7%	4.9%	60.7%
	最大値	3	5	10	6	17
その他	平均	0.049	0.016	0.344	0.049	0.452
	配置ありの自治体	3	1	12	3	16
	配置割合	4.9%	1.6%	19.7%	4.9%	26.2%
	最大値	1	1	6	1	6

2.7. 養育里親希望者の傾向

「養育里親希望者の傾向」について、各児童相談所が感じている傾向について表 11 に列記した。全体を通して、①障害がないこと、②低年齢、さらには乳児での委託、③女兒の 3 項目が一貫して里親が望む傾向といえる。また、年齢層や子育て経験による違いや里親のニーズによる違いなど、いくつか複数の回答で共通する内容の回答もあった。また、非行経験があったり、年齢が高い児童については委託が難しい傾向が示唆された。

ただし、養育里親希望者の中には、社会的養護としての里親制度を理解して、柔軟な申し出も一定程度認められるようになってきている。

社会的養護の中での、子どものための里親として、里親養育の意義を明確にするとともに、その上で受け入れが難しかったり、特別なニーズを持つ子どもについては相応の手当や利用可能なサービスが用意される必要がある。

表11 養育里親希望者に関して感じている傾向
里親新規委託率 高群

- 年齢
 - できるだけ年齢の幼い子・乳児（4件）。
 - 中高生の受け入れ可能な里親が少ない。中高生の受け入れ困難。
 - 実子年齢との兼ね合い（実子より年齢の小さい子どもを希望）
 - 実子がない、または実子が小学生以下の里親は、未就学児を希望するケースが多いが、一部の里親を除いて、結果的には年齢に拘らず児童の委託に応じている。
- 性別
 - 女兒の希望者が多い。
- 障害の有無
 - 障害等の課題が少ない子どもを希望（4件）
- その他の意見
 - 養子縁組と兼ねて登録する者と、実子がいてかつ養育里親を希望する者に大別される。養育里親のみ希望する者は 60 代が多く、短期でなければ乳幼児の委託は難しい。
 - 年齢制限や預かる時期の限定。

里親新規委託率 低群

- 年齢
(年齢に対する希望あり 26件)
 - 低年齢児（乳児・幼児・小学校低学年以下）を希望する傾向がある（計 25 件）
 - 中高生の受託を希望する例は少ない。特に高学年の男児は敬遠されがち。
 - 委託児童の年齢について、「限定しない」は、20%程度。「乳児～幼児まで」は 30%。「小学校低学年まで」は 40%。中高生の希望は少ない。
 - 里親側からは、小さい内から愛情をもって養育していきたいとの思いがある。
 - 実子のいる里親の場合は、比較的、就学後児童の希望が多い。実子に恵まれない里親の場合は、乳児を除き、就学前児童の低年齢児童の希望が多い。
 - 乳児から受け入れを希望する者は少ない。
- (年齢に対するこだわりは特に見られない 1 件)
 - 年齢、性別、障害の有無にこだわらない方が多い。
- (どちらも言えない 4 件)
 - (里親の) 希望としては、年齢にこだわらないとあっても、実際に年齢の高い児童の受入れには抵抗があることも。特に非行行動のある児童は、受託経験のある里親でないと難しい。

- 0～4歳で障害のない子どもを希望する申請者と、子どもの年齢性別不問の申請者とに二分化。
 - 幼児や小学校低学年までの子どもを希望する方が多いが、一方で小学校高学年以上が良いと希望する方もいる。新生児、乳児の希望は少ない。
 - 2極分化しており、比較的40～50代の里親では2～4才程度の女児の希望が多い。一方で登録してから時間がたち高齢となった60代以降の里親希望者は小学生以上で、しかも短期の里親を希望する方が増えてきている。
- (実子年齢との兼ね合いによる 3件)
- 実子より年少の里子の希望が多い。
 - 実子や既に委託している児童のきょうだいとして、年齢のつりあう児童を希望される方が多い。
 - 実子がいる場合、実子と同性で、実子より低年齢の児童を希望する傾向がある。
- (その他)
- 若い年齢層の里親希望者ほど、年齢が低い児童を希望する傾向にある。
- 性別
 - 女児の希望者が多い (6件)。
 - 実子と同性。
 - 男女は問わない。性別にこだわらない方が多い。男女差はない。性別に関する希望の偏りは見られない。(4件)
 - 性別を「限定しない」は70%、「女子」が20%、「男子」が10%。
- 障害の有無

(障害があると委託が困難)

 - 障害があるとわかっている子は難しいという方が多い。
 - 障害のある児童を受け入れても良いという里親が、殆どいない
 - 自分から「障害のない子どもがいい」と言う方は少ないが、大前提として「障害のある子どもを迎えるイメージ」はない様子である。
 - 障害のない児童
 - 発達障害等がない子どもで、幼児の委託の希望が多い。
 - 全体的に、ノーマルな児童を希望している。

(障害の有無に左右されない)

 - 障害の有無にこだわらない方が多い。
 - 障害のない就学前の児童を長期で、という意向はあるが、社会的養護の趣旨を理解し、高齢児や短期ケース等、多様な児童のニーズに対応する家庭も増えてきた。
- その他
 - 実親との交流がなく、途中で引き取られる可能性のない子。
 - 施設には沢山の児童が入所しているのにも拘わらず、里親委託にならないのは児相の実親へのアプローチが十分に出来ていないのでは。また、委託出来る児童数や委託のプロセスもよく分からない。
 - 第1子を特別養子縁組、第2子を養育と考えている里親が多い
 - 児童を預かることについて、その困難さをあまり感じていないことが多い。(自分の子育て経験の延長で考えがちであったり、養育経験がなかったり。)
 - 児童と共にその家庭(保護者)とも関わることには回避的で、委託側のニーズと合わない場合がある。
 - すでに実子を育てた里親は、年齢や性別についてはあまり問わないケースが多い。しかし、実子がいなくても養育里親に登録している里親は、実質養子縁組を希望していることもあり、年齢は0歳～6歳程度を希望している。
 - 年少児童の短期養育
 - 長期委託希望の方であっても「初めは短期から」と希望する方が多い。

- 里子＝天涯孤独というイメージを持つ方が多い。最近は親族との交流がある児童も多いと説明すると一様に驚く。「天涯孤独の子どもがいい」と言い切る方や、親族との交流におけるトラブルを懸念したり戸惑いを感じる方が多い。
- 1人または2人までの子どもを希望する方が大半。
- 養子縁組里親に比べて、希望者が少ない傾向にある。実子を養育した経験者が多いため、児童の性別の希望に偏りは見られないが、年齢については全体的に年少児の希望が多いと感じられる。
- 実子の養育経験があっても、障害や非行などの配慮が必要な児童については不安を感じる方が多い。
- 実親との関わりへの不安あり

里親新規委託率 その他

- 養育里親希望者が少ない
- 0歳から6歳までの乳幼児で、短期受託を希望する方が多い。
- 中高生の委託について消極的。特に男子。
- 幼児（身辺自立はほぼ出来ているが、まだ可愛いと感じられる時期の子）
- 里親の年齢により違う。40代の里親は比較的乳児を希望している。
- 幼児受託の希望者が多い。
40代後半以降の夫婦の希望が多い。
養子縁組希望だが、受託数が少ないことを理由に養育里親と重複して認定希望をする方が多い。
- 就学年齢まで（小学校の場合も低学年）の希望が多い。
- 幼児（1歳就学前）、女兒が多い。いずれも障害のないこども。

2.8. 養子縁組里親希望者の傾向

養子縁組里親希望者でも、①障害がないこと、②低年齢、さらには乳児での委託、③女兒という3要件が明確であり、養育里親希望者と比較してより3項目に焦点化される傾向がみられた。養子縁組においては、また親権者の同意、あるいは存在なども検討べき内容として挙げられるが、上記の①～③の要件、および親権者の同意を得るとなると養子縁組のハードルは高い。

養育里親と同様、社会的養護のもとでの、子どものための里親制度である旨を明確化し、その中で養子縁組がどういう役割を持つのかについても、踏み込んだ説明や社会的なコンセンサス作りが重要となってくると考えられる。

表12 養子縁組里親希望者に関して感じている傾向

里親新規委託率 高群

- 障害のない児童（6件）。疾病のない児童。
 - 実親に精神疾患や知的障害があると受託をためらう傾向がある。
- 年齢
 - 乳児（5件）。
 - できるだけ小さい子（年齢の幼い子）（2件）。
 - 3歳前後。
 - 特別養子縁組ができる年齢の児童。
 - 里親希望者が高齢の場合、年齢差を考え小学校高学年という希望もある。
- 性別
 - 女兒（3件）。
 - できれば女兒⇒希望が多い⇒こだわらない、というように変わっていく。
 - 後継ぎがおらず、養子縁組を希望する里親の場合は男児の希望もある。

里親新規委託率 低群

- 障害のない児童、元気、健康な児童。病気のない児童。（計21件）
 - 全体的に障害のある里子の受入れには消極的である。

- 発達障害がない、発達上のリスクが低い子ども（2件）
- 実親の病歴
 - 精神疾患を持つ親の子どもは敬遠される。
 - 障害や病気、親の背景について不安を感じる方が多い。
- 性別
 - 女兒（8件）
 - 男女差なし（3件）
- 年齢
 - 乳児（16件）
 - 乳幼児、特別養子縁組可能な0～6歳児（10件）
 - 幼児(3件)。比較的高齢の里親も幼児の受託希望が多い。
 - 小学生未満
 - 小学校低学年まで（2件）
 - できるだけ年齢の低い児童（9件）里親側からは、小さいうちから愛情をもって育てたいという希望がある。
 - 年配の里親の場合、高校生の委託を希望することがある。
- その他
 - 年齢や性別までに拘る里親もあり、登録申請時の動機とのズレが見受けられる。
 - 乳幼児の希望が多い。里親側の年齢が高いため、里子との年齢差が出てしまう。
 - 血液型を指定（このような場合には、里親制度の説明を十分に作る）
 - 不妊治療を続けた末での希望であることが多く、年齢が高くなりがち。結果、児童年齢と里親の年齢が開いてしまい、委託（や養子縁組）は困難になる。
 - 里親希望者の高齢と希望児童はできる限り低年齢（特に3歳未満）
 - 「実子を授からないため養子を迎えたい」「再婚で年齢的に実子を授かることが難しいので養子を迎えたい」という理由で来所する方が大半。
不妊治療経験者と不妊治療をしていないという方は半々。
 - 特別養子縁組希望が大半。普通養子縁組希望はほとんどない。
 - 里親登録をするとすぐに子どもを迎えられると思って来所する方が多い。
当県で特別養子縁組を希望する子どもは年間1名程度、0名の年もあると説明すると驚く方が多い。
里親制度は里親になりたい人のための制度であり、里親登録をすれば必ず子どもを迎えられると思って来所する方が多い。子どものための制度であり、子どもにとって最善の里親を選定するため、登録順ではないし、子どもを迎えられない場合もあると説明するとショックを受けたり、児相批判をする方も少なくない。
不妊治療を終えた方や不妊治療はしていないが自然妊娠・出産を断念した40代半ば以降の方の来所が多い。
 - 最近では、養子縁組里親の希望者が多い傾向が続いている。
 - ほとんどが、特別養子縁組希望である。（普通養子縁組は少ない）
 - 特別養子縁組を希望しての相談が多い。
 - 登録してから時間が経過し、いつ里子が来るか判然としないために、里親の里親会などの活動に対し、消極的になる里親希望者も見られる。里親会への登録も同様。一方で里親委託を受託し多段階で里親会から離れてしまう里親も若干存在する。
 - 実親との関わりへの不安あり
 - 家や財産を引き継がせたいという方が多い。（高齢な里親の方）

里親新規委託率 その他

- 障害のない児童（2件）
 - 障害については、登録の時はさほどでなくても、いざというときかなり敏感に反応される。
 - 健康な子
- 年齢
 - 乳児（2件）。
 - 0歳から3歳までの乳幼児（3件）

- できるだけ小さい子（年齢の幼い子）（1件）。
- 性別
 - 女兒（4件）。
 - 男女は不問の方が多いが、どちらかを希望する方では女兒が多い。
- その他
 - 見た目
 - 養子縁組希望で相談に来所しても里親制度について説明をすると養育里親への理解を深め変化する事もある。
 - 希望理由に跡継ぎを上げている方が多い。
 - 40代後半、60代の子育て経験がない方の申請が多い。
 - 宗教関係者が多い。

2.9. 親族里親への委託

2.9.1. 親族里親を増やすための取組

親族里親への委託について、「里親新規委託率の高低」と親族里親の取組姿勢について、統計的有意は得られなかった。積極的に行っているのは1自治体（1.6%）に留まった（表13）。

諸外国を見てみると、また、子どもの文化的な背景を重視するため、生来の家庭で生活できない場合、できるだけ生来の家庭における文化的背景に近い親族里親をまず選択する国が多い。他の里親委託が進んだ先進諸国と比較すると、逆転した構造であり、日本の特徴といえる。まずは子どもの利益を重視した援助を選択することになっているかが検討されるべきであろう。

表13 親族里親を増やすための取組

水準	児童相談所数	%
積極的に行っている	1	1.6
必ずしも積極的とはいえないが、行っている	11	17.5
行っていない	51	81.0
合計	63	100

2.9.2. 親族里親委託についての自治体独自ルール・基準

表13で把握したように、全体的に消極的な姿勢があるにもかかわらず、制限するような自治体独自のルール・基準があるのは一部の自治体に留まっている。一方、国の基準に準拠する、あるいは無記入の自治体も多かった。従って、親族里親委託を増やすためには国による要件の再設定や親族里親委託の位置づけや意義の明確化を行う必要がある。

表14 親族里親委託についての自治体独自のルール・基準

- 親族里親について、実親の片方が生存している場合も、児童の福祉のために必要であると援助方針会議で判断された場合は認定している。
- 所得の上限や目安となる基準は設けていない。高額所得者の親族里親が養育費受給を辞退した事例がある。
- 「親族里親制度の運用について」を設けている。
- 国の基準に準拠している。
- 社会福祉審議会里親等審査部会で里親としての適格性について総合適正判断をしている。
- 平成16年12月15日付で県親族里親制度実施要綱を作成し、同年度にQ&Aを作成。
- 現に、児童養護施設等に入所しており、当該児童と生計を一にしていない親族に引き取られること
- 独自のルールや基準はないが、要保護児童に親族がいる場合は、親族里親として養育してもら

- うよう取り組んでいる。
- 特別なルールはありません。
ただし委託となれば、養育報告書の提出など他の里親と同様の事項を求めています。
- 里親登録認定及び抹消と里親委託にあたっての県独自ルールは以下のとおり。
(児童福祉法施行細則昭和27年当県規則第72号、最終改正平成21年3月31日当県規則第54号)
養育里親研修を修了していなくても、親族里親として認定できる。
委託を予定している要保護児童がいる場合は、法に定める養育里親欠格事由の規定にかかわらず、県社会福祉審議会の意見を聴いて、当該児童の福祉の観点から里親として認定することができる。
現に委託している要保護児童がいる場合は、法に定める養育里親欠格事由の規定にかかわらず、県社会福祉審議会の意見を聴いて、当該児童の福祉の観点から里親登録を抹消しないことができる。
- 要保護児童であること

2.10. 専門里親への委託

2.10.1. 専門里親を増やすための取組

専門里親を増やすための取組について、「積極的にやっている」のは6自治体(9.7%)であった。逆に「行っていない」が34自治体(54.8%)であり、「積極的にやっている」、「必ずしも積極的といえないが、行っている」を合わせても半数を下回っていた(表15)。

また、「里親新規委託率の高低」と、統計的な有意は認められなかった。

表15 専門里親を増やすための取組

水準	児童相談所数	%
積極的にやっている	6	9.7
必ずしも積極的とはいえないが、行っている	22	35.5
行っていない	34	54.8
合計	62	100

2.10.2. 専門里親への委託を増やすための取組

具体的には毎年複数人ずつ認定研修を修了するといったような取組を行っていることが分かった。しかしながら、ファミリーホームを兼ねている場合や既に専門里親として受託可能な人数の上限にあたる委託児を預かっている場合など、新たに専門里親として子どもを委託することができない状況があることも分かった。専門里親の少なさや受託児童がいる際に認定研修、継続研修が受けにくいなどの課題もあった。

養育里親等にも被虐待児童や非行児童が措置されている現状では、各自治体が、専門里親に対して、ことさら高い水準のものを求め、このような意識と実態との差が大きくなっていることが考えられる。いたずらに要件を緩和して数を増やすことは避けなければならないが、現行の制度の枠を越えて、専門里親の活用実態や意味などを見直し、認定や研修のシステムを改善していく必要があるだろう。

表16 専門里親への委託を増やすための取組

- 年間に2名程度ではあるが母子愛育会への研修受講を募集し、毎年1〜2名が研修を修了し専門里親の登録をしている。特に、被虐待児や障害のある児童を積極的に受け入れをしている里親に研修受講を呼び掛けている。

- 養育里親登録者のうち、これまでの養育経験等を考慮し、専門里親として適当と考えられる里親に対して、個別に専門里親研修の受講及び登録を勧奨している。
- 専門里親登録者が少なく積極的に委託推進が出来ないが、専門里親に登録されると受託中の児童が専門里親対象児童かを判断し、必要あれば専門里親委託変更を行っている。
- 専門里親とファミリーホームとを兼ねている里親が本市では多いため、専門里親への委託ではなくファミリーホームへの委託となっている。
ほとんどの専門里親に、既に委託児童がいるため、新規委託は難しい。
専門里親制度の趣旨は理解出来るが、新規委託児童の多くに愛着障害や発達障害の症状が見受けられる現状では、こうした児童を専門里親のみに委託することは難しい。
養育里親に委託する場合でも、施設入所児童の被虐待児加算のように、委託児童の養育の困難さに応じて里親手当等は増額されるべきと考える。
- ケースの状態に適合する里親委託を行うものであり、一概に「児童虐待」「障害を有する」「非行の課題がある」こと等の要件をもって委託を行うことは困難であるため、機械的に委託をすすめることは考えていない。
コンピテンシーの高い里親は、多くの場合すでに複数児童の受託中である場合が多く、かりに専門里親と登録されていても、委託困難である場合が少なくない。
課題（発達、被虐待、行動化等）の多い子どもの場合、里親だけがケアを行うことでは有効な養育効果をもたらすことは難しく、一方児相の他にこれを専門的にサポートできる社会資源が乏しいことから、あらかじめ外部からのサポートの見込まれるケース対応を委託することはきわめて難しい。
- 専門里親の要件を満たすものを毎年数名程度増やしている。
既に委託されている児童のことを考えて、専門里親として委託を受けられないのが実情である。
- 障害のある子どもや非行、被虐待の子どもの現況を研修会や会議の場で伝えている。
援助方針会議で専門里親委託適、となった場合は、短期間でも家庭での適切な養育を受けさせたい旨を説明し、委託についての打診を進めている。
- 身体や発達に障害があり、専門的な関わりを必要とする児童や、施設で不適応を起し生活の場を失った児童を専門里親へ委託している。
- 研修を受講され、専門里親の認定は受けておられるが委託ケースの概要を伝えるなかで里親の理解が得られにくい。
- 今年度、初めて専門里親の継続研修を市が主催して行なった。（講師は、厚労省の「全国研修指導者養成研修」を受講した市職員が務めた）
専門里親の資格を持ってはいても、既に受託中の他児との関係を考慮して、必ずしも専門里親の対象児童を委託できない場合がある。
- 専門里親の数が少ない（2名のみ）
- 里親連合会での PR や対象となる里親へのアプローチ。
- 里親推進員による積極的な働きかけ
- 里親委託促進事業実施要綱に専門里親研修事業を設け、委託して実施する研修の委託料及びスクーリング研修に係る交通費、宿泊代を県が負担しているが、専門里親の要件をクリアしている里親が少ないため、専門里親があまり増えていない。
専門里親への委託を希望しても、すでに養育里親として児童を養育していることから専門里親としての新たな委託が困難になっている例もある。（すでに委託している児童との関係から複数委託できない場合もある。）
- 意向調査や研修会等で働きかけている。
- 里親月間（10月）の中で、新聞広告等により普及、啓発を図っている。
専門里親研修募集要項等を該当里親に通知説明し、専門里親資格の取得を勧めている。
- 「虐待を受けたことによる影響」の項目について顕著に見られるかどうか等、委託対象児童選定にあたり、一定の基準を設けている。
専門養育家庭の認定登録をした段階で、既に養育家庭として受託中であれば、さらに児童を委託することは困難なケースが多い。また、追認（委託中の児童が専門養育家庭委託対象児童に該当する場合、里親が後から専門養育家庭になる場合）も認めているが、養育力が高くても、受託中の場合は、専門養育家庭研修を受講しにくい、という実情もある。

- 専門里親の適性を見ながら、候補者を検討している。
- 虐待ケースなどがあった場合、まず、委託が可能な専門里親がいるかどうかの検討から入るようになっている。
- 専門里親は養育経験も豊富で養育力が高いため。
- 虐待等により養育の難しい児童については、専門里親を選択肢に加えるようにしています。ただ、専門里親数が少ないうえ、すでに委託している児童がいる場合は、その児童との兼ね合い、年齢、性別などを考慮した結果、断念する場合があります。
- 里親会とも協議して希望者・候補者の新規開拓を進めている。
- 専門里親の認定研修について、積極的に働きかけを実施している。また、スクーリング受講料のみは、県費で負担している。
- 養育里親に対して、専門里親対象児童の委託について啓発している。
- 専門里親の登録数が少ない。
- 専門里親の要件を満たす養育里親の中から、専門里親になってもらいたい人に、専門里親の意向を確認している。
- 専門里親への条件を満たしている養育里親には、専門里親への移行を促しているが、あまり積極的な返事が返ってこないのが現状である。また、専門里親への条件を満たしていない養育里親が多いのも進んでいない原因である。
- 研修等において、専門里親制度の周知・啓発を行い、要件を満たす里親に対して、専門的な知識・技術の習得を積極的に促している。
- 経験（登録）年数等に応じて、児相から研修への参加をすすめている。里親会から研修への参加費用の補助が受けられるようになっている。

2.11. 最近の取組

ここでは、里親の種類等にかかわらず、里親制度全体の推進等にかかわる最近の取組のうち、特徴のあるものなどを整理した。

表17 貴自治体における最近の方向性や取組

- 養育里親について愛称を設け、実親はもちろん、広く養育里親を知ってもらい、委託率の向上につながるよう努めている
- 市の児童相談体制強化プランの中で平成 26 年までに里親等委託率を 18%とし、里親やファミリーホーム等の家庭的養護の充実を目指している。
- 里親委託推進委員（県内に 2 名）を中心に児相間での里親情報の交換や施設入所児の里親委託の推進、施設との連携や県外里親の情報集約などを行っている。
- 平成 26 年度までに里親委託率を 10.8%に、ファミリーホームを 6 ヶ所に、専門里親を 4 世帯に、養育里親を 102 世帯に増やす目標値を設定している。里親委託を推進するためには、里親数を増やす、里親制度を市民に浸透させることが必要なので今年度以下のことを行う。
 - ◎広報に里親制度について掲載
（こども青少年課と連携）
 - ◎ラジオ放送（市のコミュニティ放送局）
 - ◎パンフレット作成
 - ◎里親巡回相談（6 月より月 2 回）。巡回相談のチラシを作成し各機関に配布
 - ◎里親認定に向けての養育里親研修を年 2 回（休日開催もあり）行う
（こども青少年課と連携）
 - ◎里親会活動への協力
（定例総会・理事会・機関紙発行・研修 3 回・レクリエーション等）
 里親宅訪問を里親担当が中心に年 2 回以上は行うことで、里親支援・里親家庭の状況が把握できるので、里親委託が積極的にできる。
- NPO と共働で「里親養育支援事業」を実施し、里親制度の普及・啓発を図るとともに、新規里親を開拓し、里親登録数・委託数の増加に努めている。具体的取組については以下の通り
 - (1) 里親制度普及促進事業

○里親制度の理解を広め、里親に関心を持つ人々を増やすことを目的に、全市を対象としたフォーラムなど、啓発事業の開催。

○社会的養護の状況の理解や里親制度の里親登録推進のために、施設見学会を開催するとともに、公民館などを中心に地域での里親についての出前講座の実施。

(2) 里親委託推進・支援等事業

○フォーラム、講演会、相談会などの参加者を中心に、協力アンケートを募り、里親子への支援が可能な人材を発掘し、里親制度等に関する研修を行った上で登録する。里親からの相談・援助の求めに応じて登録者の中から派遣し、養育補助や生活援助を行う。

○里親サロンを年6回開催し、里親や里親を希望する者が集い、養育についての話し合いなど里親相互の交流を定期的に行い、里親相互の情報交換や養育技術の向上などを図る。里親制度に関心を有する者も参加対象とするサロン開催時は、同日に里親ミニ講座を設け、登録に繋がるように働きかける。

○里親制度の理解や関係機関との連携、また地域展開への協力関係のために、里親委託等推進委員会を年3回開催する。

・出席者：里親会、乳児院児童養護施設協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、学識経験者、行政関係者など

- 平成22年度から、常勤の里親専任職員(1名)を中央児童相談所に配置した。

- 平成22年度当初から、各児童相談所に里親推進専任職員として主査を1名ずつ配置し、地域事情を考慮しながら里親委託促進に努めている。

主査は広報啓発、里親登録、研修、児童福祉司との調整、里親指導(訪問面接、里親サロン等の主宰、出席等)里親会指導等を主務とし、里親に関することは主査、委託児童に関することは児童福祉司とし、業務分担を行っている。

- 本県では、県総合計画において、里親委託の推進を図ることとし、新規里親の開拓数を目標値とするとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく県の地域行動計画(後期計画)において、支援、開拓、制度啓発、養成を行うこととし、里親委託率を目標値としている。

7箇所の児童養護施設に設置した家庭養育支援センター、13名の経験豊かな里親に委嘱した里親相談員と、児童相談所(各所に里親対応専門員を配置)の三者が協力して、里親からの養育相談を受けるなど支援をし、また、里親制度説明会や里親制度巡回相談会を継続的に開催することで、新たな里親を開拓し、里親制度を啓発している。

法令で規定された里親研修だけでなく、育児経験のない新規里親に対し、乳児院等での実習を実施するとともに、特に支援が必要な子どもが里親のもとで養育できるよう、専門里親を積極的に養成している。

- 本県は、施設数も少なく、以前より里親委託率も高く推移しています。ベテランの里親についても複数委託しており、新規の里親への委託を迫られるが里親の要望等もあり、里親委託が進みにくい状況にある。

来年度も複数の里親がファミリーホームへ移行することから里親委託とファミリーホームの委託の平行した処遇検討が増えていくと思われる。課題を持つ要保護児童を養育できる資質の高い里親を増やすことが必要になっており、研修等の取組が必要になっている。

- 里親支援機関設立の意向を持っている団体から相談があり、今後、設立に向け協議を続けていく。

- 「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定された県子育て応援行動計画(後期計画)において、乳児院、児童養護施設、里親に委託されている子どものうち、里親へ委託される子どもの割合を、平成20年度の8.7%から平成26年度までに15%まで引き上げることが目標とされた。

平成22年度には里親委託等にかかるワーキンググループを設置し、「里親委託ガイドライン」を制定し、「里親に対する指導援助強化事業要領」を見直し、「里親委託・指導の手引」の改定を進めている。

「里親委託ガイドライン」では、家庭養育が困難な子どもの援助に当たっては里親養育を優先する里親委託優先の原則、乳幼児の場合は個別的処遇の必要性から早期の里親養育を優先する早期委託の原則をうたっており、児童の把握、里親の選択、里親との調整、里親に対する支援を基本方針の柱としている。

○里親委託に関して、児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設が共通の認識を持ち、里親委託の推進及び養子縁組を実施するために、平成21年度から各児童相談所に里親委託等推進委員会を設置している。

○里親委託の推進や里親への支援を目的として、平成21年度から各児童相談所に里親委託等推進員を配置している。

○各児童相談所及び里親会の各支部単位で、各里親のニーズに応じ研修を実施している。

○里親委託費については、県単独助成金として入学奨励費、高校進級奨励費等を実施し、里親制度推進費補助金として特別里親推進費（一人を超える児童の受託に伴う養育手当等）、里親賠償責任保険、里親・里子レクリエーション事業等の補助を行っている。

- 里親委託推進員の配置、里親委託目標値の設定
- 里親と里子のマッチングに向けての施設訪問（対象児童の選定等）

- ・委託里親サポートケア、未委託里親への意向調査

- ・里親月間の広報

- ・委託里親の「里親養育記録」作成（年3回の提出で、担当CWと情報交換）

- ・各市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会にて、里親制度について広報活動

平成20年度に里親委託推進委員会を立ち上げ、里親委託推進計画を策定、数値目標をあげ取り組んでいる。

児童養護施設入所児童の中で、不適応児童が増えており、施設処遇が困難なため里親委託を選択の一つとして考える。

- 「子どもプラン」において、平成26年度の里親委託率の目標値を13.4%に定めた。

市町村訪問、「里親出前講座」の開催等により、里親のPRに努めている。

要保護児童に対する里親委託の可能性について検討し、計画を立てている。

- 対象児童の名簿作成

各施設から提出してもらう名簿を活用する。

各児童相談所で措置継続中の児童の中から対象と思われる児童を選出し、随時、名簿に登載する。

施設に対しては、対象と思われる児童は随時協議する旨通知し、随時連絡を取れるようにしておく。新規里親の開拓

- ・ファミリーサポートセンターなど、各種関係機関・団体等の集会、研修会等に参加し、里親制度の説明をする。

- ・各種関係機関、団体等の集会、研修会等で里親制度のPRをする。

5. 里親候補者と子どもの交流の機会を設ける

- ・新規登録里親については、養育・養子縁組目的の希望者が基礎研修を養育希望者は認定前研修の際に児童福祉施設（乳児院）等で子どもと触れ合うなど、実習的な研修を行うことになった。

- ・未受託里親を対象に、乳児院等の施設ボランティア、等を紹介し、参加を促進する。

- 22年5月に公表した『次世代育成支援東京都行動計画（後期）』（計画期間：平成22年度・26年度）において、社会的養護における家庭的養護の目標を35%とさらに引き上げ（養育家庭委託児童は470人）、児童相談所による定期的な家庭訪問をはじめ、家庭のニーズに応じたきめ細かな支援を、民間団体等と連携を図りながら行っていくとともに、乳児期からの委託を積極的に推進するなど、家庭的養護のさらなる推進を目指すこととしている。

里親委託児童数の目標値を設定している。

毎年、時期を決めて、特集として市報への掲載を行い、里親制度の周知に努めている。

毎年、市民を対象とした里親公開講座を開催し、里親登録の呼びかけを行なっている。

県少子化対策基本計画（安心して子どもを生み育てることができる県づくり基本計画）において、次の目標指標を掲げている。

専門里親登録数 8人（H21.8.1）→17人（H26年度末）

要保護児童のうち里親（ファミリーホームを含む。）に委託されている児童の割合 7.5%（H21.8.1）→9.9%（H26年度末）

- ・里親委託推進のため、里親委託推進委員会を設置し、毎年度施設入所児童の里親委託について検討を行っている。運営に当たっては、里親対策総括専門職（非常勤）が置かれている。

- ・里親への支援としては、次の取組をしている。

5つの児相それぞれに里親サロンを定期的に関き、里親同士の交流を深める。
児相以外に里親の電話や訪問による相談を担う機関を県内2か所設けている。

- 里親委託は減少しているものの、施設入所児童家庭生活体験事業において多くの里親が受け入れの登録をしており、平成21年度は延べ307回の体験事業を行うなど、里親と施設児童との交流が行われている。
- 里親委託率を現在の3.9%から26年度に10%にする計画を策定している。
- 里親制度が改正されたことを受け、今年度県でも里親ハンドブック改訂版を作成。現在の登録里親の方と、里親希望者に配布し理解を深めていただいている。
今年度、「里親関係機関連絡会議」を開催。里親連合会、福祉施設、児童相談所、県庁担当課が一堂に会し、現状の課題などの意見を交換する場とした。
- 具体的な取組としては、市民を対象とした年4回の里親制度巡回相談会や3日間1コースの里親講座を開催している。
- 里親支援機関事業を平成22年度から県が外部委託
(目的) 里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRするとともに里親を育て、支えていく体制の整備を図る。
(委託先) 日赤、県支部(県立乳児院の指定管理者)
(内容)
 - ・ 里親制度の広報啓発
 - ・ 里親認定前研修の実施、研修体制の充実
 - ・ 里親委託推進員の配置
 - ・ 里親サロン、里親の相談等
- 実親の方は、里親に対しての抵抗があるようで、里親より施設を選択する傾向が強い。
そういう中で特別な取組は行っていないが、地道に里親に関しての周知や市町に対して説明をしていき、里親への理解を深めてきた結果ここ数年、若干ではあるが里親委託率が向上した。
- 4歳未満の児童については、3ヶ月ごと、4歳以上は6ヶ月ごとに養育状況報告書の提出を里親に求める。提出後、担当者が家庭訪問し、里子に関する情報・援助方針を共有し、里親の育児負担の軽減、里子の意見表明権の確保、懲戒権乱用等の虐待の防止に努めている。
里親委託後、里親の居住地の市町の、児童福祉担当課に報告し、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとしてあげてもらい、必要に応じて市町担当者を里親に紹介する。里親の養育負担の軽減、必要なサービスのスムーズな利用を促す。
- 里親の開拓のため、夏休みホームステイ事業を実施している。
- 児童の処遇(措置)を検討する場合に、必ず、里親委託を選択肢のなかに加えている。

3. 各児童相談所における里親委託の現状 (B票)

3.1. 里親委託の現状

各児童相談所における里親委託の割合について、全体像を把握するために回答から里親委託率、比率について分析を行った。なお、いくつか無記入の児童相談所があったため、回答があった児童相談所のみで算出した(表18)。

この分析で明らかになったこととして、①最大値と最小値との差が顕著である、②最小値は、どの項目でも0である、③これらを踏まえての集計ではあるが、平均をとると、一箇所の児童相談所には、26組の養育里親家庭が登録され、このうち10組の養育里親に約1.4人の子どもが委託され、このうち1.5組強の養育里親は未委託である。なお、他の種類の里親の登録数や委託児童数は、全体の数が少なく児童相談所毎の差異がとても大きいので、平均の数値によってここで論じることはしない。

傾向として明確なのは、年齢による委託先の差であった。養育里親は、すべての年齢層で60%以上の高い割合を占めている。専門里親は、他の年齢層に比べ、高校生・その他の区分で占める割合が高い。

また、里親の種類別に年齢層ごとの割合についてみると、親族里親では、小学生が36.2%と最も高く、中学生と高校生・その他との合計では93.2%であり、小学生以上が大半を占めた。養子縁組里親では、1歳以上3歳未満が40.2%と最も高く、1歳未満と3歳以上未就学との合計では87.1%であり、就学前の年齢層が大半を占めた。

表18 各児童相談所における里親委託（平成22年3月末日現在）

		児童相談所数	最小	最大	全国合計	平均	% (種別)	% (年齢)
養育里親	1歳未満	193	0	6	38	0.2	1.4	61.3
	1歳以上3歳未満	193	0	12	218	1.13	8.2	73.9
	3歳以上未就学	193	0	18	628	3.25	23.8	86.6
	小学生	193	0	31	961	4.98	36.3	80.2
	中学生	193	0	12	419	2.17	15.8	70.2
	高校生・その他	193	0	16	380	1.97	14.4	70.4
	養育里親委託児童	193	0	65	2644	13.7	100	
	受託家庭	193	0	48	2025	10.49	40.4	
	未委託家庭	193	0	67	2986	15.47	59.6	
	養育里親家庭			115	5011	25.96	100	
専門里親	1歳以上3歳未満	193	0	1	3	0.02	2.1	1.0
	3歳以上未就学	193	0	3	20	0.1	14.3	2.8
	小学生	193	0	3	53	0.27	37.9	4.4
	中学生	193	0	2	29	0.15	20.7	4.9
	高校生・その他	193	0	2	35	0.18	25.0	6.5
	専門里親委託児童	193	0	4	140	0.73	100	
	受託家庭	193	0	8	121	0.63	29.8	
	未委託家庭	193	0	18	285	1.48	70.2	
専門里親家庭			26	406	2.11	100		
親族里親	1歳未満	193	0	1	1	0.01	0.2	1.6
	1歳以上3歳未満	193	0	1	8	0.04	1.7	2.7
	3歳以上未就学	193	0	4	23	0.12	4.9	3.2
	小学生	193	0	9	170	0.88	36.2	14.2
	中学生	193	0	8	144	0.75	30.6	24.1
	高校生・その他	193	0	6	124	0.64	26.4	23.0
	親族里親委託児童	193	0	18	470	2.44	100	
受託家庭	193	0	12	317	1.64	22.9		
養子縁組里親	1歳未満	193	0	3	23	0.12	14.0	37.1
	1歳以上3歳未満	193	0	11	66	0.34	40.2	22.4
	3歳以上未就学	193	0	8	54	0.28	32.9	7.4
	小学生	193	0	2	15	0.08	9.1	1.3
	中学生	193	0	2	5	0.03	3.0	0.8
	高校生・その他	193	0	1	1	0.01	0.6	0.2
	養子縁組里親委託児童	193	0	24	164	0.85	100	
	受託家庭	193	0	7	142	0.74	3.8	
未委託家庭	193	0	41	1065	5.52	88.2		
養子縁組里親家庭			48	1207	6.26	100		
合計	1歳未満				62	0.12	1.8	100
	1歳以上3歳未満				295	0.34	8.6	100
	3歳以上未就学				725	0.28	21.2	100
	小学生				1199	0.08	35.1	100
	中学生				597	0.03	17.5	100
	高校生・その他				540	0.01	15.8	100
	委託児童数				3418	0.85	100	

3.2. 各児童相談所における意思決定の分析

各児童相談所における里親委託と施設入所の意思決定の構造を知るため、ビネット（模擬事例）⁵を使った分析を行った。現状として里親や子どもへのサポートなど、里親委託を推進する要件が必ずしも整っているわけではないため、「理想」と「現実」について、それぞれ5段階の評価を行った。なお5段階の設定は、数値が大きくなるほど里親委託が適しており、数値が小さくなるほど施設委託が適しているという判断となる。

3.2.1. ビネットの作成

今回はa～mまでの13ビネットを準備した。年齢層としては、年齢層別に生後2ヶ月(a、b、c)、3歳(d、e、f)、小学校進級(g、h、i)、中学生のいわゆる反抗期(j、k、l、m)とした。また、それぞれ家庭復帰の見込みや障がい、発達障がい、親の連絡や意向などについて、情報を追加した(表19)。

表19 作成したビネット

a	推定生後2ヶ月の棄児。現時点では障がいの有無を確認できていない。親は判明しているものの、里親委託へ賛成か反対かという意味は確認できない。また経済的に困難な状況があり、長期に家庭に戻れる見込みはない。
b	推定生後2ヶ月の棄児。現時点では障がいの有無を確認できてはいない。親は一度判明したものの、その後行方不明となっている。里親委託についての意思は確認できない。
c	推定生後2ヶ月の棄児で、現時点では障がいの有無を確認できていない。親は判明していないが、当該児童が発見されたときのメモに里親さんをお願いし、幸せになってほしいとの手紙が添えられていた。
d	ネグレクトを事由として10ヶ月以上前に乳児院に入所し、現在3歳となった。親は経済的に困難な生活状況があり、長期間にわたって家庭に戻れる見込みはない。親は反対はしていないものの里親委託についての同意も明確でない。
e	ネグレクトを事由として10ヶ月以上前に乳児院に入所し、現在3歳となった。親は経済的に困難な生活状況にあり、長期間にわたって家庭に戻れる見込みはない。親の携帯電話に連絡しても半年以上前から通じない。親からの連絡も無く、意思が確認できない。
f	ネグレクトを事由として10ヶ月以上前に乳児院に入所し、現在3歳となった。親は経済的に困難な生活状況にあり、長期間にわたって家庭に戻れる見込みはない。里親委託について親の同意は得られているが、発達に遅れがあり、18歳に達した後も生活への特別な支援が必要となることが見込まれる。
g	身体的虐待を事由として4歳から児童養護施設に入所しており、来年度就学年齢となる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。知的発達はボーダーラインレベル上にある。親は反対はしていないものの里親委託についての同意は明確でない。
h	身体的虐待を事由として4歳から児童養護施設に入所しており、来年度就学年齢となる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。知的発達はボーダーラインレベル上にある。親の携帯電話に連絡しても半年以上前から通じない。親からの連絡も無く、意思が確認できない。
i	身体的虐待を事由として4歳から児童養護施設に入所しており、来年度就学年齢となる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。発達に遅れがあり、18歳に達した後も生活への特別な支援が必要となることが見込まれる。里親への措置変更についても親は同意している。
j	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。ADHDの傾向が認められる。職員への反抗・施設不適應があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。親は明確に反対はしていないものの里親委託についての同意は明確でない。
k	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。ADHDの傾向が認められる。職員への反抗・施設不適應があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。親は長期間行方不明で。措置変更についての意思は確認できない。
l	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。ADHDの傾向が認められる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。職員への反抗・施設不適應があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。里親への措置変

⁵ 「ビネット」とは、事例が特定はできないが、ある一定程度のイメージを持てる模擬事例を指す。

	更についても親は同意している。
m	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。知的発達はボーダーラインレベル上にあり、盗みの問題行動もある。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。職員への反抗・施設不適應があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。里親への措置変更についても親は同意している。

3.2.2. 理想

a. 単純集計

模擬事例に対する理想の委託形態について尋ねたところ、平均値が4を越えた項目は模擬事例c、d、e、f、iであった。5つの模擬事例に共通しているのは長期にわたって家庭に帰れる見込みがない点であった。逆に模擬事例jは、唯一平均値が2を下回っていた。特徴として施設不適應で一時保護中であるため、里親家庭に委託しても不適應が継続し、養育が難しい点が考慮された結果であると考えられる。ただし、この要素のみであれば、kも同じ結果でなければならない。kではjと同じ問題の発生を予想しながらも、親が長期間行方不明でつながりがないことから、この課題を乗り越えてでも里親委託をすることが望ましいと判断されたものと思われる(表20)。

表20 模擬事例に対する理想の委託形態

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
模擬事例 a	191	1	5	3.81	1.300
模擬事例 b	191	1	5	3.96	1.250
模擬事例 c	192	1	5	4.52	0.926
模擬事例 d	192	1	5	4.32	0.812
模擬事例 e	192	1	5	4.36	0.820
模擬事例 f	192	1	5	4.24	0.865
模擬事例 g	192	1	5	3.87	0.952
模擬事例 h	193	1	5	3.84	0.998
模擬事例 i	192	1	5	4.24	0.848
模擬事例 j	193	1	4	1.76	0.834
模擬事例 k	193	1	5	3.18	0.963
模擬事例 l	193	1	5	3.60	0.996
模擬事例 m	192	1	5	3.27	1.143

b. クラスタ分析

クラスタ分析とは、同じような回答パターンごとに類型化する方法である。本調査では児童相談所の回答パターンについてクラスタ分析⁶により分類を行った。

その結果5つの類型⁷が抽出できた。各類型の平均値の分布を分析し、表21のように示した。

類型3と類型4は相対的に里親委託すべきだと考える傾向があった。類型3は全般的に里親委託を推進すべきと考えていたが、高齢施設不適應児の里親委託にやや慎重な意見を持っていた。しかし類型4は逆に、高齢施設不適應児の里親委託に積極的な意見を持っていたが、親の同意が不明確な場合に、やや慎重な意見を持つ傾向があった。

⁶ 多変量の相関係数を使用し、主成分分析を行った。主成分分析によって得られた主成分によって並べ替えを行い、Ward法によりクラスタ分析を行った。クラスタ間の距離を10以上とり、5クラスタとした。

⁷ なお、「クラスタ」という言葉は文書になじみにくいと思われるため、文中では「類型」と表現する。

類型 2 は全体的に中庸な意見を持つ傾向があった。

類型 1 と類型 5 は相対的に施設委託を望ましいとしていた。細かく見てみると現年齢が 6 歳未満の場合、類型 5 のほうがより里親委託に慎重な意見を持ち、類型 1 は逆に 6 歳以上の里親委託により慎重な意見を持っていた (表 21)。

表21 理想についてのクラスター分析結果と回答パターン⁸

		類型 1	類型 2	類型 3	類型 4	類型 5
児童相談所数		17	72	45	45	11
模擬事例 a	高 A					
	B					
	C					
低 D	低 D					
	平均	2.29412	3.47222	4.57778	4.8	1.27273
	高 A					
模擬事例 b	B					
	C					
	低 C					
平均	1.29412	1.52778	3.11111	1.64444	1	
模擬事例 c	高 A					
	B					
	C					
低 D	低 D					
	平均	2.52941	3.70833	4.68889	4.84444	1.27273
	高 A					
模擬事例 d	B					
	C					
	低 C					
平均	1.35294	1.54167	3.75556	1.86667	1	
模擬事例 e	高 A					
	B					
	C					
低 D	低 D					
	平均	4.05882	4.55556	4.93333	4.93333	1.54545
	高 A					
模擬事例 f	B					
	C					
	低 D					
平均	1.76471	2.58333	4.66667	3.08889	1	
模擬事例 g	高 A					
	B					
	C					
低 C						
平均	2.76471	4.22222	4.6	4.84444	4.18182	
模擬事例 h	高 A					
	B					
	C					
低 C						
平均	1.76471	2.11111	3.26667	2.4	1.81818	
模擬事例 i	高 A					
	B					
	C					
低 C						
平均	2.64706	4.30556	4.6	4.84444	4.45455	
模擬事例 j	高 A					
	B					
	C					
低 C						
平均	1.52941	1.91667	3.35556	2.33333	1.45455	
模擬事例 k	高 A					
	B					
	C					
低 C						
平均	3.52941	4.18056	4.13333	4.82222	3.72727	
模擬事例 l	高 A					
	低 B					
	平均	2.11765	2.22222	2.57778	3.22222	2.09091
模擬事例 m	高 A					

⁸ 回答パターンの差については、t 検定を使用し分析した。

	低	B				
		C				
平均			2.41176	3.79167	3.95556	4.57778
						3.54545

3.2.3. 現状

「3.2.2 理想」と対比し、現状ではどのような判断をするのかについて「理想」と同様5段階で回答を求めた。

a. 単純集計

模擬事例に対する現状の委託形態について尋ねたところ、平均値として中間の3を越えたのは模擬事例c、jで、共通点として親の意向として里親委託を希望、あるいは里親委託に同意している点が挙げられる。さらに2.5を越えたのは模擬事例f、iであり、こちらもc、jと同様親の同意が得られている。しかし、発達の遅れがある、委託後も支援が必要であることが発覚している点に違いがあった。また、平均値が2以下の模擬事例は模擬事例a、h、kで、いずれも親の意向が不明、あるいは確認できない点が共通していた。

理想と現状の差をみると、模擬事例jを除くすべての項目で理想的には里親に委託したいが、現状では施設に委託するという傾向がみられた。特に低年齢で理想と現実の差が大きい傾向がみられた。一方で、唯一反転した模擬事例jは、思春期の施設不適應事例であり、里親のもとでも不適應や養育困難が起こるリスクは高いが、現状として施設で受け入れられないため、保護者の明確な反対がなく曖昧なかたちではあっても同意を得たうえで里親に委託せざるをえないという児童相談所の苦悩が示唆されているものと考えられる。なお、kについては、同様な課題が予想されながらも、保護者が行方不明であることから里親への委託が望ましいが現実には里親への委託を決定できないといった判断がなされたのではないかと考えられる。これもまた、苦悩が示唆されている可能性がある(表22)。

理想と現状の差は大きく、里親や家庭的養護の持つ強みを活かせると「理想」では低年齢での里親委託が理想と考えられているものの、親の意向や養育の難しさなどの影響を考慮して委託ができず、家庭的養護の持つ強みが十分活かされない構造となっているといえる。

表22 模擬事例に対する現状の委託形態及び理想との差

	有効回答	最小値	最大値	平均値	標準偏差	理想との差 (理想-現実)
模擬事例 a	191	1	5	1.88	1.042	1.93
模擬事例 b	191	1	5	2.09	1.266	1.87
模擬事例 c	192	1	5	3.04	1.519	1.48
模擬事例 d	192	1	5	2.41	1.025	1.91
模擬事例 e	192	1	5	2.3	1.141	2.06
模擬事例 f	192	1	5	2.53	1.078	1.71
模擬事例 g	193	1	5	2.13	0.918	1.74
模擬事例 h	193	1	5	1.99	0.93	1.85
模擬事例 i	193	1	5	2.64	1.142	1.6
模擬事例 j	193	1	5	3.13	0.957	-1.37
模擬事例 k	193	1	4	1.74	0.857	1.44
模擬事例 l	193	1	5	2.37	1.048	1.23
模擬事例 m	193	1	5	2.05	1.014	1.22

b. クラスタ分析

理想と同様、現実についても同じ方法でクラスタ分析を実施した。その結果 4 つの類型が抽出された。

類型 1 は全ての模擬事例に対して消極的であった。

類型 2 は全ての年齢層で比較的里親委託に積極的だが、実親の同意が明確でない場合に比較的慎重な意見を持つ傾向がみられた。

類型 3 は低年齢児において、里親委託を積極的に推進すると考える傾向があった。

類型 4 は乳児委託について比較的慎重な意見を持ち、親の同意が確認できた、あるいは曖昧な場合に積極的に里親委託を検討する傾向がみられた (表 23)。

表23 現状についてのクラスタ分析結果と回答パターン

		類型 1	類型 2	類型 3	類型 4
模擬事例 a	高 A				
	低 B				
	平均 C	1.1764706	2.7021277	2.4657534	1.6486486
模擬事例 b	高 A				
	低 B				
	平均 C	3.0882353	3.8085106	4.1917808	3.8648649
模擬事例 c	高 A				
	低 B				
	平均 C	1.1764706	2.5106383	2.3013699	1.4864865
模擬事例 d	高 A				
	低 B				
	平均 C	3.4411765	4.1702128	4.4794521	4.5945946
模擬事例 e	高 A				
	低 B				
	平均 C	1.6470588	3.3829787	2.6986301	2.4864865
模擬事例 f	高 A				
	低 B				
	平均 C	2.0588235	3.7021277	3.6486486	2.9863014
模擬事例 g	高 A				
	低 B				
	平均 C	1.0294118	2.893617	1.5135135	1.4794521
模擬事例 h	高 A				
	低 B				
	平均 C	2.0588235	3.6170213	2.9863014	4
模擬事例 i	高 A				
	低 B				
	平均 C	1.0294118	2.8085106	1.5945946	1.4383562
模擬事例 j	高 A				
	低 B				
	平均 C	2.7941176	4.106383	3.1917808	4.5135135
模擬事例 k	高 A				
	低 B				
	平均 C	1.5294118	3.5531915	2.3513514	2.0273973
模擬事例 l	高 A				
	低 B				
	平均 C	2.7058824	3.9361702	2.6438356	4.1621622
模擬事例 m	高 A				
	低 B				
	平均 C	1.4117647	3.2340426	2.027027	1.6164384

3.2.4. 理想と現実の比較

「理想」で里親委託に積極的な回答をしていた類型3、4は、「現状」についても里親委託に積極的な類型2、類型3を選択する割合が高かった。また、「理想」の類型2は「現状」の類型2が多分に含まれていた（表24、図8）。「理想」と「現状」が相対的な関係性が高いことが分かったことから、里親委託についてどのように考えているかと、現実はどう判断しているかに影響を与えている可能性が示唆された。

表24 理想と現実の類型比較

		現実				合計	
		類型1 全て消極的	類型2 全ての年齢で積極的だが、親の同意に慎重	類型3 低年齢児で積極的	類型4 乳児委託の慎重だが、親の同意があれば積極的		
理想	類型1	児童相談所数	5	6	1	5	17
		%	29.41	35.29	5.88	29.41	100
	類型2	児童相談所数	17	12	31	11	71
		%	23.94	16.90	43.66	15.49	100
	類型3	児童相談所数	5	15	20	5	45
		%	11.11	33.33	44.44	11.11	100
	類型4	児童相談所数	4	11	18	11	44
		%	9.09	25.00	40.91	25.00	100
	類型5	児童相談所数	3	3	2	3	11
		%	27.27	27.27	18.18	27.27	100
合計	児童相談所数	34	47	72	35	188	

「図8」は、理想と現状の対応関係を示した図。「理想」の5類型が縦軸、「現状」の4類型が横軸となる。それぞれ回答の割合を反映している。

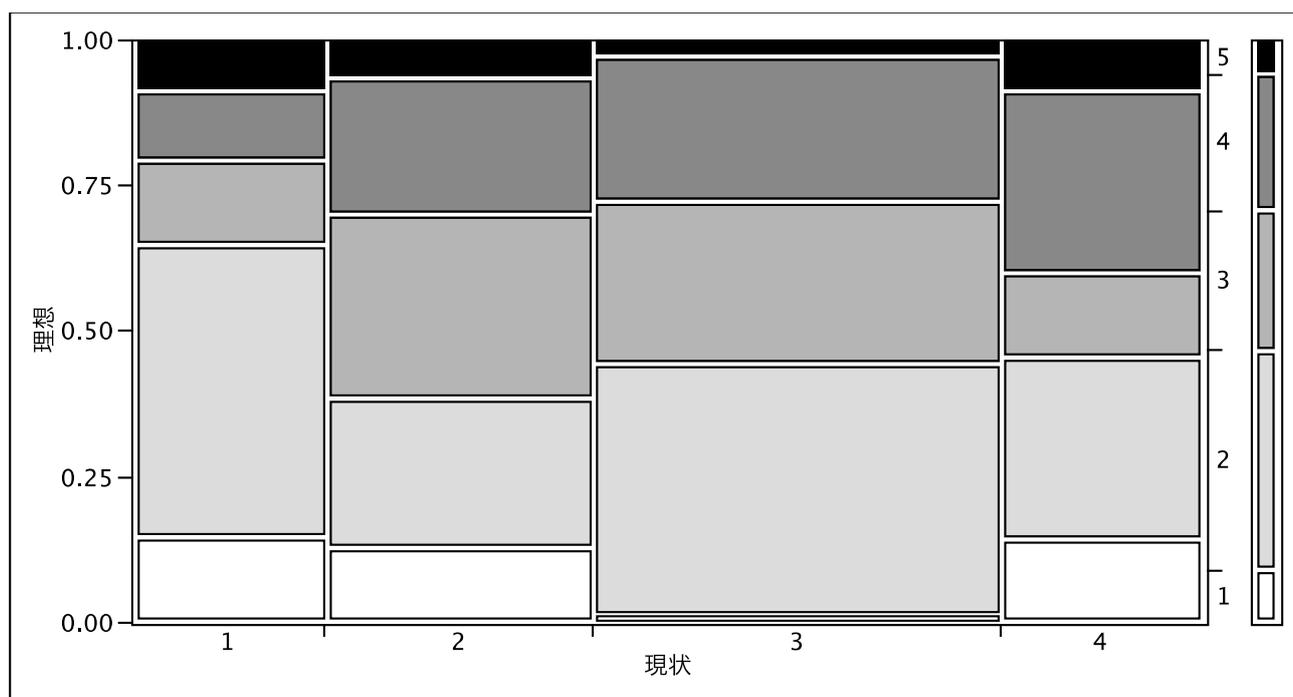


図8 「理想」の類型と「現状」の類型の比較

3.3. 里親委託を進めるための連携や取組

様々な取組がなされている反面、前項の理想と現実を近づけるための取組や事項で取り上げる里親委託が進まない理由を解消するための取組と対応しているものが少ないように見受けられる。

3.3.1. 里親会の活動、および連携について実施している内容

連携や取り組みの内容について、「レクリエーション」、「つどい、サロン」、「里子への支援」、「会議」、「広報・啓発」、「里親会への協力」、「連携」、「講座・研修」、「相談支援」の9種類に分類した（表25）。

表25 里親会の活動、および連携について実施している内容

大分類	中分類
レクリエーション	A1: レクリエーション、A2: イベント・行事、A3: 贈呈、A4: 懇談会
つどい、サロン	B1: 里母の集い、B2: 里父サロン、B3: 里親同士の交流機会、B4: 里親サロン、B5: 里親ひろば、B6: 交流会
里子への支援	C1: 里子交流会、C2: 里子の教育支援
会議	D1: 総会・理事会、D2: 連絡会
広報・啓発	E1: 里親促進事業、E2: 里親普及のための活動、E3: 会報・広報誌
里親会への協力	F1: 会場提供、F2: 事務手続き、F3: 里親会の活動への協力
連携	G1: 施設との交流、G2: 情報交換
講座・研修	H1: 里親講座、H2: 研修会、H3: 大会関係、H4: 里親学習会、H5: 講演会、H6: 体験発表会、H7: 地区里親会
相談支援	I1: 相談、I2: 里親相談員との連携

A1: レクリエーション

- レクリエーション（4件）、親子（ファミリー）レクレーション（2件）
- 内容
 - 旅行、研修旅行、キャンプ（宿泊、里親里子交流）
 - 進学激励会、ボーリング大会、りんご狩り、いちご狩り、バーベキュー、懇親会
- 目的
 - 里子・里親の相互の親睦
 - 会員相互の交流を図る

A2: イベント・行事

- イベント・行事の性格（目的）
 - （里親、里子との）ふれあい。交流。親子親睦。ねぎらいの集い。
 - （里親会会員相互の親睦と交流の場としての）里親交流、里親子交流。
- イベント・行事の内容
 - 交流会（ふれあいの会。交流会。親子親睦会。里親交流会。里親子交流会。ねぎらいの集い）
 - レジャー系（バーベキュー大会・親子バーベキュー（7件）。芋掘り（2件）。桃狩り）
 - 年間行事系（クリスマス会（7件）。春の集い。忘年会。新年会。花見。卒業祝い会。門出を祝う会。新養育家庭歓迎会）
 - キャンプ・宿泊系（夏期キャンプ。ふれあいキャンプ。親子キャンプなど）（7件）。宿泊レク。外泊。日帰り旅行。
 - カルチャー系（料理教室。学習会（2件）。里親サロン（2件）。児相心理司との座談会。研修）
 - 各種施設行事。
 - 市町村子育てフェス等。
- 児童相談所職員（担当児童福祉司、里親専門員を含む）の役割
 - 里親会主催イベント・行事への出席・参加
 - イベント・行事の主催・企画・計画
 - イベント・行事の共催
 - 研修講師

- クリスマスプレゼント
- 新入学祝い同行訪問。3月に自立する児童の巣立ちの式を行い、祝金を贈呈。里子の卒業を祝う会への参加。
- 養育家庭支部活動と合同での行事参加等。

A3: 贈呈

- 児童福祉週間や入学卒業に当たっての図書カードプレゼント
- 児童相談所は上記事業への会場提供やプレゼントの配布、講師の手配などについて協力
- 委託児童へのお年玉（図書券）の贈呈、進学・就職児童への祝い金の贈呈
- 新入学・就職激励事業：記念品を贈り激励。
- 歳末慰問

A4: 懇談会

- 「児相と語る会」養育家庭と児福司の懇談会
- 里親会親睦会
- 養育家庭と児童相談所との懇談会（年2回）

B1: 里母の集い

- 里母の集いの実施（年7回程度）
- 里親母の会の開催（勉強会・食事会・レクレーション等）

B2: 里父サロン

- 里父に限定したサロンの実施（年1回）
- 里親同士の交流
- パパズサロン（年2回）
- 夜（里父）の会（里親会主催）

B3: 里親同士の交流機会

- おしゃべり会（2）
- 里親同士の意見交換会（語ろう会）の開催
- 里親が集まり、ふれあいの会を設け、里親同士の親睦を図る。
- 里子を委託中のベテラン里親宅を新里親が訪問する等の交流を里親会レベルで行い、さらなる養育力の向上に努めている。
- 自主サークル

B4: 里親サロン

- 里親サロンの種類
 - 里親サロン（11件）
 - 子育てグループ〈里親サロン〉
 - その後はサロン(子育て、思春期を隔月実施)
- 里親サロンの開催回数
 - 毎月（6件）。年9～11回程度（5件）。年5～6回（隔月を含む）（3件）。年3～4回程度（2件）。年2回（3件）。
- 里親サロンの目的
 - 里親同士の情報交換やレクリエーション
 - 里親相互の交流会（2件）
 - 里親同士の交流・話し合いの場、勉強会等
- 児童相談所の役割
 - （児童相談所主催の場合）里親サロンの開催・企画運営・実施（開催通知、会場提供）
 - 勉強会、行事等の開催。
 - （里親会が主催する）総会、里親サロン等の活動への参加。
 - 地域別里親サロン開催。
 - 里親会サロン（里親会）への協力・連携。
 - （里親サロンなどの）里親関係行事の参加。
 - 里親会サロン、研修会、相談会の共同開催。

B5: 里親ひろば

- 里親広場への協力。（里親会支部の実施する里親広場への職員派遣等の協力）

- 里親会と協力し、里親ひろばを定期的に開催。
- 月1回の里親ひろばにおいて、里親同士の交流、意見交換

B6: 交流会

- 交流会（4）
- 「親睦交流会」（日帰りの遠足、里親会員宅でのプール遊びや芋ほり等）：年数回
- 数回／年の里親同士の交流の場を設けている。
- 児相との交流会
- 里親交流会
- 里親児童相談所交流会
- 里親子交流事業を年2回実施(夏：宿泊レクリエーション、冬：里親子ボーリング大会)
- 里親会主催の交流会、研修会への準備等の協力および参加。
- 委託児童を含めた交流会、懇談会の開催
- 交流会(野外でのバーベキュー等)や研修会の実施。
- 新規会員歓迎交流会。
- 児童相談所は、交流事業の参加等している。
- 感謝と交流の集い
- 里親交流会等に当センター職員も参加し、交流している。

C1: 里子交流会

- 里子交流事業の実施
- 中高生の会（子供交流会）、里子交流事業
- 元里子と語る会
- 里子交流会の実施

C2: 里子の教育支援

- 里親会託児における英会話教室の実施。

D1: 総会・理事会

- 里親総会（年1回）の開催、出席、運営、支援、講演（6件）
- 里親理事会の開催、出席（5件）
- 里親会役員会に出席。
- 養育家庭支部の総会に出席(2件)
- 研修会等への出席
- 役員は会長1・副会長2・理事5・監事2で構成、事務局は児相。総会は5月に実施。年4回の役員会で運営を協議。
- 里親会への連携、協力。

D2: 連絡会

- 里親関係機関連絡会議の開催。里親会と福祉施設、児童相談所、県庁担当課が意見交換。
- 里親と児童相談所の連絡会（毎月）

E1: 里親促進事業

- 里親促進事業（養護施設の児童が里親宅へホームステイ）
- 里親促進事業

E2: 里親普及のための活動

- 里親制度啓発のための講演会、研修会（年数回）の出席。
- 里親制度の普及啓発並びに各種福祉大会への参加
- 里親制度の普及啓発のためのパンフレットの配付活動
- 里親会啓発活動
- 里親会のリーフレット作成、会員募集。
- 里親ハンドブックの問い合わせ先に里親連合会事務局の連絡先を記載。
- 養育家庭と市町村を訪問し、普及啓発の理解を求めた。
- 年1.2回、里親を求める活動と称し、里親開拓の説明会を実施している。
- 新規里親開拓のための広報活動の共催
- 新規登録者への里親会活動の説明
- 区の養育家庭普及啓発キャンペーン（街頭ティッシュ配り等）に里親さんと参加。

- 一般市民向けの里親講座や、市内各所での里親巡回相談会を、里親会・施設・児相の共催で開催している。
- 里親会と児相共催で、里親制度普及促進のための講演会を開催予定。
- 啓発活動：里親入門講座（制度説明）
- 里親制度PR活動、
- 「里親制度説明会」における先輩里親として運営協力

F3: 会報・広報誌

- 「里親だより」の発行（里親サロンの報告、各種研修会に参加した里親会員からの報告等）：年約5回
- 会報、広報誌、機関誌、「里親たより」、里親情報誌「ゆずりは」の発行（6件）
- 未加入里親への里親連合会の機関紙及び入会案内の送付（2件）
- 会報発行、通信誌の作成等（共同実施）

F1: 会場提供

- 里親会行事等で児相の部屋等を会場として提供している
- 里親おしゃべり会の会場提供。
- 児相内に里親会事務局を置き、里親会の活動場所に庁舎内会議室を提供している。
- 里親サロン会場の無料貸与

F2: 事務手続き

- 全国里親会損害賠償保険入退会手続の一部支援をしている
- 助成金等支払い請求事務（児相）

F3: 里親会の活動への協力

- 里親会の活動は、中央児童相談所が事務局となっており、当所は事務局員という形で連携している。
- 里親会の活動内容は、里親サロン、旅行などの行事实施、共同募金活動など。
- 児相内に里親会支部事務局を設置、下記の活動について支援や連携をしている。
- 登録里親数が少ないため組織されていない。一部の里親が会設立への動いている。
- 県里親会の支部として、支部総会を開催しているが、距離的な問題や登録里親数が少ないことで活動はできていない。
- 新しい養育家庭を支部へ積極的に繋げた。
- 管内には2つの里親会があるものの、あまり活発に活動しているとは言えない。
- 里親会事務局として、里親総会、交流会、里親サロンなど協働して実施。
- 里親会の活動（里親サロン、里親と里子と養護施設の交流会）
- 以前は児相が事務局をしていたが、今は里親の主体的な活動に任せている。
- 表彰候補者推進・支部活動の報告（児相）

G1: 施設との交流

- 里親会主催で施設見学会を開催する。
- 里親と児童養護施設入所児童との交流（デイ・キャンプ）
- 年に一度キャンプを行い、里親会会員だけでなく、施設職員、施設入所児童との交流を行う。
- 児童養護施設との交流
- 施設入所児童との交流会
- 施設見学
- 未委託里親と施設入所児童とのバス旅行開催
- 未委託里親と施設入所児の交流および里親会員同士の親睦を兼ね、年に1.2回、日帰りバス旅行（レクリエーション）を実施している。
- 施設との交流会
- 児童養護施設との話し合い

G2: 情報交換

- 里親会会員との情報交換
- 里親会の活動に適宜参加し情報交換、助言等実施。
- 養育家庭支部との連絡会において情報交換を行った。
- 定期的な集まりでの情報交換

- 行事の情報提供を行っている。
- 行政機関との意見交換、協力。

H1: 里親講座

- 里親講座実施（市町村や社協・里親・施設・児童相談所合同主催の里親啓発事業）
- 里親希望者のための里親講座（年1回）と巡回相談（年6回）の開催。
- 里親開拓事業：児相や市町村担当課と協力して、里親入門講座を実施。里親掘り起こし事業への協力。

H2: 研修会

- 里親研修会（30件）
- 里親研修会の開催、企画・運営、実施（6件）
- 里親研修会（里親会開催）の参加（3件）
- 里親研修会（里親会開催）への協力・連携
- 里親研修会（里親会・施設・児相の共催）の開催
- 里親研修会（児童相談所開催）の参加（2件）
- 地域子育て研修
- 研修（基礎研修や新規認定研修）における先輩里親との懇談
- 自主研修会(施設見学等)、自主研修事業（宿泊交流、クリスマス会交流）
- 宿泊研修会（2件）
- 講師を招いて研修（児童相談所職員派遣）
- 里親会企画の研修会（勉強会）への講師派遣の依頼への対応
- 里親会会員と（会員ではない）里親登録者との里親相互交流会（研修）・研修会等の開催。
- 養育里親研修(申し込み状況に応じ実施)、登録里親向け研修(年2回程度実施)の開催
- 年1回管内里親研修会
- 勉強会の企画（年1、2回）
- コモンセンスペアレンティングの研修
- 年に1回 研修会・交流会
- 地区別研修会の開催（児相は補助）
- 他地区里親会と合同の交流会及び研修会
- 総会研修会（児童相談所職員の出席、研修講師）
- 研修関係：支部研修会（年2回）
- 当センター管内の3つの里親会支部では、各支部が独自に研修会や交流会等を開催している。
- 県里親会では、里親交流研修会、里親大会（県と共催）等を開催している。
- 県里親連合会主催の交流会及び研修会への参加
- 児相が主導する研修や施設実習
- 委託直後研修(毎月1年間)を実施
- 各種研修会参加（児童家庭支援センター主催の里親サロンや子育てセミナー、東北地区里親研修会、養護施設F S Wとの合同研修会等）
- 会報発行や全国全道里親研修事業や会議の案内及び参加
- 県・連合会共済事業「杉の子のつどい」への参加（対象：里親・里子・行政）
- 研修・育成事業：研修会
- 関係研修、会議への参加（総会・研修会、役員会、里母交流会、里親会キャンプ、里親九州大会、里親サロン等）

H3: 大会関係

- 各種大会への参加がある。
- 県里親大会（実行委員会として連携。啓発活動）
- 東北地区里親研修会及び全国里親大会への参加
- 東海北陸ブロック里親研究大会に多数の参加を促している。
- また、県里親大会を共催している。（事務局は当センター）

H4: 里親学習会

- 里親学習会の開催（里親会と児童相談所が共催 年1回）

- 里親学習会（里親が講師を呼び学習会を開催、児童相談所も参加）
- 体験型学習会（年3回）・勉強会
- 短期里親体験事業協力
- 学習会
- 学習会(年1回)

H5: 講演会、

- 講演会の開催
- 里親普及講演会
- 里親入門講座の開催(制度啓発と登録促進を狙いとして、開催地を分けて3回実施)
- 地域の短期大学での里親講演会（里親と児童相談所で講演）
- 里親としての現状把握や基本的な知識、養育技術習得を図る研修会、講演会開催
- 入門講座を共催

H6: 体験発表会

- 里親子交流会(年2回)の開催
- 養育家庭体験発表会（年4回）
- 養育家庭体験発表会（児童相談所と支援センターの共催）
- 里親体験発表会の実施、養育体験談発表等
- 各種会議等における里親体験談の発表
- 広報啓発活動（体験発表会）

H7: 地区里親会

- 地区里親会総会・役員会の開催
- 地区里親会総会や行事への参加
- 地区里親研修会への出席
- 地区里親会での研修等の参加
- 地区里親会の事務局が児童相談所内に設置され、事務局職員を児童相談所職員が兼務している
- 地区里親会活動への援助：2つの地区会が活動している。
- 里親ブロック会
- 全国、ブロックの研修会への参加

I1: 相談

- 相談時の助言等
- 発達相談のための小児科による健康診断と相談を年3回実施)

I2: 里親相談員との連携

- 里親相談員との情報共有
- 里親相互の相談援助や生活援助の実施
- 及びピアカウンセリングへの出席（里親会主催）
- ピアカウンセリング

3.3.2. 里親委託を推進するための施設との連携

認定研修の見学・実習

- 里親認定前研修における施設実習の受入
- 里親登録申請後の基礎研修、認定前研修で施設見学と施設での養育実習を実施。
- 里親研修で施設実習で交流する。
- 養育里親研修の実習を施設で実施している。
- 養育里親研修を通じた連携
- 養育里親研修（認定前・養育実習）の調整
- 養育里親研修（基礎・施設見学）の調整
- 新規認定里親への10日間の施設実習の委託
- 認定前研修の実施
- 認定前研修と施設実習の受け入れ。
- 基礎研修カリキュラムとして施設見学の受入
- 乳児院での里親研修

- 新規認定研修時の実施研修先として、里親申請者の受入
- 施設での里親研修（実習）の受け入れや、養育経験のない里親に対して家庭養育全般の指導を依頼して実施している。
- 実習を乳児院や児童養護施設にお願いし、養護が必要な子についての理解を深めてもらう。
- 里親と地域施設が研修等を通じて個別につながりを持ち、施設が里親の相談先の一つになっていることがある。

施設での里親PR

- 自立援助ホームの行事での里親制度のPR

県施策との協同

- 里親委託推進については、県レベルで施設との会議を持っている。
- 日曜の家事業への協力
- 県単独事業の「ショート里親」の認定登録は施設となっており、ショート里親→登録里親となることを目指している。
- 県で施設から里親委託への変更の推進を行っている。
- 管内の県が委託した児童養護施設(家庭養育支援センター)の里親支援事業の機能を活用している。(里親サロン、里親レクリエーションの実施、未委託里親と施設児童との交流レク、地域の福祉フェスティバルでの里親広報、里親講座の共催等)
- 所管児童養護施設に家庭養育支援センターを設置し、里親会事務局としての業務を委託している。

キャンプ

- 里親と施設との交流キャンプの実施
- 里親会のキャンプ等では、計画段階から児童養護施設職員の参画を求めたり、里親、里子とともに施設の児童も参加してもらい相互理解と協力を得ている。

FSWと里親の協同研修

- ファミリーソーシャルワーカーと里親の研修会の開催
- 施設のFSWと里親との合同研修会を実施（県全体）し、里親委託推進のための意見交換会を行っている。

ケースの詳細な情報共有

- 交流状況を細かく施設と情報を共有した。
- 個別ケース毎に担当ケースワーカーと施設職員間で密に情報交換を行っている。
- 個別ケースの里親委託においては当該施設と協議し、里親委託後のフォローまでの役割分担を確認している。

委託プロセスの協同

- 里親委託を前提とし、施設入所中の子どもと里親が交流する際には、頻繁に施設との情報交換を実施している。また、交流途中に施設と当センターの職員による評価会議を実施している。
- 導入時期では施設への連絡を密にしている
- 短期外泊、長期外泊における交流状況の把握を分担協働を連携して行なう
- 措置担当者の施設入所者の状況調査に同行し、里親委託可能児童の情報交換及び協議
- 児童養護施設と協力して入所児の里親トライアルの推進
- 児童と里親候補家庭との引き合わせ時、交流方針の確認等、施設と児童相談所層と里親家庭とで行なう
- 施設入所中の児童について、里親委託を進めようとする場合、適宜連絡を取り合っている。
- 施設での面会、外出時の交流の様子を分担して確認。
- 委託にむけたプログラムの共同推進。
- トライアル里親の積極的な実施
- 委託決定前の乳児院への里親訪問
- 施設から里親委託に措置変更する際、関係づくりのための交流プロセス後、出身施設の立場で里親を支援
- フレンドホームから養育里親への移行を行う際の支援
- ケースを通じて、委託を進めるための情報交換。
- 里親子マッチング.交流.委託への支援。

委託後のフォロー

- 必要により施設からの里親委託後のアフターフォロー
- 里親委託した子どもの里親委託後の養育相談及び施設行事の招待。
- 乳児園での発達状況聞き取り

里親・児相・施設での連絡会

- 里親関係機関連絡会議の開催。里親会と福祉施設、児童相談所、県庁担当課が意見交換。
- 里親と各施設と児相との連絡会（年1回）
- 年1回施設職員と里親と児童相談所との三者交流会を実施。
- 三者交流会（養育家庭、児童養護施設、児相）協議会
- 施設と養育家庭と児相との交流会を実施。

里親・施設での連絡会

- 里親と児童養護施設、乳児院との連絡会を年1回開催。
- 養育家庭と管内施設との連絡会

施設と児相での連絡会

- 養護施設と定例又は随時の連絡協議会において援助方針を検討している。
- 乳児院と児童相談所、本庁で、定期的に連絡会を実施し、里親制度全般、里親委託について意見交換をしている。
- 乳児院との定例又は随時の連絡協議会において援助方針を検討している。
- 定期的な児相と養護施設との連絡会等の場面での里親委託の可能性について検討しているケースもある。
- 児童相談所・児童福祉司と家庭支援専門相談員との情報交換会の実施。
- 所管乳児院との連絡会（年1.2回）
- 児童福祉施設との話し合い（年1回）
- 施設長との連絡会議にて、情報交換や協力要請を行っている。
- 施設連絡協議会の開催。
- 施設と子ども担当の児童福祉司が話し合い子どもの自立支援計画をたて、ケースの方向性を検討して進めていく。
- 子ども担当児童相談所、里親担当児童相談所がそれぞれの立場で施設と協議しながら進める
- 情報交換程度

施設入所児の里親委託を検討

- 施設と児童相談所の定期連絡会にて、ケースの状況を情報交換する中で、里親委託を検討する場合あり。
- 定期的に施設入所の児童について施設と自立支援計画を作成し、里親委託についての検討を行っている。
- 施設入所児のフォローアップ実施により里親委託を検討
- 施設定期訪問での委託可能性についての聞き取り（面会回数・実親の意向等）
- 施設入所児童の中から、里親委託可能と思われる児童をリストアップし、調査している。（年1回）
- 施設への定期訪問等をとおして、措置児童の今後の方向性を検討している。
- 毎年、児童福祉施設を訪問し調査を実施しているが、その中で里親委託が望ましいと思われる児童を把握している。
- その他、個々のケースに関して随時、里親委託の可否について検討する。
- 里親候補児童についてのカンファレンス

里親委託推進委員会

- 里親委託推進委員会（里親委託促進連絡調整会議）の開催・運営・実施・参加（29件）
- 里親委託推進委員会にて行っていること
 - 里親体験事業等の実践を踏まえた意見交換、委託についての意見交換（3件）
 - 委託可能児童等の情報交換及び里親との情報交換、委託に向けた情報交換等（4件）
 - 乳児院や児童養護施設の職員の参加を得ている。
 - 可能性のある児童について施設から里親への措置変更を推進。
 - 研修会等を開催

- 委託に向けた協議（3件）
- 委託についての連携・協力
- 施設から里親委託対象児童をピックアップしてもらい、管轄児相と協議のうえで里親委託に向けて取り組んでいる。
- 里親委託の推進等について協議している。
- 施設側から里親委託の可能性のある子をピックアップしてもらい、家庭調査等を行い、可否を決めている。
- 施設からも出席してもらい情報交換をしている。

里親サロン

- 里親サロンの運営支援。
- 里親サロン
- 施設による里親支援(里親サロンの開催場所に施設を借用、里親サロンへ功参加、レスパイト事業実施等)

交流イベント

- 里親会との交流イベントへの参加
- 養育家庭と施設との交流会

里親大会

- 里親大会には全施設が協力(託児等)
- 県里親大会（実行委員会として連携。啓発活動）

里親研修・行事への施設職員の参加

- 里親研修会への施設職員の参加促進
- 里親研修会の施設での開催。
- 里親研修会(県実施分・里親会実施分のいずれも)に施設職員の参加を呼びかける
- 里親研修への施設職員の参加
- レクリエーションの集いに施設入所児童及び職員の参加
- 管内の児童福祉施設・家庭支援専門相談員を里親会の実施する事業に招待している。

施設行事への里親の参加

- 施設行事へ里親の参加を促している。
- 施設行事への参加促進

里親会行事の支援

- 里親会行事の後方支援。

施設長・理事による講演

- 里親学習会に施設長を講師に依頼
- 里親会主催の研修に施設見学や施設長による講義などを盛り込み、里親に施設養育の現状を知ってもらえるようにしている。
- 児童養護施設理事を囲んで座談会を実施。

入所児童との交流

- 里親会と協働し、施設入所児童との交流会を実施。
- 入所児童との交流会
- 未委託里親と児童養護施設入所中の子どもとのレクリエーション（年1回）の開催。
- 里親が施設に訪問し、児童と接する機会を設けている。
- 未委託里親と施設入所児童との交流レクリエーション
- 里親交流会（特に未委託里親と施設入所児童の交流を主としたレク活動）

家庭生活の体験提供

- 週末里親委託事業（2）
- 三日里親
- 一時里親事業
- 家庭生活体験事業の推進
- 家庭生活体験事業により、児童を短期間里親宅に依頼することについての助言と協力)
- 家庭生活体験事業（施設入所児童の帰省先として受け入れ）の実施。
- 夏休みや冬休み等に家庭生活体験事業を実施。

- 夏休みに三日里親事業を実施し、里親の開拓をすすめている。
- 施設の家庭生活体験事業で、里親の活用が進むよう当所で連絡調整を行っている。
- ホストファミリー事業の推進
- ホストファミリー希望者の相談会
- ふれあい里親事業（長期休み）
- ふれあい里親事業（夏休みや冬休みにおける入所児童の短期里親委託）の実施
- ふれあい里親で委託可能な児童についての情報交換
- 短期里親体験事業（施設入所児童の家庭体験）
- 施設入所児を週末や長期休暇を利用して里親の委託している。
- 施設との契約で、ショート里親（週末里親）として週末や長期休暇の際に児童を委託。
- 3日里親候補児童についてのカンファレンス
- 3日里親や週末里親の対象児童候補を施設側からも積極的に挙げてもらう。
- ふれあい里親事業として、施設入所中の児童を長期休暇時等に里親宅に外泊させ、施設と里親の交流を図っている。
- 児童養護施設入所児童の里親家庭へのショートステイ
- 施設の協力を得て入所児童の里親宅への外泊事業(ふれあい里親事業)を行っている。
- ショート里親

施設見学

- 施設見学実施（4件）
- 年に一度、施設見学を含め施設と里親の交流を行い里親に理解を深めてもらう
- 施設見学と懇談会の実施(年1回)

里親が施設にボランティア訪問

- 児童養護施設に、里親がボランティアとして訪問し交流
- 賛助会員による施設慰問

3.3.3. 里親委託を推進するための管轄内の市町村との連携

里親推進月間のPR

- 里親推進月間のPR
- 里親制度推進月間の周知
- 里親月間への広報等協力依頼。
- 里親月間に市町村に協力を依頼し、「里親を求める運動」を全県的に展開。

里親制度説明会

- 里親制度説明会開催の周知について市町村に依頼（2）
- 里親制度説明会開催について市町村に協力を求め、市町村単位で実施する
- 里親制度説明会の案内チラシの設置
- 里親制度啓発のための講演会、研修会等の後援、協力。
- 里親講座実施（市町村単位で行う里親啓発事業）
- 里親講座の後援。広報への掲載。
- 年数回所管児童相談所内で制度説明会時に広報で周知
- 里親制度相談コーナー(各市町役場が年1回開催)
- 新規登録里親を増やすため、毎年里親制度の説明と体験談から構成する講座を開催し、市町村の協力を得ながら参加者を募っている。
- 市町内での研修に里親制度紹介の依頼に応じる事としている。
- 市町村毎に開催する里親説明会の実施
- 希望する市町村に出かけ「里親出前講座」を実施している。（里親の概要説明や里親による体験談等）
- 子ども福祉講座の共同開催

事務手続き

- 措置通知発送
- 住所異動の手続きの立ち会い

親族里親の活用

- 親族里親の活用

関係機関との情報共有

- 管内市との連絡協議会（年1回開催）にて、情報提供・協力要請
- 里子委託・地域支援について、協議、情報共有。
- 教育委員会や福祉課等関係部署への情報提供・訪問依頼

独自の里親制度

- 市町村が窓口となり、毎年8月に「三日里親事業」を実施をしている。

巡回相談会

- 管轄内の市町での巡回相談会
- 各行政センター（支所）と連携し、里親制度巡回相談会を実施している。

地区会での研修

- 各市に里親会の地区会があり、研修等を実施している。

里子通園保育園との調整

- 里親委託児の保育園入園に関する調整
- 地域の担当者への連絡。幼稚園、保育園との連携

市民への広報

- 制度の広報（2）
- 市町の福祉フェスティバルへの参加。

里親委託児の見守り

- 保健師や家庭相談員への委託児の見守り依頼
- 必要に応じ、区役所と連絡を取り合い、予防接種や健診等の案内や保健師の関わりを依頼している。区役所と連携しながら里親支援、子育て支援を行っている。
- 個別ケースの里親委託において、里親の承諾を得た上で、里親住所地の要保護児童対策地域協議会への情報提供を行う。

里親会イベントへの参加・協力を呼び掛ける

- 里親会支部大会での出席依頼。
- 里親会が開催する催しへの協力（賛助会を通じて）、レクリエーションの集いなど
- 里親サロンへの参加を呼びかける
- 一部の市で実施する里親交流会に児相職員を派遣する
- 県里親大会（共催依頼等を通じた里親活動の啓発）
- 地区の民生委員、児童委員の地区大会への参加協力

職員・民生委員への研修

- 地区里親会の活動経費について、管内市町村から負担金を得ており、主な会議、研修会では、所管課職員の参加を求め、里親制度の理解を得られるようにしている。
- 主任児童委員への里親制度の普及啓発
- 児童福祉所管部署職員への研修実施。

会議・研修時での里親制度の説明・PR

- 民生委員（児童委員）の協議会、定例会において里親制度説明を実施
- 民生・児童委員会へ出席し、啓発活動を行う
- 毎年度の市町村担当者会議において、里親開拓について周知を依頼している。
- 大規模な会議等があるときに、里親募集の説明を行う。
- 市町村で開催する民生・児童委員の研修会等において、里親制度の説明や里親体験談を発表する機会を設けてもらっている。（里親掘り起こし事業）
- 市町村で開催している要保護児童地域対策協議会や各種会議等で里親制度について説明、周知を図っている。
- 子育てアドバイザー研修会にて、里親制度の説明を行う
- 民生・児童委員の研修時に里親のPR及び業務について説明
- 各区民生児童委員主任児童委員協議会で、里親制度説明会などについて周知
- 市町村との連絡会や研修会の折に里親制度を周知。
- 関係機関との連絡協議会や研修等でパンフレット配布と説明をして里親制度について啓発している。

- 各区役所で開催する関係会議を利用し、PR及び関係文書等を配付
- 各種会議、講演等での里親制度についてのPR
- 管内市町職員児童相談研修（年7回開催）や児童虐待防止研修会等で里親制度啓発を折り込むようにしている。
- 児童女性部長と女性相談課長が、管内各市町村の里親担当部署を訪問し、里親のPRを行っている。

里親会への助成

- 市町村からの里親会への助成金
- 里親会に対する管内市町からの助成

里親入門講座

- 里親入門講座を市町村と共催で実施
- 里親入門講座の共催（市報掲載等、制度広報や募集の協力、会場の提供、講座への参加）
- 里親入門講座の開催（開催市との協力）

研修時の講師

- 里親申請者への研修時に市からも講師として参加
- 里親認定前研修での市町の担当者からの社会資源の紹介
- 研修会の中で、福祉事務所職員が地域支援に関わる講義を行なう機会がある

合同調査

- 里親訪問調査を同行で実施している。
- 里親申請者の合同調査
- 里親登録申請の調査にあたり、関係者の意見として市町村担当者の意見を聴く。

里親研修会への参加呼びかけ

- 里親研修会への市町村職員の参加促進
- 里親研修会に市町村担当職員の参加を呼びかける。
- 里親研修会（県実施分・里親会実施分のいずれも）に市町村職員の参加を呼びかける
- 里親研修等についての情報提供
- 里親向け研修会の対象者を市町村職員まで広げ、制度や里親についての理解を促している。
- 年1回の里親研修会（講演会）の案内チラシを配布。

ポスター・リーフレットによるPR活動

- 里親登録推進のためのポスター配布及び掲示依頼（2件）
- 関係窓口に里親制度普及啓発に係るポスターやリーフレット等の配置を依頼（5件）
- 普及啓発ポスターの掲示依頼。
- 里親制度啓発、養育里親についてのパンフレットの作成、設置、配布（6件）
- 当所独自の里親に関するパンフレットを作成し、会議等の際に配布し連携に努めている。
- 制度説明パネル展示
- 市が開催するセミナー等において里親関連のパンフレット等の配布と説明
- 虐待防止キャンペーンに合わせ、養育家庭PRのため養育家庭パネルを展示
- 里親月間を中心とした啓発ポスター、「里親制度説明会のお知らせ」等の掲示
- オレンジリボンたすきリレー時に養育家庭チラシの配布
- イベント会場でのちらし配布
- 区の養育家庭普及啓発キャンペーン（街頭ティッシュ配り等）に里親さんと参加。

体験発表会

- 養育家庭体験発表会の開催（6件）
- 養育家庭体験発表会のチラシ街頭設置
- 里親の体験発表会を各市との共催という形で年1から2回行っている。
- 体験発表会については各区市と連携
- 里親の広報啓発活動（体験発表会）を共催で実施。

広報誌でのPR

- 市町村広報誌やホームページへの里親募集記事・広報の掲載依頼、制度の紹介（16件）
- 市町村の事業でのちらし配布依頼
- 市町村の広報誌に里親制度の紹介文を掲載したり、窓口に里親制度紹介のパンフレットを置い

てもらい、普及啓発を図っている。

- 管内市町毎の広報に入門講座の開催を掲載
- 拡大制度説明会（年1回）の広報による周知

里親掘起こし事業

- 里親掘起こし事業
- 里親希望者掘り起こし事業を実施（出前講座）

3.3.4. 里親委託を推進するための民間団体、里親支援機関との連携

行事・研修の参加

- 里親会行事への職員の参加
- 県内の施設、里親、行政関係者で作るネットワーク会議、研修会への参加
- 研修会参加

里親制度説明会

- 里親連合会による里親制度説明会の実施
- 里親制度説明会、里親研修会へ講師として参加し、里親制度の広報啓発し里親登録増加を目指す。
- 里親講座の開催
- 昨年度は、民生・児童委員協議会や市の保育協会が開催する研修会において「里親出前講座」を実施した。

会議時に広報

- 民生委員児童委員協議会参加 里親制度の説明
- 管内福祉団体（民生委員等）の会議等での出張説明

大学等での講義

- 短大、専門学校などへ年1回里親出前講座
- 大学等での講義により、里親制度を普及・啓発する

市町村・社協の後援

- 市町村及び社会福祉協議会の後援
- 賛助会の事務局（社会福祉協議会）

研修広報の依頼

- 里親入門講座について広報依頼

里親推進委員

- 県で委託している児童家庭支援センターに里親推進委員をおき、情報交換などしながら推進を図っている。
- 里親委託推進員を児童相談所に配置し、里親会の事務局業務を行っている。
- 他児相との里親委託推進委員会での情報交換

里親推進委員会

- 里親委託推進委員会ブロック会議にて児童と里親の状況等について意見交換を行っている
- 里親委託推進に向け、「里親委託推進委員会」を年3回開催する。メンバーは、児童相談所・子ども青少年課・家庭養育支援センター・里親相談員で構成しており、お互いの情報交換（里親家庭の状況・支援）、委託推進のための事業等の検討を行う。
- 県庁主催による「里親委託等推進委員会」を数回／年開催している。

里親制度のPR

- ファミリーサポートセンターでの里親制度のPR
- 里親制度のイメージを統一し、普及啓発を進めることとしている。
- 里親月間を中心とした啓発ポスター等の掲示
- 普及啓発ポスターの掲示依頼。
- 里親制度普及啓発に係るポスターやリーフレットの作成において、県里親連合会と同一のイラスト
- 里親月間に全県的に展開する「里親を求める運動」について関係団体に協力を依頼。
- 養育家庭体験発表会のチラシ設置。
- 社会福祉協議会を通してファミリーサポートセンターへの広報

里親会と支援機関の交流会

- 「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」の主催により、里親会と地域の支援機関（里親家庭支援センター・中核地域生活支援センター等）の交流会が開催された。
- 模索中
- 具体的な連携についてはまだ手探りである。
- 現在、特に行われてはいないが、今後の里親支援機関との連携について検討中である。
- 里親支援機関設立の意向を持つ団体から相談があり、今後、設立に向けて協議を続けていく予定である。
- 里親支援機関への委託内容等について検討中

研修委託・研修講師

- 事例 P0 東京養育家庭の会へ研修委託
- 当所主催の里親研修会に民間団体を講師として招き、活動状況等の周知も含め講演を依頼。
- 家庭養護促進協会主催の研修会、連絡会議への参加
- 里親基礎研修、里親認定前研修を児童家庭支援センターへ委託。

ボランティアの依頼

- ボランティアの依頼等
- 大学の学生ボランティアを里親会活動の保育を依頼

里親支援事業

- モデル事業として里親支援機関事業の実施。
- 里親制度普及促進事業、里親委託推進・支援等事業を事例 P0 団体に委託している
- 里親支援機関との連携
- 本県では、今年度より里親支援機関として日赤富山支部に里親推進事業を委託、各種事業について連携を図っている。
- 里親支援機関と連携し、登録里親の意向調査等の情報をもらい、児相での里親委託のマッチングを円滑に行う。
- 児童相談所管内 1 箇所以上の児童養護施設が里親支援事業を担っています。
- 児童家庭支援センターで里親の養育相談を受けている。
- 県里親連合会に里親家庭への訪問支援を県として委託しており、そのフォローをしている。
- 管内で里親支援に力を入れている児童家庭センターが里親研修会の講師をしてくれたり、里親自主グループへの支援をしてくれている。
- 個別ケースの里親委託に際して、各機関を相談先として里親に情報提供する。
- 家庭養育支援センター（児童養護施設・中心子どもの家）が里親会の事務局となっているので里親担当が中心に連携をとり、情報を共有できるようにしている。

支援機関設立の支援

- 里親支援機関(事例 P0)設立の動きがあるので、児相として支援する。

団体なし

- 管内に団体・機関はないため、連携は実施されていない (2)
- 里親支援機関等がないため、特になし
- 本県には里親支援機関はない。
- 県内に里親支援機関はない。

寄付・チャリティー

- 教会関係者の里親会への新品衣類の寄贈（一時保護委託用の子どものため）。
- 篤志家による里親制度啓発のためのコンサート開催。
- 個人、団体からの寄付

3.4. 里親委託が進まない理由

里親委託が進まない理由について尋ねた。選択が 1 割を超えている項目を挙げると、「実親・親権者が里親養育を望まない（同意しないを含む）」149 か所（78.9%）、「里親の要望と子どものニーズが一致しない」79（41.9%）、「里親委託の方が望ましいと考えつつも、養育経験が少ない里親

希望者が多く、児童相談所の職員が消極的になる」73 (38.4%)、「養子縁組を望んでいる里親登録者が多い」58 (30.5%)、「里親委託の方が望ましいと考えつつも、委託後のサポートが十分にできない現状により、児童相談所の職員が消極的になる」50 (26.3%)、「里親への支援体制が不十分である」43 (22.6%)、「市民に社会的養護に参加することへの負担や困難を予想する思いが強い」41 (21.6%)、「市民に子どもの社会的な養育に参加しようという意識、関心が乏しい」35 (18.4%)となっていた。

また、1割以下の項目は、「市民に血縁関係のないものを家庭に迎え入れることへの抵抗感がある」14 (7.4%)、「里親へ支払われる委託費が不十分である」4 (2.1%)、「児童相談所の職員が、施設入所のほうが望ましいと考えているから」4 (2.1%)であった(表26)。

実親や親権者の親権の課題が大きいことが分かった。児童相談所に関しては、決して施設入所が望ましいとは思っていないが、現状では養育経験の浅い里親希望者が多く、委託後のサポートの不備などにより消極的になっている現状が分かった。

表26 里親委託が進まない理由

	度数	割合
市民に血縁関係のないものを家庭に迎え入れることへの抵抗感がある	14	7.4%
市民に子どもの社会的な養育に参加しようという意識、関心が乏しい	35	18.4%
市民に社会的養育に参加することへの負担や困難を予想する思いが強い	41	21.6%
実親・親権者が里親養育を望まない(同意しないを含む)	149	78.4%
養子縁組を望んでいる里親登録者が多い	58	30.5%
里親への支援体制が不十分である	43	22.6%
里親へ支払われる委託費が不十分である	4	2.1%
児童相談所の職員が、施設入所のほうが望ましいと考えているから	4	2.1%
里親委託の方が望ましいと考えつつも、養育経験が少ない里親希望者が多く、児童相談所の職員が消極的になる	73	38.4%
里親委託の方が望ましいと考えつつも、委託後のサポートが十分にできない現状により、児童相談所の職員が消極的になる	50	26.3%
里親の要望と子どものニーズが一致しない	79	41.6%

3.5. 「現実」の類型と「里親委託が進まないと思われる理由」の関係性の検討

3.5.1. 類型の選択に与える影響

全般的に里親委託の意識が低調な「現状」の類型1とそれ以外の類型2, 3, 4との分類に対して、影響力を分析した。現状として「里親への支援体制が不十分である」と判断していることが、里親委託に積極的になれない最も大きな理由と捉えられた(表27)。

表27 里親委託の消極性に対する影響力⁹

⁹影響力の強さを数値で表したものである。例えば、(票25で)の「対数値」は、類型1と類型2、3、4を分ける際に影響力の大きい項目を対数値を基準に並べたものである。対数値が大きいほど、影響力が強いと考えられる。また、対数値は0-100点といったような絶対的な下限、上限の基準はなく、相対的に算出されるものである。

項	対数価値
里親への支援体制が不十分である	1.230536497
市民に社会的養育に参加することへの負担や困難を予想する思いが強い	0.965519766
里親へ支払われる委託費が不十分である	0.682342517
里親委託の方が望ましいと考えつつも、委託後のサポートが十分にできない現状により…	0.650948288
実親・親権者が里親養育を望まない（同意しないを含む）	0.399045289
市民に子どもの社会的な養育に参加しようという意識、関心が乏しい	0.268764759
児童相談所の職員が、施設入所のほうが望ましいと考えているから	0.145080806
市民に血縁関係のないものを家庭に迎え入れることへの抵抗感がある	0.143520492
里親の要望と子どものニーズが一致しない	0.142968231
里親委託の方が望ましいと考えつつも、養育経験が少ない里親希望者が多く、児童相談…	0.051725118
養子縁組を望んでいる里親登録者が多い	0.048893561

乳児委託に積極的な類型3とその他の項目を比較すると、「市民に社会的養育に参加することへの負担や困難を予想する思いが強い」という項目が他の項目と比較して強かった（表28）。

表28 乳児委託の積極性に対する影響力

項	対数価値
市民に社会的養育に参加することへの負担や困難を予想する思いが強い	1.210075206
里親委託の方が望ましいと考えつつも、養育経験が少ない里親希望者が多く、児童相談…	0.471067786
児童相談所の職員が、施設入所のほうが望ましいと考えているから	0.364679205
里親への支援体制が不十分である	0.336839672
実親・親権者が里親養育を望まない（同意しないを含む）	0.252742928
市民に血縁関係のないものを家庭に迎え入れることへの抵抗感がある	0.207095080
里親の要望と子どものニーズが一致しない	0.093822047
里親委託の方が望ましいと考えつつも、委託後のサポートが十分にできない現状により…	0.081942066
里親へ支払われる委託費が不十分である	0.059144378
市民に子どもの社会的な養育に参加しようという意識、関心が乏しい	0.046205956
養子縁組を望んでいる里親登録者が多い	0.036289125

4. 里親委託に関する事例分析（C票）

調査票C票は、個別事例ごとに回答を求めたものである。合計して全国から4154事例が収集された。

4.1. 収集事例の内訳

4.1.1. ケースへの関わり

今回収集したケースの内訳は、「平成22年12月1日現在で里親委託が継続しているケース（以下、「継続」と表記）」3589（86.4%）、「平成22年（4月から11月）に終結したケース（以下、「終結」と表記）」565（13.6%）であった（表29）。

これまで、ある時点で委託されている全ての児童について調査されたものはあったものの、今回収集されたように8ヶ月間もの期間にわたって委託を終結したケースをこれほど大きな規模で調査されたことは皆無である。

表29 ケースへの関わり

	事例	%
22年12月1日現在で里親委託が継続しているケース(継続)	3589	86.4
22年度(4月から11月)に終結したケース(終結)	565	13.6
合計	4154	100

4.1.2. 里親委託の分類

里親委託の分類は、4187 ケースに記入があり、内訳は「養育里親」が 3171 (75.5%)、「専門里親」221 (5.3%)、「親族里親」502 (12.0%)、「養子縁組里親」293 (7.0%) であった (表 30)。

表30 里親委託の分類

	事例	%
養育里親	3171	75.7
専門里親	221	5.3
親族里親	502	12
養子縁組里親	293	7
合計	4187	100

4.2. 児童の委託開始年齢

委託開始年齢では、1 歳～2 歳でそれぞれ 1 割を超えており、乳幼児の割合が高い傾向があった (表 31)。里親委託の分類と児童の委託開始年齢を比較すると、最も多い養育里親で平均 5.2 歳、専門里親で 8.8 歳、親族里親が 9.9 歳、養子縁組里親が 1.6 歳であった (表 32)。なお、「養育里親」「専門里親」「親族里親」「養子縁組里親」それぞれで委託年齢には統計的に有意な差が認められた (表 33)。

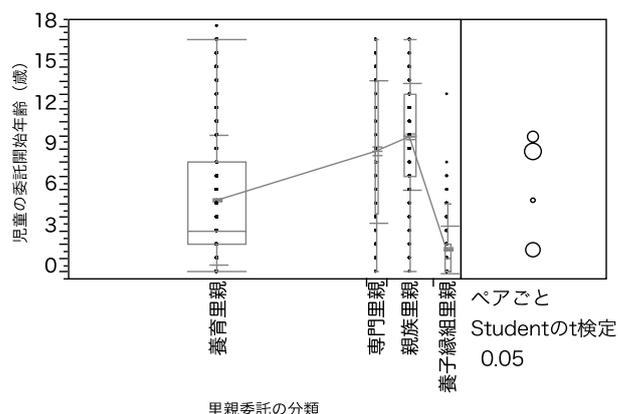
表31 児童の委託開始年齢

	度数	%
0	402	9.6
1	513	12.2
2	656	15.6
3	392	9.3
4	272	6.5
5	244	5.8
6	258	6.1
7	170	4
8	143	3.4
9	144	3.4
10	117	2.8
11	132	3.1
12	138	3.3
13	125	3
14	139	3.3
15	167	4
16	114	2.7
17	72	1.7
18	3	0.1
合計	4201	100

表32 里親委託の分類と児童の委託開始年齢 (歳) の一元配置分析*

	数	平均	標準偏差
養育里親	3159	5.20355	4.77181
専門里親	220	8.78182	5.22006
親族里親	500	9.85800	3.91363
養子縁組里親	291	1.57732	1.73703

表33 里親委託の分類と児童の委託開始年齢 (歳) の一元配置分析*



4.3. 児童の性別

児童の性別は男女それぞれが 5 割前後で拮抗していた (表 34)。また、里親委託の分類と性別には統計的に有意な差はなかった (表 35)。

表34 児童の性別

	事例	%
男性	2094	51.1
女性	2004	48.9
合計	4098	100

表35 「児童の性別」と「里親委託の分類」

	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	合計
男性	1568	108	261	144	2081
女性	1517	109	222	143	1991
	3085	217	483	287	4072

4.4. 児童の年齢

児童の年齢は全体で平均 9.4 歳であった（表 36）。

また、委託開始年齢とは異なり、0～1 歳、19～20 歳については割合が相対的に低いものの、他の全ての年齢で 5% 近いかそれ以上で分布していた（表 37）。

継続、終結事例それぞれにおける年齢をみると、各種別においてそれぞれ大きな差はみられなかった（表 38、図 9）

表36 児童の年齢

	事例	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童の年齢(歳)	4196	9.41	5.263	0	20
月齢	4196	118.34	63.131	0	244

表37 児童の年齢

	事例	%
0	82	2
1	159	3.8
2	221	5.3
3	265	6.3
4	246	5.9
5	208	5
6	259	6.2
7	236	5.6
8	225	5.4
9	240	5.7
10	260	6.2
11	195	4.6
12	206	4.9
13	221	5.3
14	229	5.5
15	241	5.7
16	236	5.6
17	254	6.1
18	177	4.2
19	30	0.7
20	6	0.1
合計	4196	100

表38 継続事例における児童の年齢

	数	平均	標準偏差
養育里親	2744	9.2	5.0
専門里親	186	11.6	4.6
親族里親	460	13.0	3.8
養子縁組里親	172	3.3	3.0

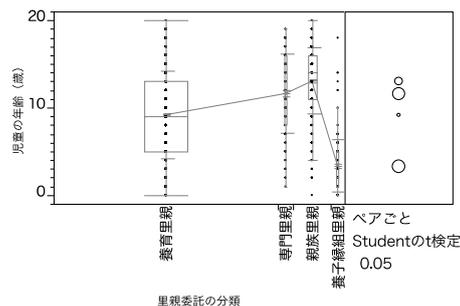


図9 継続事例における児童の年齢

表39 終結事例における児童の年齢

	数	平均	標準偏差
養育里親	379	9.7	5.8
専門里親	32	11.1	5.5
親族里親	33	12.6	4.2
養子縁組里親	118	3.3	2.7

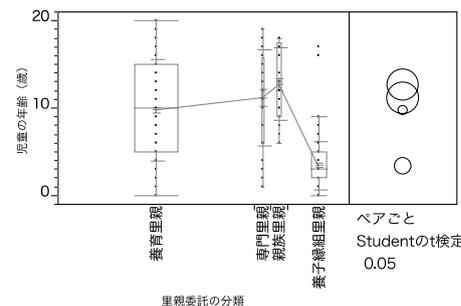


図10 終結事例における児童の年齢

4.5. 子どもの国籍

子どもの国籍は多くが日本国籍であるものの、「日本国籍以外」63件(1.5%)、「未就籍」16(0.4%)であった(表40)。さらに、57事例について国籍の回答があり、「フィリピン」14(24.6%)、「大韓民国」13(22.8%)、「ブラジル連都共和国」7(12.3%)、「アメリカ」6(10.5%)、「中国」4(7%)、「タイ王国」3(5.3%)、「インドネシア」2(3.5%)、「ベトナム」2(3.5%)、「朝鮮民主主義人民共和国」2(3.5%)、「カンボジア」1(1.8%)、「ペルー」1(1.8%)、「ミャンマー」1(1.8%)、「中国(台湾)」1(1.8%)であった(表41)。

表40 子どもの国籍

	事例	%
未就籍	16	0.4
日本	4123	98.1
日本国籍以外	63	1.5
合計	4202	100

表41 子どもの国籍・日本国籍以外国名

	事例	%
フィリピン	14	24.6%
大韓民国	13	22.8%
ブラジル連都共和国	7	12.3%
アメリカ	6	10.5%
中国	4	7.0%
タイ王国	3	5.3%
インドネシア	2	3.5%
ベトナム	2	3.5%
朝鮮民主主義人民共和国	2	3.5%
カンボジア	1	1.8%
ペルー	1	1.8%
ミャンマー	1	1.8%
中国(台湾)	1	1.8%

4.6. 父親の国籍

父親の国籍については「日本」3353(80.1%)、「日本国籍以外」65(1.6%)、「不明」770(18.4%)であった。子どもと比較し、「不明」が多くなっていた(表42)。

表42 父親の国籍

	事例	%
不明	770	18.4
日本	3353	80.1
日本国籍以外	65	1.6
合計	4188	100

「日本国籍以外」の内容

- 韓国(16)
- 中国(9)
- ブラジル(9)
- フィリピン(8)

- パキスタン(4)
- アメリカ合衆国(4)
- タイ(3)
- イラン(2)
- インドネシア(2)
- ベトナム(2)
- ペルー(2)
- イギリス
- カンボジア
- ナイジェリア
- バングラデシュ

4.7. 母親の国籍

母親の国籍については「日本」3919(93.5%)、「日本国籍以外」167(4.0%)、「不明」105(2.5%)であった。「日本国籍以外」の場合の内訳では、「フィリピン」が75件と半数近くを占めていた(表43)。

表43 母親の国籍

	事例	%
不明	105	2.5
日本	3919	93.5
日本国籍以外	167	4
合計	4191	100

「日本国籍以外」の内容

- フィリピン(75)
- 韓国(24)
- 中国(23)
- タイ(18)
- ブラジル(7)

- アメリカ(4)
- 台湾(3)
- 無国籍(3)
- インドネシア(2)
- ベトナム(2)
- 朝鮮(2)
- カンボジア
- スリランカ
- ペルー
- ルーマニア

4.8. 養護問題発生理由

養護問題発生理由として、全体の2割近くが「児童虐待」であった。次いで、「母の行方不明」、「母の精神疾患等」、「養育拒否」がそれぞれ1割弱であった。また、里親の種別でみると、「養育里親」は、おおよそ全体の割合と同程度であった。「専門里親」は「児童虐待」が半数弱で、ついで「母の精神疾患」が1割程度であった。「親族里親」は、「母の死亡」、「母の行方不明」の2項目で半数を占め、「父の死亡」、「父の行方不明」がそれぞれ1割程度であった。「養子縁組里親」では、「両親の未婚」、「養育拒否」がともに2割強を占め、「遺棄」、「破産等の経済的理由」、「その他」が1割前後で続いていた（表44）。

表44 養護問題発生理由（主な発生理由1つ）

	全体		養育里親		専門里親		親族里親		養子縁組里親	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
父の死亡	74	1.8	33	1.0	1	0.5	40	8.0	0	0.0
母の死亡	272	6.5	104	3.3	2	0.9	162	32.3	3	1.0
父の行方不明	82	2	32	1.0	0	0.0	48	9.6	2	0.7
母の行方不明	394	9.4	266	8.4	5	2.3	108	21.5	13	4.5
父母の離婚	91	2.2	76	2.4	3	1.4	4	0.8	7	2.4
両親の未婚	248	5.9	179	5.7	7	3.2	0	0.0	62	21.3
父の拘禁	49	1.2	26	0.8	0	0.0	22	4.4	1	0.3
母の拘禁	121	2.9	93	2.9	1	0.5	23	4.6	3	1.0
父の入院	36	0.9	27	0.9	5	2.3	2	0.4	1	0.3
母の入院	142	3.4	131	4.2	6	2.7	4	0.8	0	0.0
家族の疾病の付添	5	0.1	4	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.3
次子出産	20	0.5	19	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
父の就労	59	1.4	57	1.8	2	0.9	0	0.0	0	0.0
母の就労	92	2.2	77	2.4	4	1.8	2	0.4	6	2.1
父の精神疾患等	20	0.5	12	0.4	0	0.0	7	1.4	1	0.3
母の精神疾患等	390	9.3	342	10.8	22	10.0	11	2.2	12	4.1
父の放任・怠惰	35	0.8	26	0.8	2	0.9	6	1.2	0	0.0
母の放任・怠惰	189	4.5	159	5.0	8	3.7	8	1.6	11	3.8
遺棄	126	3	91	2.9	3	1.4	0	0.0	30	10.3
養育拒否	408	9.7	324	10.3	10	4.6	3	0.6	69	23.7
破産等の経済的理由	257	6.1	216	6.9	4	1.8	10	2.0	25	8.6
児童の問題による監護困難	80	1.9	61	1.9	15	6.8	4	0.8	0	0.0
児童虐待	786	18.7	624	19.8	109	49.8	29	5.8	19	6.5
その他	215	5.1	169	5.4	10	4.6	9	1.8	25	8.6
特になし	1	0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不詳	4	0.1	4	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	4196	100	3153	100.0	219	100.0	502	100.0	291	100.0

4.8.1. 養育里親における養護問題発生理由

養育里親はもともと全体に占める割合が多く、養育里親の傾向が全体の傾向と近似していた。すべての年齢層でみると、「児童虐待」624（19.8%）、「母の精神疾患等」342（10.9%）、「養育拒否」323（10.3%）が1割を超えていた。なお、「養育拒否」「両親の未婚」「母の精神疾患等」は低年齢層で多く、逆に「児童の問題による監護困難」は、高年齢層に多かった（表45）。

表45 養育里親における年齢別養護問題発生理由（主な発生理由1つ）

	全体		～0		1～2		3～6		7～12		13～15		16～	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
父の死亡	33	1.0	0	0.0	3	0.3	6	0.6	8	1.5	11	4.2	5	3.6

母の死亡	104	3.3	4	1.3	22	2.3	28	2.9	22	4.2	20	7.6	8	5.8
父の行方不明	32	1.0	1	0.3	9	0.9	13	1.4	5	1.0	2	0.8	2	1.5
母の行方不明	266	8.4	18	6.0	87	9.0	104	10.9	37	7.1	15	5.7	5	3.6
父母の離婚	76	2.4	6	2.0	30	3.1	24	2.5	13	2.5	1	0.4	2	1.5
両親の未婚	179	5.7	25	8.3	92	9.5	53	5.5	7	1.3	2	0.8	0	0.0
父の拘禁	26	0.8	1	0.3	7	0.7	9	0.9	4	0.8	5	1.9	0	0.0
母の拘禁	93	3.0	15	5.0	25	2.6	31	3.2	14	2.7	6	2.3	2	1.5
父の入院	27	0.9	0	0.0	0	0.0	5	0.5	15	2.9	6	2.3	1	0.7
母の入院	131	4.2	7	2.3	35	3.6	38	4.0	31	5.9	18	6.8	2	1.5
家族の疾病の付添	4	0.1	0	0.0	2	0.2	0	0.0	1	0.2	1	0.4	0	0.0
次子出産	19	0.6	0	0.0	8	0.8	6	0.6	5	1.0	0	0.0	0	0.0
父の就労	57	1.8	4	1.3	21	2.2	15	1.6	13	2.5	1	0.4	3	2.2
母の就労	77	2.4	11	3.6	17	1.8	39	4.1	8	1.5	2	0.8	0	0.0
父の精神疾患等	12	0.4	0	0.0	3	0.3	2	0.2	4	0.8	3	1.1	0	0.0
母の精神疾患等	342	10.9	31	10.3	114	11.8	113	11.8	59	11.3	18	6.8	7	5.1
父の放任・怠惰	26	0.8	1	0.3	3	0.3	6	0.6	3	0.6	7	2.7	6	4.4
母の放任・怠惰	159	5.0	12	4.0	53	5.5	52	5.4	27	5.2	8	3.0	7	5.1
遺棄	91	2.9	10	3.3	58	6.0	16	1.7	6	1.1	1	0.4	0	0.0
養育拒否	323	10.3	79	26.2	126	13.0	89	9.3	19	3.6	2	0.8	8	5.8
破産等の経済的理由	216	6.9	24	7.9	64	6.6	78	8.1	34	6.5	12	4.5	4	2.9
児童の問題による監護困難	59	1.9	0	0.0	2	0.2	3	0.3	9	1.7	30	11.4	15	10.9
児童虐待	624	19.8	35	11.6	128	13.2	178	18.6	153	29.3	84	31.8	46	33.6
その他	169	5.4	17	5.6	54	5.6	50	5.2	25	4.8	9	3.4	14	10.2
特になし	1	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不詳	4	0.1	0	0.0	4	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	3150	100.0	302	100.0	967	100.0	958	100.0	522	100.0	264	100.0	137	100.0

4.8.2. 専門里親における年齢別養護問題発生理由

専門里親では、専門里親の設置理由に沿う「児童虐待」218（49.8%）、あるいは「母の精神疾患等」44（10.0%）であった。この2項目は全ての年齢層を通じてある一定程度の割合を占めていた。

なお、「母の精神疾患等」は低年齢層の方が割合が高く、一方で高年齢層では「児童の問題による監護困難」が多かった（表46）。

表46 専門里親における年齢別養護問題発生理由（主な発生理由1つ）

	全体		～0		1～2		3～6		7～12		13～15		16～	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
父の死亡	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	0.4
母の死亡	4	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.2	2	0.8
父の行方不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母の行方不明	10	2.3	1	14.3	1	3.4	1	1.9	1	1.7	1	2.1	5	2.1
父母の離婚	6	1.4	0	0.0	1	3.4	1	1.9	0	0.0	0	0.0	4	1.6
両親の未婚	14	3.2	0	0.0	4	13.8	1	1.9	2	3.4	0	0.0	7	2.9
父の拘禁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母の拘禁	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	0.4
父の入院	10	2.3	0	0.0	0	0.0	1	1.9	4	6.8	0	0.0	5	2.1
母の入院	12	2.7	0	0.0	1	3.4	1	1.9	0	0.0	2	4.2	8	3.3
家族の疾病の付添	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
次子出産	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
父の就労	4	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	1	2.1	2	0.8
母の就労	8	1.8	1	14.3	0	0.0	3	5.8	0	0.0	0	0.0	4	1.6
父の精神疾患等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母の精神疾患等	44	10.0	3	42.9	4	13.8	6	11.5	5	8.5	4	8.3	22	9.1
父の放任・怠惰	4	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	1	2.1	2	0.8
母の放任・怠惰	16	3.7	0	0.0	1	3.4	2	3.8	2	3.4	1	2.1	10	4.1
遺棄	6	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	0	0.0	5	2.1
養育拒否	20	4.6	1	14.3	1	3.4	2	3.8	2	3.4	2	4.2	12	4.9
破産等の経済的理由	8	1.8	0	0.0	1	3.4	1	1.9	1	1.7	1	2.1	4	1.6

児童の問題による監護困難	30	6.8	0	0.0	0	0.0	1	1.9	4	6.8	5	10.4	20	8.2
児童虐待	218	49.8	1	14.3	13	44.8	29	55.8	30	50.8	26	54.2	119	49.0
その他	20	4.6	0	0.0	2	6.9	3	5.8	3	5.1	2	4.2	10	4.1
特になし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不詳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	438	100.0	7	100.0	29	100.0	52	100.0	59	100.0	48	100.0	243	100.0

4.8.3. 親族里親における年齢別養護問題発生理由

親族里親では「母の死亡」324（32.4%）、「母の行方不明」216（21.6%）の割合高かった。主な養育者である母親がいなくなった場合の対応として行われていることが分かった。なお、子どもが乳児の場合、4 ケースのうち 3 ケースで「母の拘禁」が理由であった（表 47）。

表47 親族里親における年齢別養護問題発生理由（主な発生理由1つ）

	全体		～0		1～2		3～6		7～12		13～15		16～	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
父の死亡	80	8.0	0	0.0	1	5.9	4	4.5	13	5.2	19	16.8	43	8.1
母の死亡	324	32.4	0	0.0	4	23.5	23	26.1	88	35.2	40	35.4	169	32.0
父の行方不明	96	9.6	0	0.0	0	0.0	12	13.6	26	10.4	7	6.2	51	9.7
母の行方不明	216	21.6	1	25.0	7	41.2	17	19.3	54	21.6	23	20.4	114	21.6
父母の離婚	8	0.8	0	0.0	0	0.0	2	2.3	1	0.4	1	0.9	4	0.8
両親の未婚	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
父の拘禁	44	4.4	0	0.0	1	5.9	5	5.7	13	5.2	2	1.8	23	4.4
母の拘禁	42	4.2	3	75.0	1	5.9	7	8.0	6	2.4	4	3.5	21	4.0
父の入院	4	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	1	0.9	2	0.4
母の入院	8	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	1.2	0	0.0	5	0.9
家族の疾病の付添	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
次子出産	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
父の就労	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母の就労	4	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	1	0.9	2	0.4
父の精神疾患等	14	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.8	2	1.8	10	1.9
母の精神疾患等	22	2.2	0	0.0	0	0.0	3	3.4	7	2.8	1	0.9	11	2.1
父の放任・怠惰	12	1.2	0	0.0	0	0.0	1	1.1	4	1.6	1	0.9	6	1.1
母の放任・怠惰	16	1.6	0	0.0	0	0.0	1	1.1	7	2.8	0	0.0	8	1.5
遺棄	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
養育拒否	6	0.6	0	0.0	0	0.0	2	2.3	1	0.4	0	0.0	3	0.6
破産等の経済的理由	20	2.0	0	0.0	1	5.9	0	0.0	6	2.4	3	2.7	10	1.9
児童の問題による監護困難	8	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.8	6	1.1
児童虐待	58	5.8	0	0.0	2	11.8	8	9.1	13	5.2	4	3.5	31	5.9
その他	18	1.8	0	0.0	0	0.0	3	3.4	4	1.6	2	1.8	9	1.7
特になし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不詳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	1000	100.0	4	100.0	17	100.0	88	100.0	250	100.0	113	100.0	528	100.0

4.8.4. 養子縁組里親における年齢別養護問題発生理由

養子縁組里親では、「養育拒否」138（23.7%）、「両親の未婚」124（21.3%）、「遺棄」60（10.3%）、「破産等の経済的理由」50（8.6%）、「その他」50（8.6%）が多くを占めていた。また、子どもの年齢が小学生以下に絞られている点も特徴的であった（表 48）。

表48 養子縁組里親における年齢別養護問題発生理由（主な発生理由1つ）

	全体		～0		1～2		3～6		7～12		13～15		16～	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
父の死亡	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
母の死亡	6	1.0	1	1.1	1	0.7	1	1.9	3	1.0	0	-	0	-
父の行方不明	4	0.7	0	0.0	2	1.4	0	0.0	2	0.7	0	-	0	-
母の行方不明	26	4.5	2	2.3	7	4.8	4	7.5	13	4.4	0	-	0	-

父母の離婚	14	2.4	1	1.1	4	2.7	1	1.9	8	2.7	0	-	0	-
両親の未婚	124	21.3	26	29.9	24	16.3	12	22.6	62	21.0	0	-	0	-
父の拘禁	2	0.3	0	0.0	1	0.7	0	0.0	1	0.3	0	-	0	-
母の拘禁	6	1.0	1	1.1	2	1.4	0	0.0	3	1.0	0	-	0	-
父の入院	2	0.3	0	0.0	0	0.0	1	1.9	1	0.3	0	-	0	-
母の入院	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
家族の疾病の付添	2	0.3	0	0.0	0	0.0	1	1.9	1	0.3	0	-	0	-
次子出産	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
父の就労	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
母の就労	12	2.1	0	0.0	3	2.0	3	5.7	6	2.0	0	-	0	-
父の精神疾患等	2	0.3	0	0.0	1	0.7	0	0.0	1	0.3	0	-	0	-
母の精神疾患等	24	4.1	1	1.1	8	5.4	3	5.7	12	4.1	0	-	0	-
父の放任・怠惰	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
母の放任・怠惰	22	3.8	0	0.0	8	5.4	3	5.7	11	3.7	0	-	0	-
遺棄	60	10.3	9	10.3	18	12.2	2	3.8	31	10.5	0	-	0	-
養育拒否	138	23.7	25	28.7	38	25.9	6	11.3	69	23.4	0	-	0	-
破産等の経済的理由	50	8.6	9	10.3	12	8.2	4	7.5	25	8.5	0	-	0	-
児童の問題による監護困難	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
児童虐待	38	6.5	3	3.4	6	4.1	9	17.0	20	6.8	0	-	0	-
その他	50	8.6	9	10.3	12	8.2	3	5.7	26	8.8	0	-	0	-
特になし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
不詳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	-	0	-
合計	582	100.0	87	100.0	147	100.0	53	100.0	295	100.0	0	-	0	-

4.9. 虐待

主たる虐待の内訳の内訳の半数近くは「ネグレクト」453（53％）であり、次いで「身体的虐待」251（29.4％）、「心理的虐待」199（11.6％）、「性的虐待」51（6％）であった。児童相談所が対応した虐待の内訳と比較して「ネグレクト」と「性的虐待」の割合が高かった（表49）。

また、主たる虐待、従たる虐待を併せてみると、「心理的虐待」278（32.3％）で従たる虐待に含まれる割合が高かった（表50）。

表49 主たる虐待

	事例	%
身体的虐待(疑いを含む)	251	29.4
性的虐待(疑いを含む)	51	6
心理的虐待(疑いを含む)	99	11.6
ネグレクト(疑いを含む)	453	53
合計	854	100

表50 虐待種別（主・従含む）（複数回答）

	事例	%
身体的虐待(疑いを含む)	360	41.8
性的虐待(疑いを含む)	74	8.6
心理的虐待(疑いを含む)	278	32.3
ネグレクト(疑いを含む)	571	66.2

4.10. 障害

障害を持った子どものうち、全体の半数近くが発達障害の課題を抱えていた。また、知的障害も4割弱であり、知的障害と発達障害で全体の8割を超えていた（表51）。

発達障害の内訳を見てみると、「注意欠陥多動性障害」118（28.1％）、「その他これに類する脳機能障害」108（25.7％）、「その他の広汎性発達障害」105（25.0％）の割合が高かった。その他の発達障害は、「自閉症」44（10.5％）、「アスペルガー症候群」37（8.8％）、「学習障害」49（11.7％）、「境界レベル」7（1.7％）であった（表52）。

表51 障害（複数回答）

	事例	%
精神障害	52	5.7

身体障害	30	3.3
知的障害	345	37.8
発達障害	449	49.2

その他	130	14.3
-----	-----	------

表52 発達障害（複数回答）

	事例	%
自閉症	44	10.5
アスペルガー症候群	37	8.8
その他の広汎性発達障害	105	25.0
学習障害	49	11.7
注意欠陥多動性障害	118	28.1
その他これに類する脳機能障害	108	25.7
境界レベル	7	1.7
合計	468	111.4

4.11. 委託時の実父・実母の年齢層

委託時の実父の年齢層は半数近くが不明・不詳であった。割合としては30～50歳といった比較的高年齢の割合が高かった。しかしながら、20歳未満が58名、25歳未満では226名と若年層も割合としては多くないものの、一定数が存在していた（表53）。

母親の年齢層は、6.8%を除き把握されていた。実父の年齢層に対して全体的に低く、30歳未満までで35%を超えており、「30歳以上40歳未満」1372（32.9%）と合わせると2842（68.1%）であった。なお、20歳未満が224、25歳未満となると801ケースであり、全体の約20%が若年層にあたる（表54）。なお、これらの年齢は、児童の出生時の年齢ではなく里親委託時の年齢であることに留意したい。

表53 委託時の実父の年齢層

	事例	%
18歳未満	28	0.7
18歳以上20歳未満	30	0.7
20歳以上25歳未満	168	4
20歳以上25歳未満	282	6.8
30歳以上40歳未満	704	16.9
40歳以上50歳未満	511	12.3
50歳以上	274	6.6
死亡	180	4.3
不明・不詳	1987	47.7
合計	4164	100

表54 委託時の実母の年齢層

	事例	%
18歳未満	99	2.4
18歳以上20歳未満	125	3
20歳以上25歳未満	577	13.8
20歳以上25歳未満	669	16
30歳以上40歳未満	1372	32.9
40歳以上50歳未満	624	15
50歳以上	73	1.7
死亡	350	8.4
不明・不詳	284	6.8
合計	4173	100

4.12. 委託解除の理由

委託解除の理由では、「里親との関係不調以外の家庭復帰」179（27.7%）、「養子縁組による措置解除」147（22.7%）が多い。これに対して、不調による措置解除は「里親との関係不調による家庭復帰」25（3.9%）、「里親の問題（健康問題、家族問題）等による措置変更」25（3.9%）、「里親との関係不調により措置変更」79（12.2%）、「子どもの問題による措置変更」27（4.2%）であり、計156全体の約24%であった。従って、4ケースのうち1ケースが不調による措置解除事例であった（表55）。

表55 委託解除の理由

	事例	%
里親との関係不調以外の家庭復帰	179	27.7

里親との関係不調による家庭復帰	25	3.9
里親の問題(健康問題、家族問題)等による措置変更	25	3.9
里親との関係不調により措置変更	79	12.2
満年齢による措置解除	32	4.9
養子縁組による措置解除	147	22.7
満年齢前の措置解除(自立等)	12	1.9
子どもの問題による措置変更	27	4.2
その他	121	18.7
合計	647	100

表 55-2 委託解除事例(年齢別内訳)

	里親との関係 不調以外の家 庭復帰		里親との関係 不調による家 庭復帰		里親の問題 (健康問題、 家族問題)等 による措置変 更		里親との関係 不調により措 置変更		満年齢による 措置解除		養子縁組によ る措置解除		満年齢前の 措置解除(自 立等)		子どもの問題 による措置変 更		その他		合計	
	事例数	%	事例数	%	事例数	%	事例数	%	事例数	%	事例数	%	事例数	%	事例数	%	事例数	%	事例数	%
0	4	21.1	0	0	0	0	1	5.3	0	0	8	42.1	0	0	0	0	6	31.6	19	100
1	16	32.7	0	0	3	6.1	1	2	0	0	24	49	0	0	0	0	5	10.2	49	100
2	13	23.6	1	1.8	3	5.5	3	5.5	1	1.8	28	50.9	0	0	0	0	6	10.9	55	100
3	14	26.4	0	0	0	0	3	5.7	0	0	27	50.9	2	3.8	0	0	7	13.2	53	100
4	10	35.7	0	0	0	0	1	3.6	0	0	14	50	0	0	0	0	3	10.7	28	100
5	10	31.3	0	0	2	6.3	2	6.3	0	0	16	50	0	0	0	0	2	6.3	32	100
6	9	32.1	0	0	0	0	4	14.3	0	0	10	35.7	0	0	0	0	5	17.9	28	100
7	9	33.3	0	0	2	7.4	4	14.8	0	0	6	22.2	0	0	0	0	6	22.2	27	100
8	15	57.7	0	0	0	0	3	11.5	0	0	2	7.7	0	0	2	7.7	4	15.4	26	100
9	15	41.7	0	0	2	5.6	5	13.9	0	0	4	11.1	0	0	2	5.6	8	22.2	36	100
10	11	34.4	3	9.4	1	3.1	3	9.4	0	0	0	0	0	0	3	9.4	11	34.4	32	100
11	4	23.5	0	0	0	0	4	23.5	0	0	3	17.6	0	0	2	11.8	4	23.5	17	100
12	10	34.5	0	0	3	10.3	8	27.6	0	0	0	0	0	0	3	10.3	5	17.2	29	100
13	9	32.1	3	10.7	2	7.1	4	14.3	0	0	0	0	0	0	3	10.7	7	25	28	100
14	8	23.5	3	8.8	2	5.9	7	20.6	1	2.9	2	5.9	0	0	4	11.8	7	20.6	34	100
15	6	18.8	4	12.5	1	3.1	11	34.4	0	0	1	3.1	0	0	1	3.1	8	25	32	100
16	10	31.3	4	12.5	1	3.1	8	25	1	3.1	1	3.1	0	0	2	6.3	5	15.6	32	100
17	5	11.1	6	13.3	3	6.7	6	13.3	2	4.4	1	2.2	4	8.9	5	11.1	13	28.9	45	100
18	1	3.1	1	3.1	0	0	1	3.1	19	59.4	0	0	3	9.4	0	0	7	21.9	32	100
19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	33.3	0	0	3	50	0	0	1	16.7	6	100
20	0	0	0	0	0	0	0	0	6	100	0	0	0	0	0	0	0	0	6	100

合																				
計	179	27.7	25	3.9	25	3.9	79	12.2	32	5	147	22.8	12	1.9	27	4.2	120	18.6	646	100

4.13. 措置変更先

措置変更先として多かったのが、「その他」112（45.3%）、「児童養護施設」71（28.7%）、「他の里親」33（13.4%）、「乳児院」19（7.7%）であった。なお、その他の内訳を見てみると、58ケースは「里親型ファミリーホーム」への移行であり、子どもを預かっている里親家庭がファミリーグループホームに移行するという内容の措置変更（子どもの生活する場の実質的な変更はない）であったものと考えられる（表 56）。

表56 措置変更先

	事例	%
他の里親	33	13.4
乳児院	19	7.7
児童養護施設	71	28.7
児童自立支援施設	6	2.4
情緒障害児短期治療施設	6	2.4
その他	112	45.3
合計	247	100

その他の内訳

- 里親型ファミリーホーム(58)
- 知的障害児入所施設(5)
- 一時保護所(4)
- 自立援助ホーム(5)
- 養子縁組(2)
- 専門里親(2)
- 医療少年院
- 家庭引き取り(3)
- 自宅にそのまま居住
- 少年院
- 他の児童相談所へケース移管

4.14. 18歳以上の措置延長

里親家庭における18歳以上の措置延長は、養育里親106事例、専門里親17事例、親族里親32事例、養子縁組里親1名であった(表57)。

表57 18歳以上の措置延長

	措置延長した		措置延長しない又は対象外		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%
養育里親	106	85.5	18	14.5	124	100
専門里親	17	94.4	1	5.6	18	100
親族里親	32	84.2	6	15.8	38	100
養子縁組里親	1	100	0	0	1	100
合計	156	86.2	25	13.8	181	100

4.15. 委託時の養育者の年齢

委託時の養育者の年齢は共に50歳前後であり、里親の高齢化が改めて浮き彫りになった。(表58)。

表58 委託時の養育者の年齢

	度数		平均値	標準偏差	最小値	最大値
	有効	欠損値				
委託時の養育者の年齢・里父	3811	399	51.75	9.643	23	82
委託時の養育者の年齢・里母	4114	96	49.79	9.459	18	83
委託時の養育者の年齢・その他の養育者	204	4006	54.27	20.834	18	91

4.16. 委託時の実子(養子)

委託時に実子(養子を含む)がいる割合を聞いたところ、43.5%が「あり」と回答していた(表59)。

表59 委託時の実子
(養子含む)の
有無

	事例	%
あり	1778	43.5
なし	2306	56.5
合計	4084	100

表60 18歳以下の実子の状況

	事例		平均値	標準偏差	最小値	最大値
	有効	欠損値				
18才以下の実子の人数	4210	0	0.45	0.88	0	5
18才以下の実子の平均年齢	1126	3084	10.99	4.64	0	18
18才以下の実子の最低年齢	1128	3082	10.28	4.694	0	18
18才以下の実子の最高年齢	1128	3082	12.22	4.597	0	18

4.17. 委託時の里子

委託時に先に里子がいる率は26%であり、4分の1以上であった(表61)。

表61 委託時の他の
里子の有無

	事例	%
あり	1068	26
なし	3037	74
合計	4105	100

表62 18歳以下の里子の状況

	事例		平均値	標準偏差	最小値	最大値
	有効	欠損値				
18才以下の里子の人数	4210	0	0.39	0.791	0	6
18才以下の里子の平均年齢	1058	3152	9.6	4.580	0	18
18才以下の里子の最低年齢	1066	3144	8.65	4.753	0	18
18才以下の里子の最高年齢	1066	3144	10.43	5.045	0	18

4.18. 面会から委託までの期間

面会から委託までの期間は、平均で約5ヶ月であった(表63)。ただし、里親種別でみると、養育里親が平均3.73ヶ月、専門里親が平均3.06ヶ月、養子縁組里親が平均3.93ヶ月と、親族里親以外は3-4ヶ月で委託していることとなる。また、親族里親では平均20.68ヶ月となっているが、約4割が無回答であり、委託の前から一緒に暮らしていたり、親族としての交流があるなどにより、該当しない事例も多いことが考えられる(表64)。

表63 面接から委託までの期間

	事例		平均値	標準偏差	最小値	最大値
	有効	欠損値				
面会から委託までの期間(合計月数)	3790	420	5.05	15.721	0	205

表64 里親種別による面会から委託までの期間

	度数		平均値	標準偏差	最小値	最大値
	有効	欠損値				
養育里親	2976	195	3.73	10.631	0	180
専門里親	209	12	3.06	6.43	0	39
親族里親	301	201	20.68	41.036	0	205
養子縁組里親	289	4	3.93	4.671	0	37

4.19. 里子の対応困難

里子の対応困難は、年齢に応じて広がっていた。割合としてやはり「13~15歳」の中学在学中が最も難しいことが分かった。特に7歳以降では「反発・反抗」や「里親宅への不適応」などの問題が顕在化し、さらに13歳以降では、非行系の問題が顕在化してくる様子が把握された。里親に現時点での子どもの様子だけでなく、これから起きている課題についても、一般的にどのような課題があるのか、そしてその対応方法や対応方法の考え方などを問題が起こる前に先行して伝えてい

く必要があろう（表 65）。

表65 里子の対応困難（複数回答）

	0		1～2		3～6		7～12		13～15		16～	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
特になし	17	89.5	83	80.6	92	65.2	77	46.4	26	27.7	36	29.8
病気等	2	10.5	4	3.9	4	2.8	1	0.6	3	3.2	2	1.7
行動活発化探索行動	0	0	2	1.9	6	4.3	6	3.6	0	0	1	0.8
乳幼児期の試し行動	0	0	4	3.9	16	11.3	4	2.4	1	1.1	0	0
養育困難	0	0	0	0	2	1.4	11	6.6	4	4.3	5	4.1
無差別愛着	0	0	1	1	0	0	2	1.2	0	0	0	0
反撥・反抗	0	0	1	1	3	2.1	25	15.1	25	26.6	18	14.9
無差別愛着・反撥・反抗以外の被虐待児特有の問題	0	0	1	1	3	2.1	9	5.4	5	5.3	2	1.7
発達障害	0	0	2	1.9	11	7.8	23	13.9	6	6.4	5	4.1
知的障害・知的な遅れ	0	0	6	5.8	10	7.1	15	9	9	9.6	12	9.9
里親宅への不適応	0	0	0	0	3	2.1	16	9.6	25	26.6	25	20.7
学校への不適応・不登校	0	0	0	0	2	1.4	13	7.8	17	18.1	17	14
情緒的不安定	0	0	2	1.9	4	2.8	13	7.8	16	17	23	19
虚言	0	0	0	0	2	1.4	15	9	6	6.4	10	8.3
暴言	0	0	0	0	1	0.7	15	9	11	11.7	8	6.6
暴力・破壊	0	0	0	0	1	0.7	17	10.2	9	9.6	2	1.7
金銭持ちだし	0	0	0	0	0	0	10	6	8	8.5	9	7.4
性的関心の強さ	0	0	0	0	1	0.7	5	3	4	4.3	3	2.5
性的関心の強さ、万引き・窃盗、家裁審判・逮捕・少年院送致以外のぐ犯行為	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4.3	3	2.5
不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4.3	8	6.6
万引き・窃盗	0	0	0	0	0	0	9	5.4	8	8.5	11	9.1
夜遊び・深夜徘徊・無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13.8	18	14.9
家裁審判・逮捕・少年院送致	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2.1	5	4.1
生活の乱れ	0	0	0	0	1	0.7	2	1.2	17	18.1	23	19
停学・退学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1	10	8.3
万引き・窃盗以外の触法行為	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1	3	2.5
過食	0	0	0	0	1	0.7	4	2.4	1	1.1	0	0
排泄の問題	0	0	0	0	5	3.5	3	1.8	2	2.1	1	0.8
退行	0	0	0	0	1	0.7	2	1.2	0	0	1	0.8
学習意欲乏しい	0	0	0	0	0	0	11	6.6	17	18.1	9	7.4
精神障害	0	0	0	0	0	0	1	0.6	4	4.3	6	5
身体障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	3	2.1	11	6.6	8	8.5	10	8.3
事例数	19	100	103	100	141	100	166	100	94	100	121	100

不調による措置解除事例が、当該項目に記入のあったなかで3割以上を占める項目を灰色で示した。「1～2歳」では5項目、「3～6歳」では10項目、「7～12歳」では20項目、「13～15歳」では「精神障害」と記入のなかった項目を除いた全ての項目、「16歳以降」では「知的障害・知的な遅れ」、「精神障害」、「その他」と記入のなかった項目を除く全ての項目であった（表 66）。

思春期では複合的に問題が起こっており、やはり小学校に上がる前、そして中学進学前に里親と個別に子どもの状況を検討し、必要十分な情報を伝えていくことが重要であろう。

表66 里子への対応困難（不調による解除事例のみ）（複数回答）

- 「%」は、不調による措置解除事例の中で、当該項目の選択があった割合
- 「%」は、不調による措置解除事例に限らず選択があった中で、不調による措置解除事例に含まれる割合

	0	1～2	3～6	7～12	13～15	16～
--	---	-----	-----	------	-------	-----

	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'
特になし	1	100	5.9	7	63.6	8.4	4	33.3	4.3	9	18	11.7	3	6.7	11.5	5	13.5	13.9
病気等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	100	2	4.4	66.7	1	2.7	50
行動活性化探索行動	0	0	-	0	0	0	2	16.7	33.3	1	2	16.7	0	0	-	0	0	0
乳幼児期の試し行動	0	0	-	2	18.2	50	1	8.3	6.3	1	2	25	1	2.2	100	0	0	-
養育困難	0	0	-	0	0	-	2	16.7	100	7	14	63.6	3	6.7	75	3	8.1	60
無差別愛着	0	0	-	1	9.1	100	0	0	-	1	2	50	0	0	-	0	0	-
反撥・反抗	0	0	-	1	9.1	100	1	8.3	33.3	13	26	52	16	35.6	64	9	24.3	50
無差別愛着・反撥・反抗以外の被虐待児特有の問題	0	0	-	1	9.1	100	1	8.3	33.3	4	8	44.4	3	6.7	60	1	2.7	50
発達障害	0	0	-	1	9.1	50	2	16.7	18.2	11	22	47.8	4	8.9	66.7	2	5.4	40
知的障害・知的な遅れ	0	0	-	1	9.1	16.7	0	0	0	3	6	20	7	15.6	77.8	2	5.4	16.7
里親宅への不適応	0	0	-	0	0	-	2	16.7	66.7	14	28	87.5	22	48.9	88	20	54.1	80
学校への不適応・不登校	0	0	-	0	0	-	0	0	0	6	12	46.2	9	20	52.9	9	24.3	52.9
情緒的不安定	0	0	-	0	0	0	2	16.7	50	5	10	38.5	11	24.4	68.8	8	21.6	34.8
虚言	0	0	-	0	0	-	2	16.7	100	11	22	73.3	5	11.1	83.3	3	8.1	30
暴言	0	0	-	0	0	-	1	8.3	100	9	18	60	4	8.9	36.4	3	8.1	37.5
暴力・破壊	0	0	-	0	0	-	1	8.3	100	10	20	58.8	5	11.1	55.6	0	0	0
金銭持ちだし	0	0	-	0	0	-	0	0	-	9	18	90	7	15.6	87.5	5	13.5	55.6
性的関心の強さ	0	0	-	0	0	-	1	8.3	100	3	6	60	1	2.2	25	1	2.7	33.3
性的関心の強さ、万引き・窃盗、家裁審判・逮捕・少年院送致以外のぐ犯行為	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	3	6.7	75	1	2.7	33.3
不純異性交遊	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	4	8.9	100	3	8.1	37.5
万引き・窃盗	0	0	-	0	0	-	0	0	-	6	12	66.7	7	15.6	87.5	7	18.9	63.6
夜遊び・深夜徘徊・無断外泊	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	10	22.2	76.9	6	16.2	33.3
家裁審判・逮捕・少年院送致	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	1	2.2	50	4	10.8	80
生活の乱れ	0	0	-	0	0	-	0	0	0	2	4	100	14	31.1	82.4	10	27	43.5
停学・退学	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	1	2.2	100	5	13.5	50
万引き・窃盗以外の触法行為	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	1	2.2	100	1	2.7	33.3
過食	0	0	-	0	0	-	0	0	0	2	4	50	1	2.2	100	0	0	-
排泄の問題	0	0	-	0	0	-	2	16.7	40	2	4	66.7	1	2.2	50	1	2.7	100
退行	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0
学習意欲乏しい	0	0	-	0	0	-	0	0	-	5	10	45.5	10	22.2	58.8	4	10.8	44.4
精神障害	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0	1	2.2	25	1	2.7	16.7
身体障害	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-	0	0	0	4	8	36.4	4	8.9	50	1	2.7	10
事例数	1	100	5.3	11	100	10.7	12	100	8.5	50	100	30.1	45	100	47.9	37	100	30.6

4.20. 里親の課題

子どもの年齢が上がるごとに「特になし」の割合は減少しており、特に「13～15歳」では4割に留まっていた。また7歳以降は「里親の病気、体調不良」、「高齢」、「養育負担感の増加、養育拒否感」、「里親と児童の関係悪化」、「偏った理解・考え」、「里子のレベルに合わせられない（養育力不足）」などの理由が挙げられていた（表67）。

表67 里親の課題（複数回答）

	0		1～2		3～6		7～12		13～15		16～	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
特になし	14	73.7	85	82.5	104	73.8	89	53.6	38	40.4	66	54.5
里親の病気、体調不良	1	5.3	4	3.9	6	4.3	15	9	13	13.8	9	7.4
高齢	0	0	2	1.9	4	2.8	15	9	12	12.8	15	12.4
養育負担感の増加、養育拒否感	1	5.3	5	4.9	7	5	27	16.3	17	18.1	13	10.7
仕事と養育の両立が困難	0	0	0	0	2	1.4	12	7.2	3	3.2	1	0.8
虐待・ネグレクト、およびその疑い・傾向	0	0	1	1	4	2.8	9	5.4	6	6.4	4	3.3
虐待・ネグレクト、およびその疑い・傾向以外の不適切な関わり・養育	0	0	2	1.9	3	2.1	6	3.6	7	7.4	2	1.7
養育環境の変化	0	0	1	1	3	2.1	4	2.4	1	1.1	1	0.8
里親の病死	0	0	0	0	0	0	2	1.2	3	3.2	2	1.7
介護問題	0	0	2	1.9	2	1.4	4	2.4	0	0	1	0.8

実子と関係悪化	0	0	2	1.9	2	1.4	0	0	0	0	3	2.5
経済的不安定	0	0	1	1	0	0	9	5.4	1	1.1	3	2.5
抱え込み	1	5.3	5	4.9	4	2.8	10	6	4	4.3	3	2.5
里親と児童の関係悪化	0	0	0	0	2	1.4	15	9	22	23.4	20	16.5
夫婦間の関係悪化	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2.1	1	0.8
偏った理解・考え	1	5.3	1	1	7	5	17	10.2	15	16	11	9.1
里子のレベルへ合わせられない(養育力不足)	0	0	2	1.9	5	3.5	15	9	11	11.7	8	6.6
家族再統合プログラムに非協力的・妨害	0	0	1	1	0	0	2	1.2	2	2.1	0	0
里親の離婚	2	10.5	0	0	6	4.3	9	5.4	5	5.3	1	0.8
その他	2	10.5	0	0	7	5	7	4.2	5	5.3	2	1.7
事例数	19	100	103	100	141	100	166	100	94	100	121	100

不調による措置解除事例を見てみると、全ての年齢層で里親の「養育負担感の増加、養育拒否感」が不調につながりやすかった。また、いわゆる思春期の課題が大きいことがわかった。

これらのことから、①養育が難しい深刻な問題を抱える子どもの委託には慎重でなければならないこと、②養育の難しさが、子どもの様々な問題行動へと拡がり、里親の負担感や拒否感・互いの関係の悪化が生じ、これらが悪循環となる「負のスパイラル」をできるだけ早く発見し、できるだけ早く食い止めるかが大切であること、そのために、③里親と委託されている児童に対して、フォーマル、インフォーマルの両面から支援を行える体制を問題が発生する前から構築してゆくことが重要である(表68)。

表68 里親の課題(不調による解除事例のみ)(複数回答)

- 「%」は、不調による措置解除事例の中で、当該項目の選択があった割合
- 「%」は、不調による措置解除事例に限らず選択があった中で、不調による措置解除事例に含まれる割合

	0			1~2			3~6			7~12			13~15			16~		
	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'
特になし	0	0	0	4	36.4	4.7	1	8.3	1	11	22	12.4	8	17.8	21.1	9	24.3	13.6
里親の病気、体調不良	0	0	0	0	0	0	1	8.3	16.7	5	10	33.3	7	15.6	53.8	5	13.5	55.6
高齢	0	0	-	0	0	0	0	0	0	2	4	13.3	3	6.7	25	4	10.8	26.7
養育負担感の増加、養育拒否感	1	100	100	4	36.4	80	5	41.7	71.4	18	36	66.7	16	35.6	94.1	10	27	76.9
仕事と養育の両立が困難	0	0	-	0	0	-	0	0	0	7	14	58.3	3	6.7	100	1	2.7	100
虐待・ネグレクト、およびその疑い・傾向	0	0	-	1	9.1	100	2	16.7	50	9	18	100	6	13.3	100	1	2.7	25
虐待・ネグレクト、およびその疑い・傾向以外の不適切な関わり・養育	0	0	-	1	9.1	50	1	8.3	33.3	4	8	66.7	6	13.3	85.7	2	5.4	100
養育環境の変化	0	0	-	0	0	0	0	0	0	1	2	25	1	2.2	100	0	0	0
里親の病死	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2.7	50
介護問題	0	0	-	0	0	0	0	0	0	3	6	75	0	0	0	-	0	0
実子と関係悪化	0	0	-	2	18.2	100	1	8.3	50	0	0	-	0	0	-	1	2.7	33.3
経済的不安定	0	0	-	1	9.1	100	0	0	-	4	8	44.4	0	0	0	0	0	0
抱え込み	0	0	0	1	9.1	20	2	16.7	50	5	10	50	4	8.9	100	1	2.7	33.3
里親と児童の関係悪化	0	0	-	0	0	-	2	16.7	100	13	26	86.7	21	46.7	95.5	15	40.5	75
夫婦間の関係悪化	0	0	-	1	9.1	100	0	0	-	0	0	-	2	4.4	100	0	0	0
偏った理解・考え	0	0	0	1	9.1	100	2	16.7	28.6	9	18	52.9	11	24.4	73.3	5	13.5	45.5
里子のレベルへ合わせられない(養育力不足)	0	0	-	2	18.2	100	3	25	60	10	20	66.7	10	22.2	90.9	4	10.8	50
家族再統合プログラムに非協力的・妨害	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	1	2.2	50	0	0	-
里親の離婚	0	0	0	0	0	-	3	25	50	3	6	33.3	2	4.4	40	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	-	3	25	42.9	2	4	28.6	2	4.4	40	1	2.7	50
事例数	1	100	5.3	11	100	10.7	12	100	8.5	50	100	30.1	45	100	47.9	37	100	30.6

4.21. 支援の課題

各年齢層で最も多かったのが「児童相談所から遠く支援に限界」があることであった。また、思春期や自立の時期に、支援が必要だがなかなか支援が行き届かない様子が把握された。児童相談所と里親との距離を近づけるためには、問題が生じる前から、互いの中にコミュニケーションが成立していることが不可欠である。効果的な里親支援を行う際には、児童相談所職員が、問題の発生にか

かわらず里親家庭を訪問したり、里親の集まりに参加したり、また里親が児童相談所を訪れる機会を設けることが必要である。

また、児童相談所という広域を担当する機関だけでなく、里親子が生活する市区町村域において支援が行われるようにすることが求められる（表 69）。

表69 支援の課題（複数回答）

	0		1～2		3～6		7～12		13～15		16～	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
特になし	15	78.9	87	84.5	110	78	97	58.4	45	47.9	72	59.5
里親の悩みへの対応不十分	1	5.3	6	5.8	13	9.2	31	18.7	15	16	18	14.9
訪問支援不十分	1	5.3	1	1	7	5	21	12.7	17	18.1	17	14
保育所学校等への連携不足	0	0	0	0	4	2.8	8	4.8	2	2.1	1	0.8
児童相談所から遠く支援に限界	2	10.5	8	7.8	13	9.2	36	21.7	25	26.6	23	19
養子縁組里親への事前の説明・研修不十分	1	5.3	2	1.9	3	2.1	1	0.6	2	2.1	0	0
その他	1	5.3	6	5.8	8	5.7	25	15.1	18	19.1	20	16.5
事例数	19	100	103	100	141	100	166	100	94	100	121	100

そして、さらに注目し、留意しなければならないのは次の点である。実に、「7～12 歳」、「13～15 歳」、「16 歳以降」においては、3 割から 5 割の高い割合で、不調による措置解除があることが解った。特に「13～15 歳」では不調による措置解除が、半数近くを占めていた。

そして、これに呼応するように、児童相談所が、「里親への悩みへの対応が不十分」と認識している割合が、全体を通して高くなっていることがわかった。特に「13～15 歳」では、「里親への悩みへの対応が不十分」と認識したと記入のあった約 93% が不調による措置解除に至っていることから、特に思春期特有の課題、特に子どもの反抗などを乗り越えるために、問題が顕著になる前から、里親家庭への訪問などを定期的に行い、里親に寄り添った対応を行うことが重要である（表 70）。

表70 支援の課題（不調による解除事例のみ）（複数回答）

- 「%」は、不調による措置解除事例の中で、当該項目の選択があった割合
- 「%'」は、不調による措置解除事例に限らず選択があった中で、不調による措置解除事例に含まれる割合

	0			1～2			3～6			7～12			13～15			16～		
	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'
特になし	1	100	6.7	4	36.4	4.6	2	16.7	1.8	15	30	15.5	13	28.9	28.9	17	45.9	23.6
里親の悩みへの対応不十分	0	0	0	4	36.4	66.7	8	66.7	61.5	22	44	71	14	31.1	93.3	10	27	55.6
訪問支援不十分	0	0	0	1	9.1	100	2	16.7	28.6	10	20	47.6	11	24.4	64.7	8	21.6	47.1
保育所学校等への連携不足	0	0	-	0	0	-	2	16.7	50	3	6	37.5	1	2.2	50	0	0	0
児童相談所から遠く支援に限界	0	0	0	2	18.2	25	5	41.7	38.5	18	36	50	16	35.6	64	8	21.6	34.8
養子縁組里親への事前の説明・研修不十分	0	0	0	1	9.1	50	1	8.3	33.3	0	0	0	1	2.2	50	0	0	-
その他	0	0	0	1	9.1	16.7	3	25	37.5	9	18	36	11	24.4	61.1	7	18.9	35
事例数	1	100	5.3	11	100	10.7	12	100	8.5	50	100	30.1	45	100	47.9	37	100	30.6

4.22. 実親とのかかわり

実親との関わりについては、「実親との関わりなし」が 2774（67.6%）を占め、7 割弱の子どもが実親と交流がないこととなる。一方で、「交流あり」409（10%）「実親との面会あり」503（12.3%）、

「外泊あり」305（7.4%）、「家庭復帰に向けて調整中」105（2.6%）と段階に応じた援助が行われているものも、少ないながらも存在していた（表71）。

ただし、今回の調査では、近年増加している一時保護的な里親委託が、この中にどの程度含まれているかは明らかにできなかった。

実親への引き取りを前提とした里親委託を推進するためには、面会や外泊の実施が不可欠となる。里親委託中の子どもと実親との交流が実質化すること、これを実際どう進めるかが課題である。

表71 実親とのかかわり

	事例	%
実親との関わりなし	2774	67.60%
電話等連絡あり	387	9.40%
実親の面会あり	503	12.30%
交流あるが予定守らず	51	1.20%
交流あり	409	10.00%
外泊あり	305	7.40%
実親と家庭復帰に向けて調整中	105	2.60%
その他	267	6.50%

5. 遺棄児童（棄児・置き去り児）の事例分析（D 票）

本調査における「棄児」とは、病院等の『玄関先、敷地内、路上等に遺棄され、保護された時には親が分からない児童。「置き去り児」とは、親が判明しており、親が監護を放棄して、家庭の内（産科、知人宅、自宅等）に放置した児童をいう。

5.1. 区分

遺棄児童（棄児・置き去り児）の内訳をみると、「棄児」75（31.1%）、「置き去り」148（61.4%）、「無記入」18（7.5%）であった（表72）。

また、熊本の慈恵会病院に設置されたこのとりのゆりかごに遺棄された児童は50名であり、全体の4分の1を占めている。このとりのゆりかごの事例では、全体と比較し「棄児」が多く、「置き去り」が少なかった。一方、「無記入」のうち2例を除きこのとりのゆりかごの事例であり、従来の見方による「棄児」、「置き去り児」の区別が難しいことが伺えた（表73）。

表72 区分

	事例	%
棄児	75	31.1
置き去り	148	61.4
無記入	18	7.5
合計	241	100

表73 区分（このとりのゆりかご）

		棄児		置き去り		無記入		合計	
		事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
このとりのゆりかご	該当	22	44.0%	16	32.0%	12	24.0%	50	100.0%
	非該当	53	28.3%	132	70.6%	2	1.1%	187	100.0%
合計		75	31.6%	148	62.4%	14	5.9%	237	100.0%

5.2. 年齢

発見時の年齢は「棄児」が平均0.11歳で、最高年齢が4歳、最少年齢は生後14日目であった。また、「置き去り」では、比較的小子どもの年齢が高く、平均5.22歳、最高年齢17歳、最年少は生後14日目であった。「無記入」では平均値0.86歳、最高年齢9歳、最少年齢は生後10日目であった（表74）。

表74 年齢

区分		事例	最小値	最大値	平均値	標準偏差
棄児	発見時年齢(歳)	75	0	4	0.11	0.583
	発見時年齢(月)	73	0	3	0.22	0.672
	発見時年齢(日)	61	0	14	3.36	3.916
置き去り	発見時年齢(歳)	147	0	17	5.22	5.313
	発見時年齢(月)	58	0	11	2.10	3.232
	発見時年齢(日)	32	0	14	4.44	4.938
無記入	発見時年齢(歳)	14	0	9	0.86	2.476
	発見時年齢(月)	12	0	0	0.00	0.000
	発見時年齢(日)	12	1	10	5.75	2.598

5.3. 性別

子どもの性別については「棄児」では男女がほぼ半々、「置き去り」「無記入」では、男児が1割前後多かった（表75）。

表75 性別

	棄児		置き去り		無記入		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
男児	37	51.4	87	58.8	9	64.3	133	56.8
女児	35	48.6	61	41.2	5	35.7	101	43.2
合計	72	100%	148	100%	14	100%	234	100%

5.4. 推定体重

生後推定3ヶ月未満の児童に関して、推定体重を把握した。「棄児」の場合、平均2,827.41g、最小値1,680g、最大値4,000gであった。「置き去り児」の場合、平均2,781.28g、最大値4,251g、最小値1,100gであった。「無記入」では、平均2,903.5g、最小値2,626g、最大値3,460gであった。最小値からは生命の危険がともなう事例が複数あったことを知ることができる（表76）。

表76 推定体重

区分	事例	最小値	最大値	平均値	標準偏差
棄児	59	1680	4000	2827.41	420.759
置き去り	36	1100	4251	2781.28	670.905
無記入	4	2626	3460	2903.50	379.046

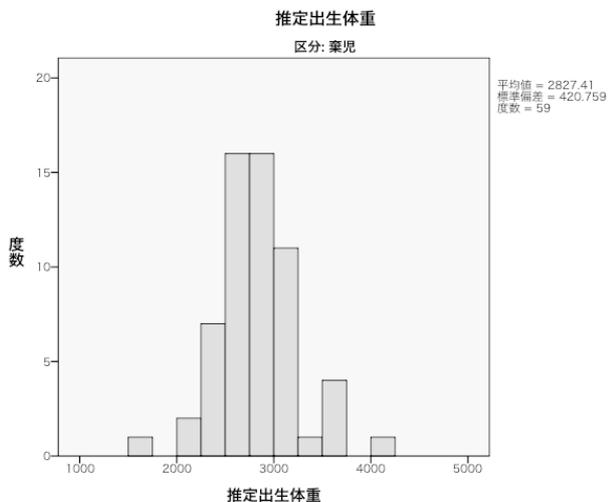


図11 推定出生体重（棄児）

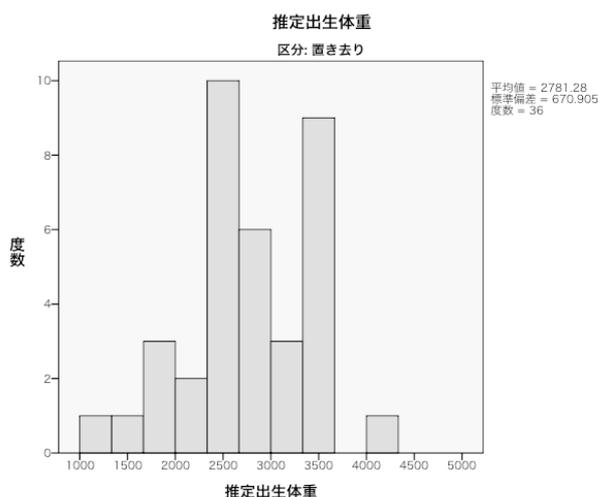
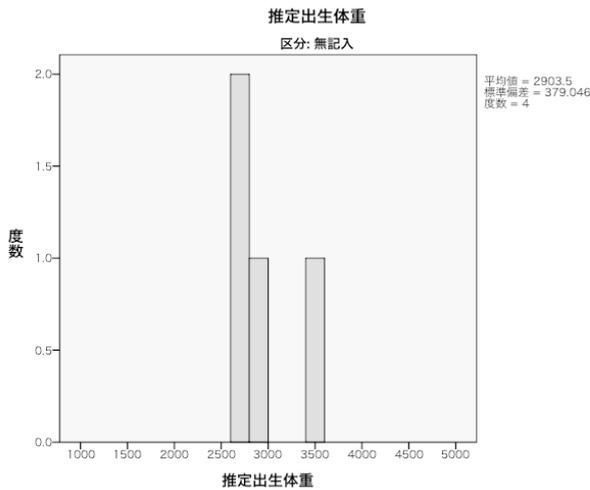


図12 推定出生体重（置き去り）

図13 推定出生体重（無記入）



5.5. 子どもが発見された場所

子どもが発見された場所をみると、「棄児」では「このとりのゆりかご」22 (29.3%) が最も多い。次いで「出産場所以外の医療機関」18 (24.0%)、「その他」16 (21.3%) であった。それ以外では「路上」5 (6.7%)、「公共施設周辺」4 (5.3%)、「デパート」3 (4.0%)、「公園」、「自宅」、「知人宅」がそれぞれ1件 (1.3%) であった。

次いで、「置き去り」では、「自宅」54 (36.5%)、「その他」30 (20.3%)、「このとりのゆりかご」16 (10.8%)、「出産した医療機関」14 (9.5%) であった。「自宅」「医療機関」の割合が高かった。

「無記入」では、「デパート」「その他」それぞれ1件 (7.1%) を除き、「このとりのゆりかご」12 (85.7%) であった (表77)。

表77 子どもが発見された場所

	棄児		置き去り		無記入		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
出産した医療機関	0	0.0	14	9.5	0	0.0	14	5.9
以外の医療機関	18	24.0	5	3.4	0	0.0	23	9.7
児童福祉施設周辺	4	5.3	0	0.0	0	0.0	4	1.7
児童相談所周辺	0	0.0	2	1.4	0	0.0	2	0.8
市区町村役場周辺	0	0.0	2	1.4	0	0.0	2	0.8
駅	0	0.0	2	1.4	0	0.0	2	0.8
公園	1	1.3	0	0.0	0	0.0	1	0.4
デパート	3	4.0	3	2.0	1	7.1	7	3.0
上記以外の公共施設周辺	4	5.3	5	3.4	0	0.0	9	3.8
上記以外の路上	5	6.7	6	4.1	0	0.0	11	4.6
自宅	1	1.3	54	36.5	0	0.0	55	23.2
知人宅	1	1.3	9	6.1	0	0.0	10	4.2
このとりのゆりかご	22	29.3	16	10.8	12	85.7	50	21.1
その他	16	21.3	30	20.3	1	7.1	47	19.8
合計	75	100	148	100	14	100	237	100

「1 から 10 以外の公共施設周辺」の内容

棄児

- 医療機関車庫前 (2)

- 学校の敷地内
- 駐在所の前

置き去り

- 警察署

「その他」の内容

棄児

- アパートの階段下（住宅地）
- キリスト教会前
- タクシーに子どもだけ乗せる。指定された行き先には、人がおらず結果的に警察で保護された。
- ホテル(3)
- マンションの植え込み
- 医療機関の前の植え込みにて発見
- 一般住民の玄関先
- 学校
- 関係ない民家の玄関
- 空き家の車庫内に駐車されていた普通乗用自動車のトランクの上
- 個人管理宅、敷地内、建物の軒先
- 在園していた保育園
- 山中
- 児童養護施設（母が市にショートステイを申込後、母がNPO法人へ依頼しNPO法人が子どもを学校へ迎えに行き児童養護施設に預けたが、その後迎えに行けないとNPO法人へ連絡が入り音信不通となった。）
- 自宅近くの駐車場
- 実母が知人に本児を預け、その後所在不明となる。市内の医療機関を確認したが、該当するような女性の出産が確認できなかった。
- 書店内
- 神社参道端
- 親族宅玄関前
- 台東区内の医療機関の駐車場植え込み
- 大型スーパー内のトイレ。
- 認可外託児所
- 認可外保育施設
- 保育園（預けられたまま保護者と連絡がとれなくなる）
- 保育所
- 保育所（祖父母に迎え依頼の電話後不明に）
- 母の勤務先のトイレ
- 母方祖父母宅
- 本児家出中で警察に保護されるが、本児の家出中に実父と継母、異父弟妹が父方実家のそばに転居した。
- 本児自ら警察に出向いた
- 漫画喫茶

- 交番（2）
- 高速道路SAトイレ
- 児童自立支援施設内

- 民家の玄関前

置き去り

- 24時間託児所
- アパートの階段下（住宅地）
- キリスト教会前
- タクシーに子どもだけ乗せる。指定された行き先には、人がおらず結果的に警察で保護された。
- ホテル(3)
- マンションの植え込み
- 医療機関の前の植え込みにて発見
- 一般住民の玄関先
- 学校
- 関係ない民家の玄関
- 空き家の車庫内に駐車されていた普通乗用自動車のトランクの上
- 個人管理宅、敷地内、建物の軒先
- 在園していた保育園
- 山中
- 児童養護施設（母が市にショートステイを申込後、母が事例PO法人へ依頼し事例PO法人が子どもを学校へ迎えに行き児童養護施設に預けたが、その後迎えに行けないと事例PO法人へ連絡が入り音信不通となった。）
- 自宅近くの駐車場
- 実母が知人に本児を預け、その後所在不明となる。市内の医療機関を確認したが、該当するような女性の出産が確認できなかった。
- 書店内
- 神社参道端
- 親族宅玄関前
- 台東区内の医療機関の駐車場植え込み
- 大型スーパー内のトイレ。
- 認可外託児所
- 認可外保育施設
- 保育園（預けられたまま保護者と連絡がとれなくなる）
- 保育所
- 保育所（祖父母に迎え依頼の電話後不明に）
- 母の勤務先のトイレ
- 母方祖父母宅
- 本児家出中で警察に保護されるが、本児の家出中に実父と継母、異父弟妹が父方実家のそばに転居した。

- 本児自ら警察に出向いた
- 漫画喫茶
- 民家の玄関前
- 民間託児所

無記入

- マンションの植え込み
- 発見場所の環境

5.6. 発見場所の環境

発見のしやすさについては、「棄児」「置き去り」「無記入」それぞれで7割以上は「発見しやすい場所」であった。ただ割合は低いものの、「発見しにくい場所」「どちらともいえない」は一定程度あり、特に「棄児」の場合2割を超えていた（表79）。

発見場所の環境では、置き去り、無記入とも「温度が管理されている場所」が8割を超え、棄児でも約35%となっている。「このとりのゆりかご」が発見場所であったものが多いことが影響しているものと思われる。

表78 発見場所の環境

	温度が管理されている場所		温度が管理されていない場所		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	26	35.1	42	56.8	6	8.1	74	100
置き去り	123	83.7	14	9.5	10	6.8	147	100
無記入	12	85.7	1	7.1	1	7.1	14	100
合計	161	68.5	57	24.3	17	7.2	235	100

表79 発見のしやすさ

	発見しやすい場所		発見しにくい場所		どちらともいえない		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	58	77.3	6	8	11	14.7	75	100
置き去り	134	93.1	4	2.8	6	4.2	144	100
無記入	13	92.9	1	7.1	0	0	14	100
合計	205	88	11	4.7	17	7.3	233	100

5.7. 着衣等の状態

着衣等の状態については、「配慮あり」が多かった（表81）。一方で、「棄児」「置き去り児」に関しては「どちらともいえない」「不明」「配慮無し」が4-5割を占めていた（表80）。

「配慮なし」の状態をみると、「棄児」の場合、タオル（バスタオル）、毛布、オムツ等が多かった。一方、「置き去り」では、汚れや不潔、あるいは着衣なしが多かった（表80）。

ただし、洋服が用意されているかどうか、バスタオルや毛布だけであるかは、子どもの月例や年齢によっても異なることから、一概に整理しにくい面があったように思われる。

表80 着衣等の状態

	配慮あり		どちらともいえない		不明		配慮なし		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	38	51.4	18	24.3	4	5.4	14	18.9	74	100
置き去り	86	59.3	27	18.6	21	14.5	11	7.6	145	100
無記入	12	85.7	1	7.1	1	7.1	0	0	14	100
合計	136	58.4	46	19.7	26	11.2	25	10.7	233	100

着衣の状態「配慮なし」の状態

棄児

- タオルとストールに包まれていた。
- タオルに包まれた状態（2件）
- バスタオル1枚に包まれていた

- バスタオルにくるまれていたのみ（裸）
- ヨットパーカーに包まれていた
- 紙おむつ一枚でタオル・毛布にくるまれた状態

- 全裸。近くに白いタオルが1枚落ちていたのみ。
- 着衣なく、タオル2枚でくるまれていた。
- 着衣なし
- 毛布に包まれ、オムツのみ着用
- 裸で毛布にくるまれていた
- 裸に毛布に包まれ紙袋に入れられていた
置き去り
- パジャマ(2)
- 衣服に汚れがあり、数日間お風呂に入っていない(2)
- 裸(2)
- 汚れあり
- 着衣なし
- 着衣無し。ビニール袋に入れられていた。
- 不潔

表81 着衣等の状態（こうのとりのゆりかご）

		配慮あり		どちらともいえない		不明		配慮なし			
		事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
こうのとりのゆりかご	該当	36	73.5%	6	12.2%	6	12.2%	1	2.0%	49	100.0%
	非該当	100	54.3%	40	21.7%	20	10.9%	24	13.0%	184	100.0%
合計		136	58.4%	46	19.7%	26	11.2%	25	10.7%	233	100.0%

5.8. 親の通報と親、子ども特定のための情報

遺棄した親からの通報があるのは、棄児、置き去り、無記入それぞれで2割を下回っていた（表82）。棄児と無記入では、親特定のための情報は2〜3割、子どもの名前を特定するための情報は2〜4割に留まる。しかしながら、置き去り児に関しては、年齢が高い場合も多いためか親特定のための情報があったのは87.9%、子の名前特定のための情報があったのは80.9%であった（表83、表84）。

表82 遺棄した親からの通報

	あり		なし		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	13	17.8	59	80.8	1	1.4	73	100
置き去り	25	17.9	110	78.6	5	3.6	140	100
無記入	2	14.3	12	85.7	0	0	14	100
合計	40	17.6	181	79.7	6	2.6	227	100

表83 親特定のための情報

	あり		なし		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	19	25.3	54	72	2	2.7	75	100
置き去り	124	87.9	15	10.6	2	1.4	141	100
無記入	3	21.4	10	71.4	1	7.1	14	100
合計	146	63.5	79	34.3	5	2.2	230	100

表84 子の名前特定のための情報

	あり		なし		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	17	23.3	55	75.3	1	1.4	73	100
置き去り	110	80.9	23	16.9	3	2.2	136	100
無記入	5	35.7	9	64.3	0	0	14	100
合計	132	59.2	87	39	4	1.8	223	100

表85 子の名前特定のための情報（このとりのゆりかご）

		あり		なし		不明		合計	
		事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
このとりの ゆりかご	該当	21	42.9%	26	53.1%	2	4.1%	49	100.0%
	非該当	111	63.8%	61	35.1%	2	1.1%	174	100.0%
合計		132	59.2%	87	39.0%	4	1.8%	223	100.0%

5.9. 子どもの健康状態と障害

子どもの健康状態については、全体的に「問題なし」の割合が7割以上と多数を占めていた。しかし、「棄児」では特に年齢が低い事例があり「問題あり」が28.4%を占めた。「問題あり」の中身をみてみると低年齢の事例で特に生命のリスクが強いと思われる（表86）。

表86 子どもの健康状態

	問題なし		問題あり		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	52	70.3	21	28.4	1	1.4	74	100
置き去り	123	85.4	18	12.5	3	2.1	144	100
無記入	12	85.7	1	7.1	1	7.1	14	100
合計	187	80.6	40	17.2	5	2.2	232	100

子どもの健康状態「問題あり」の内容

棄児

- やや衰弱
- 一過性多呼吸→保育器、酸素、輸液療法、右目瞼下垂
- 左足内出血
- 上気道炎
- 脱水、貧血、心臓疾患
- 脱水気味、低体温
- 脱水症状あり(2)
- 低血圧で怪我もしている。
- 低体温(5)
- 低体温、腎臓機能低下
- 低体温からチアノーゼを起こし、2回嘔吐
- 低体温による徐脈
- 濃縮尿で尿量も少なく脱水症状と思われる

- 発見当初は低体温の疑いがあった。

- 未熟児
- 無呼吸発作あり

置き去り

- 1ヶ月後に手術予定
- アトピー性皮膚炎が悪化。食事不良。
- 筋ジストロフィー
- 出産後呼吸が弱く保育器に入っていた
- 心臓疾患のため、入院中。
- 新生児一過性多呼吸、感染源不明の感染症
- 水頭症、脳軟化症、極小未熟児（出生時1700g）、未熟児網膜症、けいれん

- 虫歯
- 低出生体重児
- 低体温、脱水症状がある。
- 低体温傾向があった
- 低体重(2)
- 頭蓋骨骨折、右側脳挫傷、硬膜外血腫
- 発熱(37.7度)
- 搬送された時には心肺停止状態だった。
- 未熟児のため事例ICUにて治療中

無記入

- ダウン症候群、四肢冷感、チアノーゼあり

5.10. 把握できる子どもの障がい

子どもの障害については、「置き去り」20事例（13.6%）、「無記入」1事例（9%）で障害が把握された（表87）。この割合は、障害を持つ子どもが、その障害の故に、置き去りにされた可能性が高いことも否めない。

表87 把握できる子どもの障害

	あり		なし		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	0	0	57	79.2	15	20.8	72	100
置き去り	20	13.6	116	78.9	11	7.5	147	100

無記入	1	7.1	13	92.9	0	0	14	100
合計	21	9	186	79.8	26	11.2	233	100

障害「あり」の内容

置き去り

- ADHD
- ダウン症
- ダウン症、心室中隔欠損症
- ダウン症候群、口蓋裂、甲状腺機能低下疑、軽度難聴、弱視疑、卵円孔開存
- 気管切開、経鼻栄養。反応はほとんどなし。
- 筋ジストロフィー
- 軽度精神遅滞
- 軽度精神遅滞、個別支援級在籍
- 軽度知的障害

- 軽度発達遅滞 自閉症
- 口蓋裂
- 左耳形成不全、外耳道閉鎖の疑い
- 心臓疾患、食道閉鎖
- 水頭症、脳性まひ、知的障害→重心対応
- 知的障害
- 知的障害（軽度）、ADHD
- 発育の遅れ。内股。
- 療育手帳所持

無記入

- ダウン症候群

5.11. 遺棄者、および遺棄の状況

遺棄者として最も多かったのが「実母」であった。しかしながら、「実父」「不明」「その他」も一定の割合あった。「その他」には祖父母、知人、友人、交際相手などが含まれていた（表 88）。

表88 遺棄者

	実母		実父		不明		その他		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	45	60.8	9	12.2	24	32.4	6	8.1	74	100
置き去り	126	86.9	21	14.5	1	0.7	8	5.5	145	100
無記入	6	46.2	3	23.1	5	38.5	0	0	13	100
合計	177		33		30		14		232	

遺棄者「その他」の内容

棄児

- 実母の交際相手
- 実母の友人（男性）
- 祖父
- 母方祖父母(2)
- 祖父母
- 母の知人

置き去り

- 義父
- 自ら保護を求めた
- 実母の夫
- 実母の友人
- 母方祖母
- 養父

無記入

- 祖父母
- 祖母

5.12. 遺棄に至る情報、および希望

5.12.1. 遺棄に至る情報、および援助の希望についての手紙等

遺棄に至る情報、および援助の希望についての手紙等については、「棄児」、「置き去り」ではそれぞれ「なし」が半数を超えていた。一方、「無記入」では半数が「あり」であった（表 89）。

特にこのとりのゆりかごでは3分の1以上が「あり」であった（表 90）。

手紙等に記載されていた内容を分類してみると、「棄児」「無記入」では養育できない、あるいは親権を放棄すると言う内容であったが、「置き去り」では恋愛関係による親自身の理由によるものとなっていた。

表89 遺棄に至る情報・援助の希望についての手紙等

	あり		なし		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	13	18.1	58	80.6	1	1.4	72	100
置き去り	21	15.2	112	81.2	5	3.6	138	100
無記入	7	50	7	50	0	0	14	100
合計	41	18.3	177	79	6	2.7	224	100

表90 遺棄に至る情報・援助の希望についての手紙等（このとりのゆりかご）

		あり		なし		不明		事例	%
		事例	%	事例	%	事例	%		
このとりの ゆりかご	該当	18	36.7%	30	61.2%	1	2.0%	49	100.0%
	非該当	23	13.1%	147	84.0%	5	2.9%	175	100.0%
合計		41	18.3%	177	79.0%	6	2.7%	224	100.0%

手紙等に記入されていた内容（状況）

棄児

- 育てられない
- 養えないのでお願いします

置き去り

- メル友で知り合った人のところに行く
- 県外の異性との交際の為(2)
- 子どもよりパートナーとの生活を選んだ
- 夫以外の男性ができた

無記入

- 親権を放棄する

5.12.2.手紙等の内容（希望）（複数回答）

援助について手紙等の記入があったのは30事例であった（表91）。

表91 手紙等の内容（希望）

	養子縁組		迎えに行くまで施設入所		施設入所		その他		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	2	25	1	12.5	1	12.5	4	50	8	100
置き去り	4	21.1	3	15.8	5	26.3	7	36.8	19	100
無記入	1	33.3	0	0	1	33.3	1	33.3	3	100
合計	7	23.3	4	13.3	7	23.3	12	40	30	100

手紙等の内容「その他」の内容

棄児

- 縁のある方に守られて一生幸せでありますように（手紙）
- 事前に慈恵病院に相談。児の安全は確保し、あとはこのとりのゆりかごに一任。

置き去り

- もう面倒みれない。

- 慈恵病院に児童を届けてほしい。
- 実父宅への引き取り
- 祖父宅での養育
- 友達に見ていて欲しい。
- 離婚した実母への養育依頼（2）

無記入

- 親権を放棄する

5.12.3.子どもの現在の居所

子どもの現在の居所では、「棄児」の場合、「里親」22（29.3%）、「乳児院」17（22.7%）、「養子縁組先」16（21.3%）であった。「置き去り」では年齢層が高いため「児童養護施設」31（21.1%）の他、「母親の自宅（父親の同居なし）」37（25.2%）であった。「無記入」では、「里親」9（64.3%）と多かった（表92）。

表92 子どもの現在の居所

	乳児院		児童養護施設		里親		養子縁組先		障害児施設		両親の自宅	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	17	22.7	4	5.3	22	29.3	16	21.3	0	0	2	2.7%
置き去り	16	10.9	31	21.1	12	8.2	7	4.8	1	0.7%	9	6.1%
無記入	2	14.3	1	7.1	9	64.3	2	14.3	0	0%	0	0%
合計	35	14.8	36	15.3	43	18.2	25	10.6	1	0.4%	11	4.7%
	母親の自宅（父親の同居なし）		父親の自宅（母親の同居なし）		親族宅		その他		合計			
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%		
棄児	5	6.7	0	0	2	2.7	7	9.3	75	100		
置き去り	37	25.2	4	2.7	14	9.5	16	10.9	147	100		
無記入	0	0	0	0	0	0	0	0	14	100		
合計	42	17.8	4	1.7	16	6.8	23	9.7	236	100		

5.12.4. 親、親族からの連絡

遺棄後、児童相談所に連絡があったものが60事例、児童相談所以外に連絡があったのが22事例であり、全体で82事例については連絡があったことになる（表93）。

一方、遺棄後に遺棄者が引き取った事例が32事例、遺棄者以外の家族・親族が引き取った事例が12事例であった。遺棄者、および遺棄者以外の家族・親族に引き取られたのは44事例であった（表94）。

なお、「このとりのゆりかご」の事例では、児童相談所、および児童相談所以外に連絡があった事例は1割程度多かった。しかし、引き取りは3割強少なかった（表95）。

表93 親、親族からの連絡状況

	遺棄後児相に連絡あり		遺棄後児相以外に連絡あり		遺棄後遺棄者の引き取り		遺棄後遺棄者以外の家族・親族の引き取り		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	8	38.1	8	38.1	7	33.3	1	4.8	21	100
置き去り	50	63.3	14	17.7	24	30.4	11	13.9	79	100
無記入	2	66.7	0	0.0	1	33.3	0	0.0	3	100
合計	60		22		32		12		103	

表94 親、親族からの連絡、時期

区分		事例	最小値	最大値	平均値	標準偏差
棄児	遺棄後児相に連絡あり(ヶ月後)	8	0	2	.68	.883
	遺棄後児相以外に連絡あり(ヶ月後)	9	.0	9.0	1.844	2.9925
	遺棄後遺棄者の引き取り(ヶ月後)	7	1.0	11.0	5.286	4.0708
	遺棄後遺棄者以外の家族・親族の引き取り(ヶ月後)	1	3	3	3.00	.
置き去り	遺棄後児相に連絡あり(ヶ月後)	50	0	35	2.34	6.663
	遺棄後児相以外に連絡あり(ヶ月後)	14	.0	6.0	.721	1.5744
	遺棄後遺棄者の引き取り(ヶ月後)	22	.0	24.0	4.018	8.0854
	遺棄後遺棄者以外の家族・親族の引き取り(ヶ月後)	12	0	11	1.25	3.137

無記入	遺棄後児相に連絡あり(ヶ月後)	2	0	1	.50	.707
	遺棄後児相以外に連絡あり(ヶ月後)	0				
	遺棄後遺棄者の引き取り(ヶ月後)	0				
	遺棄後遺棄者以外の家族・親族の引き取り(ヶ月後)	0				

表95 親、親族からの連絡（このとりのゆりかご）

		このとりのゆりかご		合計
		該当	非該当	
遺棄後児相に連絡あり	事例	14	46	60
	%	56.0%	59.0%	
遺棄後児相以外に連絡あり	事例	7	15	22
	%	28.0%	19.2%	
遺棄後遺棄者の引き取り	事例	4	28	32
	%	16.0%	35.9%	
遺棄後遺棄者以外の家族・親族の引き取り	事例	0	12	12
	%	.0%	15.4%	
合計	事例	25	78	103
		100%	100%	

5.13. 父母の状況

父親、母親の年齢をみると、「棄児」みおける父親、母親の年齢、及び「置き去り」の母親の年齢の最小値が20歳を下回っていた（表96）。

父親の国籍は「不明」の割合が多いが、「不明」を除くと置き去りの4事例（3.2%）を除いては「日本」であった。一方、母親の国籍は父親と比較して全体的に「不明」が少なかった。また「置き去り」については全体の1割を占める14事例が「日本以外」の国籍であり、その内訳は「フィリピン」7、「中国」3、「ラオス」2、「韓国」2であった（表97）。

また、親の就学・就職状況をみると、父親では「不明」が多いものの、父親でも母親でも就学しておらず「非正規就労」、および「無職」の割合が多かった（表98、表99、表101、表102）。

さらに親の婚姻状況では、「離婚」、「未婚」の割合が多く、合わせて6割を超えていた（表103）。なお、このとりのゆりかごの事例では、「離婚」が少なく、逆に「未婚」が多かった（表104）。

表96 父親・母親の年齢

区分		事例	最小値	最大値	平均値	標準偏差
棄児	遺棄時・父親の年齢	24	16	48	29.21	7.673
	遺棄時・母親の年齢	37	16	42	26.70	7.039
置き去り	遺棄時・父親の年齢	58	21	65	39.50	11.628
	遺棄時・母親の年齢	135	18	53	33.19	7.889
無記入	遺棄時・父親の年齢	2	29	48	38.50	13.435
	遺棄時・母親の年齢	5	22	42	31.20	9.230

表97 父親の国籍

	日本		日本以外		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	27	62.8	0	0	16	37.2	43	100
置き去り	81	65.3	4	3.2	39	31.5	124	100
無記入	2	40	0	0	3	60	5	100
合計	110	64	4	2.3	58	33.7	172	100

表98 父親の就学状況

	就学していない		高校生		大学生・院 生		専門学校・専修学校 生		不明		その他		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	17	42.5	2	5	0	0	0	0	20	50	1	2.5	40	100
置き去り	39	37.5	0	0	1	1	1	1	60	57.7	3	2.9	104	100
無記入	1	25	0	0	0	0	0	0	3	75	0	0	4	100
合計	57	38.5	2	1.4	1	0.7	1	0.7	83	56.1	4	2.7	148	100

「その他」の内容

棄児

- 会社員

置き去り

中卒 (2)

表99 父親の就業状況

	棄児		置き去り		無記入		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
正規就労(自営含む)	9	20.5	17	13.8	1	20.0	27	15.7
非正規就労	4	9.1	10	8.1	0	0.0	14	8.1
家事専念	0	0.0	1	0.8	0	0.0	1	0.6
無職	5	11.4	14	11.4	0	0.0	19	11.0
不明	26	59.1	80	65.0	4	80.0	110	64.0
その他	0	0.0	1	0.8	0	0.0	1	0.6
合計	44	100	123	100	5	100	172	100

表100 母親の国籍

	日本		日本以外		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	37	82.2	0	0	8	17.8	45	100
置き去り	126	90	14	10	0	0	140	100
無記入	4	80	1	20	0	0	5	100
合計	167	87.9	15	7.9	8	4.2	190	100

母親の国籍「日本以外」の内訳

置き去り

- フィリピン(7)
- ラオス(2)
- 韓国(2)
- 中国(3)

表101 母親の就学状況

	就学していない		中学生 以下		高校生		大学生・院 生		専門学校・専 修学校生		不明		その他		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	27	61.4	0	0	3	6.8	1	2.3	0	0	11	25	2	4.5	44	100
置き去り	79	66.9	1	0.8	1	0.8	0	0	0	0	25	21.2	12	10.2	118	100
無記入	3	60	0	0	0	0	0	0	1	20	0	0	1	20	5	100
合計	109	65.3	1	0.6	4	2.4	1	0.6	1	0.6	36	21.6	15	9	167	100

「その他」の内容

棄児

- 就業している
- 妊娠7ヶ月で退職

置き去り

- アルバイト(2)

- スナック(2)
- ネイルサロン店
- ホステス
- 高卒(2)
- 死亡(2)
- 無職

表102 母親の就労状況

	正規就労 (自営含む)		非正規就労		家事専念		無職		不明		その他		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	4	8.9	10	22.2	2	4.4	16	35.6	12	26.7	1	2.2	45	100
置き去り	17	12.2	37	26.6	3	2.2	45	32.4	34	24.5	3	2.2	139	100
無記入	0	0	2	40	0	0	2	40	1	20	0	0	5	100
合計	21	11.1	49	25.9	5	2.6	63	33.3	47	24.9	4	2.1	189	100

「その他」の内容

棄児

- アルバイト
- 妊娠のため退社

置き去り

- 死亡(2)
- 昼は経理の仕事、夜はクラブ

表103 親の婚姻状況

	婚姻中		離婚		未婚		その他		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	5	11.1	5	11.1	25	55.6	1	2.2	9	20	45	100
置き去り	29	20	64	44.1	39	26.9	3	2.1	10	6.9	145	100
無記入	0	0	1	20	2	40	2	40	0	0	5	100
合計	34	17.4	70	35.9	66	33.8	6	3.1	19	9.7	195	100

表104 親の婚姻状況（こうのとりのゆりかご）

※「%」は「その他」「不明」を除いた項目での割合

		婚姻中			離婚			未婚			その他		不明		合計	
		事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	事例	%	事例	%
こうのとりの ゆりかご	該当	8	21.1	21.6	5	13.2	13.5	24	63.2	64.9	1	2.6	0	.0	38	100
	非該当	26	16.6	19.5	65	41.4	48.9	42	26.8	31.6	5	3.2	19	12.1	157	100
合計		34	17.4	20	70	35.9	41.2	66	33.0	38.8	6	3.1	19	9.7	195	100

5.14. 出産時の状況

出産時の状況では「棄児」の場合、「医師・助産師等の関与による出産以外」が21事例（45.7%）と半数近くを占めた。一方で、「置き去り」、「無記入」では「医師・助産師等の関与による出産」が半数以上を占めていた（表105）。なお、こうのとりのゆりかごの事例では、「不明」を除くと「医師・助産師等の関与による出産以外」が約15%多かった（表106）。

出産場所については、全体の約半数が「病院等」95（49.0%）での出産であった。「棄児」では、「不明」の割合が少ないものの、「病院等」15（31.9%）、「自宅」15（31.9%）の割合が高かった。「置き去り」では「不明」が4割弱あるにもかかわらず、「病院等」が77事例（53.8%）と半数を占めた（表107）。なお、こうのとりのゆりかごの事例では、「不明」を除くと1割程度「病院

等」が少なく、逆に1割程度「自宅」が多かった（表108）。

表105 出産時の状況

	医師・助産師等の 関与による出産		医師・助産師等の 関与による出産以外		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	14	30.4	21	45.7	11	23.9	46	100
置き去り	76	53.1	11	7.7	56	39.2	143	100
無記入	2	66.7	1	33.3	0	0	3	100
合計	92	47.9	33	17.2	67	34.9	192	100

表106 出産時の状況（こうのとりのゆりかご）

※「%」は「不明」を除いた項目での割合

		医師・助産師等の関与による 出産			医師・助産師等の関与による出産 以外			不明		合計	
		事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	事例	%
こうのとりの ゆりかご	該当	22	59.5%	62.9%	13	35.1%	37.1%	2	5.4%	37	100.0%
	非該当	70	45.2%	77.8%	20	12.9%	22.2%	65	41.9%	155	100.0%
合計		92	47.9%	73.6%	33	17.2%	26.4%	67	34.9%	192	100.0%

表107 出産場所

	病院等		自宅		病院等・自宅 以外の屋内		屋外		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	15	31.9	15	31.9	3	6.4	5	10.6	9	19.1	47	100
置き去り	77	53.8	6	4.2	4	2.8	1	0.7	55	38.5	143	100
無記入	3	75	1	25	0	0	0	0	0	0	4	100
合計	95	49	22	11.3	7	3.6	6	3.1	64	33	194	100

表108 出産場所（こうのとりのゆりかご）

※「%」は「不明」を除いた項目での割合

		病院等			自宅			病院等・自宅以 外の屋内			屋外			不明		合計	
		事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	事例	%
こうのとりの ゆりかご	該当	24	61.5	64.9	9	23.1	24.3	3	7.7	8.1	1	2.6	2.7	2	5.1	39	100
	非該当	71	45.8	76.3	13	8.4	14.0	4	2.6	4.3	5	3.2	5.4	62	40	155	100
合計		95	49.0	73.1	22	11.3	16.9	7	3.6	5.4	6	3.1	4.6	64	33.0	194	100

5.15. 遺棄時の親の状況

「棄児」の場合、「出産へのパートナーの反対」24（64.9%）、「保護者自身の障害・病気」21（56.8%）、「生活困窮」17（45.9%）、「家族・親族からの孤立」15（40.5%）が多かった。「置き去り」では「生活困窮」49（36.6%）、「その他」39（29.1%）、「若年」36（26.9%）、「家族・親族等からの孤立」32（23.9%）が多かった（表109）。

こうのとりのゆりかごに遺棄されたかどうかによって内容を比較したところ、「生活困窮」は共に4割前後であった。こうのとりのゆりかごの事例では、「出産へのパートナーの反対」22（59.5%）、

「保護者自身の障害・病気」16（43.2%）が多かった（表110）。

表109 遺棄時の親の状況（複数回答）

	棄児		置き去り		無記入		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
家族・親族等からの孤立	15	40.5	32	23.9	0	0	47	26.7
望まない妊娠	0	0	9	6.7	0	0	9	5.1
未婚・非婚	5	13.5	6	4.5	1	20	12	6.8
子どもの障害	5	13.5	14	10.4	1	20	20	11.4
保護者自身の障害・病気	21	56.8	17	12.7	1	20	39	22.2
養育拒否	0	0	15	11.2	1	20	16	9.1
出産への家族・親族の反対	3	8.1	0	0	0	0	3	1.7
出産へのパートナーの反対	24	64.9	24	17.9	1	20	49	27.8
若年	6	16.2	36	26.9	1	20	43	24.4
生活困窮	17	45.9	49	36.6	2	40	68	38.6
その他	6	16.2	39	29.1	2	40	47	26.7
合計	37	100	134	100	5	100	176	100

表110 遺棄時の親の状況（このとりのゆりかご）（複数回答）

	このとりのゆりかご				合計	
	該当		非該当		事例	%
	事例	%	事例	%		
家族・親族等からの孤立	10	27	37	26.6	47	26.7
望まない妊娠	4	10.8	5	3.6	9	5.1
未婚・非婚	8	21.6	4	2.9	12	6.8
子どもの障がい	6	16.2	14	10.1	20	11.4
保護者自身の障がい・病気	16	43.2	23	16.5	39	22.2
養育拒否	1	2.7	15	10.8	16	9.1
出産への家族・親族の反対	2	5.4	1	0.7	3	1.7
出産へのパートナーの反対	22	59.5	27	19.4	49	27.8
若年	7	18.9	36	25.9	43	24.4
生活困窮	15	40.5	53	38.1	68	38.6
その他	4	10.8	43	30.9	47	26.7
合計	37	100	139	100	176	100

「その他」の内容

棄児

- 今後の生活（経済面・戸籍の問題他）への不安
- 仕事の都合
- 多子世帯（男児6名）
- 同居していた親族に妊娠していることを話せなかった。
- 夫婦の不仲
- 複雑な人間関係での出産と生活環境

置き去り

- DVからの避難中
- DV歴(2)
- パートナーとの関係悪化(4)

- パートナー行方不明
- 国民性の違い（本児を一人残してフィリピンへ6日間の里帰り）
- 実父に正妻あり。
- 借金(2)
- 住居なし(5)
- 親の子供に対しての配慮不足
- 親族（祖母）の病気、看病
- 身体的虐待
- 精神的な未熟さ(2)
- 知人とのトラブル
- 夫婦関係の不調

- 父親が認知しない
- 保育園登園しぶり、仕事のためにやむなく置き去り
- 母が交際男性を追ってフィリピンへ帰国
- 母が子よりパートナーを選択する(3)
- 母のオーバーステイ
- 母の飲酒。
- 母の人間関係の問題（仕事も続かない）(2)
- 母の精神疾患
- 母親がメル友で知り合った人のところに行った。

- 母親の精神不安定
- 遊びたかった。(2)

- 無記入**
- 婚姻外の妊娠

- 夫(児童の父)よりのDV歴、精神不安定

5.16. 遺棄した地域

全体としては「親が居住していた区市町村内」が115 (59.0%) と6割弱を占めた。次いで多いのが「このとりのゆりかご」41 (21.0%) であった。なお、「置き去り」では住んでいた、あるいは家族・親族のところに子どもを遺棄しているため「親が居住していた区市町村内」が103事例 (72.0%) であったが、一方「棄児」では「このとりのゆりかご」が22 (46.8%) と半数近くを占めた (表111)。

表111 遺棄した地域

	親が居住していた区市町村内		1以外の親が居住していた都道府県内		1,2以外の大都市内		このとりのゆりかご		1~4以外		不明		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	12	25.5	4	8.5	1	2.1	22	46.8	0	0.0	8	17.0	47	100
置き去り	103	72	12	8.4	4	2.8	16	11.2	4	2.8	4	2.8	143	100
無記入	0	0	1	20	1	20	3	60	0	0	0	0	5	100
合計	115	59	17	8.7	6	3.1	41	21	4	2.1	12	6.2	195	100

5.17. 養育についての親の希望

全体的に親の意向については「不明」が多い。「棄児」の約3割、「置き去り」の約5割が「自ら育てたい」であった。一方で「親権(養育)を放棄したい」は「棄児」11事例 (19.3%)、「置き去り」21 (14.4%) であった (表112)。

なお、「このとりのゆりかご」の事例では相対的に「親権(養育)を放棄したい」25 (52.1%) が多く、また「自ら育てたい」10 (20.8%) の割合が少なかった (表113)。

表112 養育についての親の希望

	自ら育てたい		自ら育てたくはないが影響力を持ちたい(子どもの成長を見守りたい)		親権(養育)を放棄したい		不明		その他		合計	
	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%	事例	%
棄児	19	33.3	0	0.0	11	19.3	22	38.6	5	8.8	57	100
置き去り	71	48.6	9	6.2	21	14.4	36	24.7	9	6.2	146	100
無記入	2	15.4	0	0.0	6	46.2	5	38.5	0	0.0	13	100
合計	92	42.6	9	4.2	38	17.6	63	29.2	14	6.5	216	100

表113 養育についての親の希望 (このとりのゆりかご)

※「%」は「その他」「不明」を除いた項目での割合

	事例	自ら育てたい			自ら育てたくはないが影響力を持ちたい(子どもの成長を見守りたい)			親権(養育)を放棄したい			不明		その他		合計	
		%	%'	%	事例	%	%'	事例	%	%'	事例	%	事例	%	事例	%
このとりの	該当	10	20.8	27.0	2	4.2	5.4	25	52.1	67.6	7	14.6	4	8.3	48	100

ゆりかご	非該当	82	48.8	80.4	7	4.2	6.9	13	7.7	12.7	56	33.3	10	6.0	168	100
合計		92	42.6	66.2	9	4.2	6.5	38	17.6	27.3	63	29.2	14	6.5	216	100

表114 当該児童の最善の利益を守るために、効果的だが現状では未整備なこと等
棄児

- 現在、特別養子縁組希望の里親宅で生活しており、特に問題ない。
- 実親が判明後、児童の出生届を提出するよう実親に求めたが、なかなか手続きをしようせず、再三の指導を要した。結果、2年半たってようやく児童の出生届が提出された。発見時は「棄児」であったが、実親が判明したので「棄児」でなくなったため、実親がとるべき手続きが必要になった。当初から実親は養育する意志がなく、養子縁組を希望していたが戸籍がない状態では具体的に進められなかった。親としての責務を果たそうとしない実親に対して、児童相談所長による未成年後見人の選定の請求も検討したが、相当の時間がかかることが予想されたため、結果的には児相から実親に対し、手続きを早急に進めるよう「再三の働きかけ」でしか対処できなかった。児童の最善の利益を守るために、実親へ強制力をもって手続きをとらせることができないか。*戸籍法によると届出を怠った者には3万円以下の過料に処させるだけである。
- 若年妊婦や望まない妊娠をした妊婦への養子縁組制度等の周知や相談先の案内など
- 現在は里親宅で生活しているが、不適応症状（虚言・金品持ちだし等）が見られる様になり、今後本児へは情緒面、里親へは精神面での支援を検討していきたい。
- 母や家族に戸籍をとるように説得中だが、その間に、検診や予防接種の同意などの面で、各種サービスを受けるための手順が簡単ではない。*家族からは、このとりの目的についての誤った解釈有り。ホームページやロコミだけでは趣旨が伝わりにくかった様子。（母や家族は児の生命を思う気持ちはあったが、戸籍をとらねばならない現状に切り替えがなかなかすすまない状況が続いている）
- 棄児は特別養子縁組がなされることが多い。その際、特別養子縁組後の新戸籍について縁組前の戸籍がすぐには見えないような、法律上の配慮をお願いしたい。遺棄児童の場合、実父母の住所や氏名が載るが、棄児の場合市役所の住所や市長が記載される。自分が棄児であることを知ることとなる。自分自身も辛い思いをすることとなる。また、結婚、就職等で不利益となる恐れが考えられる。・新戸籍の身分事項に「民法817条の2」として4項目が記載される。その中の「従前戸籍」に対象児の縁組前の戸籍（公共施設名）が記載される。・「出生」についても身分事項に届出人（市長や児相長等）が記載される。*自分のルーツを知る権利やきちんとした戸籍を残すという点での重要性もあるので、全て変更することは難しいと思う。しかし、手繰れば分かるが表面上載らないようにすることはできないだろうか。
- 実母の養育環境の整備
- 妊娠時から相談できることや、新生児の里親委託（特別養子縁組前提）について、広報等で広めていく必要がある。
- 発見時、臍帯は約30cm残されており、胎盤側に胎盤無し、断面は鋭利な刃物で切られた切り口であった。→保育器収容、酸素、点滴療法す。今後、右目瞼下垂については、通年齢（2.3才児）となって手術を要する可能性がある。3歳児健診で言葉の遅れを指摘される。
- 本ケースは、親の情報が全くなく、連絡もない。出産前に、なんらかの相談が関係機関にできるような支援が必要と思われる。
- 里親委託から特別養子縁組に向けて進行中

置き去り

- 本児童は、国籍取得が出来ないまま、親が行方不明となり、無国籍である。あまり例がないケースであるため、どこに問い合わせてもはっきりとした答えがもらえない。日本国内で生活するための最低限の保障制度がないなか、児童福祉法の枠で守られなくなる年齢以降のことが心配である。
- 実親である母は、県外に転出し、就労していることが電話及びメールで確認できた。しかし、その後、再び音信不通の状況が続いている。県外に住む母に直接会い、生活環境や今後の児童の生活に対する意向などを調査、確認したいが、居所が掴み切れていないことや遠距離である

ことから簡単には実現できない。

- 両親が行方不明になっており、親の同意がとれない。そのような状態で、特別養子縁組がどこまで可能なのか明確でない(2)
- 親権者の実父母は施設入所には同意するが、里親委託について拒否しているために他の選択肢がない。(2)
- 町役場、学校、福祉事務所と連携して対応することができた。(2)
- 放課後の預かり事業の充実・週末の活動機会の充実・児童相談所への精神科医の配置・児童相談所職員の増員（十分な対応ができず再保護に至った）(2)
- 本児を里親委託したい。
- 未婚の実父母の放浪生活中の飛び込み出産であった。実父母の生活の拠点を作ることが出産時に必要であった。その後本児、兄を置いて実父母行方不明となった（半年に実父母が現れたが、のちに実父逮捕、執行猶予がつくも行方不明、乳児院、母子生活支援施設利用となった）。
- 出産費用の未払いがあった。出産一時金の振込先については検討が必要でないか
- 一般的に、外国人と推定される児童の場合、出生の届出や国籍、在留資格等の取得がされていないとき、全ての対応に困難が生じる。法の整備、予算の措置、相談対応の窓口やルールの整備など、膨大な改善が必要。（改めて全国児相長会での調査をお願いしたい）
- 里親と既に委託されている里子の都合により特別養子縁組が実施されていない。

「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」

考察

考察

1 まとめ

今回の調査で明らかとなった主なものは、以下のとおりである。

(1) 各自治体における里親委託の現状 (A 票)

- 里親家庭に新規に委託された児童数は、平成17年度から平成20年度は毎年約1,000人で推移していたが、平成21年度は1,200人を超えていた。
- いずれの年度においても、「養育里親」「専門里親」「親族里親」「養子縁組里親」のうち、「養育里親」への委託が全体の約4分の3を占めていた。
- 新規に里親登録した家庭数は、平成17年度から平成19年度は毎年約1,000件で推移し、平成20年度は約1,050件、21年度は約1,500件であった。
- 里親委託率が高い自治体ほど、世帯数に対しての登録家庭数が多く、ファミリーホームも含めた家庭的養護の活用が積極的に行われている。
- 乳児院や児童養護施設の新規入所率の高さと、里親の新規委託率との間には相関関係は認められなかった。
- 里親の新規委託率の高い自治体は、乳児委託にも積極的に取り組んでいる。
- 乳児委託の進め方については、里親への新規委託率の低い自治体では、養育を進める上で起こる課題を慎重に取り扱う意見が多い。これに対して、新規委託率の高い自治体では、慎重に取り扱うと同時に、これらの課題を乗り越えて、「乳幼児はまず里親委託を検討する」といった積極的な姿勢が見られる。
- 里親希望者の傾向では、障害がないこと、低年齢、女兒、を望む傾向が全体を通してある一方で、非行経験があったり、年齢が高い児童については委託が難しい傾向が示唆された。これは養育里親においても同様に認められるが、養育里親の中には、社会的養護としての里親制度の意義を理解したうえで、柔軟な意向を持つ里親も認められる。

(2) 各自治体における里親委託の現状 (B 票)

- 全体を通じて、里親委託が活発におこなわれている自治体と活発でない自治体とがあることが改めて確認された。
- 里親委託の現状として、養子縁組里親では、年齢が低い幼児の委託が多く、専門里親と親族里親では比較的年齢の高い委託が多いという傾向が認められた。
- 各児童相談所における模擬事例による意思決定の分析では、13事例中1事例を除き、理想では里親に委託したいが、現状では施設に委託するという傾向が見られた。特に低年齢でその傾向が強かったが、一方で、思春期の施設不適応児についてはこれと逆転する例が認められた。
また、里親委託に関する意思決定の類型を「理想」と「現状」のそれぞれで把握したところ、「理想」において里親委託を選択する自治体は、「現状」においても里親委託を積極的に選択するという意思決定のパターンがあることが確認された。
- 里親委託が進まない理由として、「実親・親権者が里親養育を望まない」「里親の要望と

子どものニーズが一致しない」と捉える児童相談所が多かった。また、児童相談所では、施設入所より里親委託が望ましいとは考えていても、サポート体制が十分でないことや里親の養育経験の少なさを危惧して現実には委託に消極的になっている状況があることがわかった。

(3) 里親委託に関する事例分析 (C票、4, 154事例)

- 「養育里親」「専門里親」「親族里親」「養子縁組里親」全体の委託開始年齢では、2歳が16%、1歳の12%、0歳の9.6%の順に高く、乳幼児の割合が高い傾向であった。児童の委託開始時の年齢は、平均で、養育里親で5.2歳、専門里親で8.8歳、親族里親で9.9歳、養子縁組里親で1.6歳であった。
- 子どもの国籍は多くが日本国籍であるものの、日本国籍以外も63件(1.5%)あることがわかった。
- 養護問題発生理由としては、全体の2割近くが「児童虐待」であった。次いで、「母の行方不明」「母の精神疾患等」「養育拒否」がそれぞれ1割弱であった。
- 児童相談所が対応した虐待の内訳は、厚生労働省『平成21年度福祉行政報告例』によると、身体虐待(39.2%)、ネグレクト(34.3%)の順に多く、心理的虐待(23.3%)・性的虐待(3%)は件数・割合としては少ないが、本調査では、ネグレクト(53%)、身体的虐待(29%)、心理的虐待(12%)、性的虐待(6%)と、ネグレクトと性的虐待の割合が高かった。
- 回答事例数4,154事例のうち、なんらかの障害を持った子どもの数は1,006件。障害の内訳は、発達障害、知的障害が多い。
- 委託開始時の養育者の状況については、年齢は里父母とも平均すると50歳前後と高いことが改めて確認された。委託時に実子(養子を含む)がいる割合は44%、先に里子がいる割合は26%であった。
- 面会から委託までの期間は、養育里親では平均3.7か月であった。
- 里子の対応が困難な事由としては、「特になし」が0歳で90%、1~2歳で81%であった。3~6歳では「乳幼児期の試し行動」が11%、「発達障害」が8%。
- 里子の対応が困難な事由としては、2歳までは「特になし」が大半を占め、3~6歳では「乳幼児期の試し行動」、7~12歳では「反撥・反抗」「発達障害」「暴力・破壊」、13~15歳では「反撥・反抗」「里親宅への不適応」「学校への不適応・不登校」「生活の乱れ」「学習意欲乏しい」「夜遊び・深夜徘徊・無断外泊」などの割合が高く、年齢に応じて問題が広がっていく傾向にあった。13~15歳の中学在学中が最も難しく、非行系の問題が顕在化していくことが把握された。また、これらの事由は不調による措置解除の理由ともなっている。
- 里親の課題としては、7歳以降は「里親の病気、体調不良」「高齢」「養育負担感の増加、養育拒否感」「里親と児童の関係悪化」「偏った理解・考え」「里子のレベルに合わせられない(養育力不足)」などの理由が挙げられていた。
- 里親の委託解除の理由の最も多いものは、「里親との関係不調以外の家庭復帰」(27.7%)であり、「養子縁組による措置解除」(22.7%)が続く。「里親との関係不調に

よる家庭復帰」「里親との関係不調による措置変更」などを合わせたいわゆる「不調による解除」が約24%あり、高年齢児ではこの割合が更に高いことがわかった。

- 児童相談所が感じている里親家庭への支援の課題としては、各年齢層で最も多かったのが「児童相談所から遠く支援に限界」があることであった。7歳以降では「里親の悩みへの対応不十分」「訪問支援不十分」の割合が高かった。また、不調による措置解除事例では、「里親の悩みへの対応不十分」が全体を通して非常に高い割合を占めていた。

(4) 遺棄児童の事例分析 (D票)

- 棄児75、置き去り148、無記入18の合計241事例について分析を行った。

- 子どもが発見された場所は、棄児では「このとりゆりかご」が29.3%、「出産場所以外の医療機関」が24.0%、置き去りでは「自宅」が36.5%、「このとりゆりかご」が10.8%であった。

- 遺棄した親から通報があるのは、いずれの場合も2割を下回っていた。親特定のための情報があったのは、棄児では25.3%、置き去りでは87.9%であった。

2 考察

(1) 里親委託について

- 里親への新規委託率を高めるためには、乳児委託を含め、家庭的養護全体に対して積極的に取り組む児童相談所の姿勢が大きく影響している。
- この中で、子どもにニーズを満たすことができるように登録家庭数を増やしていくことが不可欠であり、且つ効果的である。
- 里親委託が高まっている自治体では、例えば実親の同意がなかなか得られない、里親の委託希望と子どもの実情とが一致しないというような様々な課題があったとしても、それをどうしたら解決できるかという視点に立っている。
- 児童相談所では、里親委託をすすめようと様々な取組をしているが、焦点が絞れていないという印象が否めない。児童相談所自身が、里親委託が難しいと感じていることの解消に重点を置き、「里親委託が望ましい」とする理想に、どうしたら現状を近づけていけるかの取組に力を注ぐこと、このための体制の整備こそ重要である。
- 具体的にいえば、里親の高齢や健康が課題となっていることから、より若い世代の里親を開拓していくこと、里親登録の際に子どもたちの抱えるニーズと実情を良く理解してもらうこと、養育経験の乏しい里親の研修や訓練を充実させること、保護者の同意を得るためのアプローチを充実させること、子どもと里親の適合性に充分配慮したマッチングを実施すること、委託の準備から委託後へと続く丁寧な支援を関係者の協力のもとに実現することなどが求められる。
- 支援に当たる児童相談所においては、訪問支援や里親の悩みへの対応が不十分など、支援が必要だがなかなか行き届かない様子が把握された。特に子どもの反抗などの思春期特有の課題が顕著になった際に、訪問等により里親に寄り添うといった対応が重要である。また、児童相談所だけではなく、支援のネットワークを地域や民間機関に求めていくなどの工夫も求められている。

○里親と子どもとの関係の不調による措置解除が予想以上に深刻であることから、子どもの問題が頻発し、里親の負担が高まり、両者が相互に影響しあう悪循環が乗じることに對して、できるだけ早く対応できるように、里親と児童相談所が相互に関係を密にすること、子どもと里親に寄り添う支援が必要なこと、里親の居住地に近い市町村域において公私の支援を受けられる体制をつくることが重要且つ不可欠である。

(2) 遺棄児童について

近年、遺棄児童については本調査ほど詳細なものはない。本研究で明らかになった実態に対して、細かな施策が立てられる必要がある。特に、「このとりのゆりかご」の分析も含め、日本における個人（特に女性）、あるいはファミリーサービス全般に、個別に相談できるサービスが充実されるべきことが明らかになった。

「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」

調査票

平成22年度 全国児童相談所長会 調査

児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査

本調査は、全国の児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する現状と課題を調べるためのものです。A票からD票まであわせて4種類の調査票があり、うちA票～C票は里親委託に関して、加えてD票は遺棄児童に関しての質問項目が盛り込まれています。

本調査票（A票）は、全国の中央児童相談所にてご回答いただく調査票です。当該児童相談所を管轄する自治体の本庁部所等と調整のうえ、ご回答ください。

お忙しい中恐縮ですが、調査票PDFにご記入いただき、1月31日（月）までにご返送ください。よろしくお願ひします。<回答送付先:zenjiso@kodomokatei.info>

お問い合わせ先 〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8
日本子ども家庭総合研究所
担当：有村（アムラ）
E-mail: zenjiso@kodomokatei.info
TEL: 03-3473-8347
FAX: 03-3473-8408

- 1 貴自治体（当該自治体が管轄する範囲とする。したがって、都道府県の場合は政令指定都市等の管轄分を除く。）における平成22年4月1日現在の人口、児童人口、および世帯数をご記入下さい。（住民基本台帳：小数点第二位を四捨五入して下さい。例：1050.1千人）

人口 千人 児童人口 千人 世帯数 千世帯

- 2 貴自治体における平成17年度から21年度までの新規里親委託された児童数（養子縁組里親の場合も委託数）の推移とその内訳について、以下の欄にご記入下さい。
※20、21年度に国制度の里親区分が変更になりましたが、20、21年度に「新規」として全件を再計上しないでください。

		1歳未満	1歳以上3歳未満	3歳以上未就学	小学生	中学生	高校生・その他
H17年度	養育里親・短期里親						
	専門里親						
	親族里親						
	養子縁組						
H18年度	養育里親・短期里親						
	専門里親						
	親族里親						
	養子縁組						
H19年度	養育里親・短期里親						
	専門里親						
	親族里親						
	養子縁組						

		1歳未満	1歳以上3歳未満	3歳以上未就学	小学生	中学生	高校生・その他
H20年度	養育里親						
	専門里親						
	親族里親						
	養子縁組里親						
H21年度	養育里親						
	専門里親						
	親族里親						
	養子縁組里親						
	小規模住居型児童養育事業						

3 貴自治体における平成17年度から21年度までの新規里親登録の家庭数の推移とその内訳について、以下の欄にご記入下さい。

※養育・短期里親であり、かつ専門養育里親である場合は、いずれの欄にも計上してください。

	養育・短期里親	専門里親		親族里親	養子縁組里親	小規模住居型児童養育事業	
		再掲（うち、養育・短期里親）				再掲	
H17年度							
H18年度							
H19年度							
H20年度							
H21年度						再掲	

4 貴自治体における平成17年度から平成21年度までの施設の児童数についてご記入下さい。

	乳児院			児童養護施設			情緒障がい児短期治療施設			児童自立支援施設		
	新規※1	定員※2	現員※2	新規※1	定員※2	現員※2	新規※1	定員※2	現員※2	新規※1	定員※2	現員※2
H17												
H18												
H19												
H20												
H21												

※1 年度あたりの新規入所者の人数をご記入下さい

※2 厚生労働省「福祉行政報告例」を参考に、3月1日現在の定員、現員をご記入下さい。

6 貴自治体では、乳児（0歳児）の養育里親への委託を行っていますか。

- 積極的にしている ○必ずしも積極的とはいえませんが、行っている
○行っていない

7 貴自治体では、養子縁組を前提にした乳児（0歳児）の里親委託を行っていますか。

- 積極的にしている ○必ずしも積極的とはいえませんが、行っている
○行っていない

8 6及び7で「積極的にしている」「必ずしも積極的とはいえませんが、行っている」を選択した自治体におたずねします。乳児委託に関するルールや進め方について、その概要をご記入ください。また、乳児委託を行っているが、その取組みが進んでいない、もしくは進めない場合はその理由もご記入ください。

(ルール、進めかた)
(進んでいないと思われる理由、進めない理由)

※可能な場合は、当該ルールに関する通知、文書等を添付して下さい。

9 貴自治体の児童相談所における平成22年4月1日現在の医師等の雇用について、以下の項目にご記入ください。

	常勤	兼務	嘱託・非常勤	その他
合計人数				
小児科（人）				
精神科（人）				
うち児童精神科				
その他（人）				

10 養育里親希望者、あるいは養子縁組里親希望者からの委託児童の希望・要望等の傾向等について、お感じになられていること等ありましたら、下記の項目にご記入ください。

(例：全体的に障がいのない女兒、特に乳児からの委託の希望が多い)

(養育里親希望者)
(養子縁組里親希望者)

11 貴自治体では、親族里親への委託を増やすための取り組みを行っていますか。

- 積極的に行っている 必ずしも積極的とはいえないが、行っている
 行っていない

12 親族里親委託で貴自治体独自のルールが・基準があれば記入をしてください。

--

13 貴自治体では、専門里親への委託を増やすための取組みを行っていますか。

- 積極的に行っている 必ずしも積極的とはいえないが、行っている
 行っていない

14 13で「積極的に行っている」「必ずしも積極的とはいえないが、行っている」を選択した自治体におたずねします。その内容を教えてください。また、委託が進んでいない場合にはその理由も教えてください。

--

15 貴自治体における最近の方向性や取り組み（概要も）について、ご記入下さい。（例：要保護児童数に対する里親委託率向上のための計画の設定、里親手当の独自加算など）

※ ルール等について郵送でお送りいただく場合は、本調査票のお問い合わせ先まで、メール、FAXあるいは着払いにてお送りいただけますようよろしくお願いいたします。
<以上で本調査票は終了です。ご協力ありがとうございました。>

<B票：すべての児童相談所>

児童相談所番号

平成22年度 全国児童相談所長会 調査

児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査

本調査は全国の児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する現状と課題を調べるためのものです。A票からD票まであわせて4種類の調査票があり、うちA票～C票は里親委託に関して、加えてD票は遺棄児童に関する質問項目が盛り込まれています。

本調査票（B票）は、全ての児童相談所にてご回答いただく調査票です。

お忙しい中恐縮ですが、調査票PDFにご記入いただき、1月31日（月）までにご返送ください。よろしくお祈いします。<回答送付先:zenjiso@kodomokatei.info>

お問い合わせ先：〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8

日本子ども家庭総合研究所

担当：有村（アムラ）

E-mail: zenjiso@kodomokatei.info

TEL: 03-3473-8347

FAX: 03-3473-8408

1 貴児童相談所における平成22年3月末日の里親委託の概要について教えてください。

	1歳未満児童数	1歳～3歳未満児童数	3歳～未就学児童数	小学生	中学生	高校生・その他	児童を受託している家庭数
養育里親							
専門里親							
親族里親							
養子縁組里親							

2 貴児童相談所における平成22年3月末日における未委託の里親家庭数を教えてください。

	養育里親	専門里親	養子縁組里親
未委託の里親家庭数			

3 貴児童相談所における組織としての意思決定についてお伺いする仮の事例です。施設入所（児童養護施設入所、継続、乳児院入所）から里親委託までもっとも適した番号を選択してください。

		施設入所					里親委託							
a	推定生後2ヶ月の棄児。現時点では障がいの有無を確認できていない。親は判明しているものの、里親委託へ賛成か反対か、の意思は確認できない。また経済的に困難な状況があり、長期に家庭に戻れる見込みはない。	理想	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
		現状	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
b	推定生後2ヶ月の棄児。現時点では障がいの有無を確認できてはいない。親は一度判明したものの、その後行方不明となっている。里親委託についての意思は確認できない。	理想	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
		現状	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
c	推定生後2ヶ月の棄児で、現時点では障がいの有無を確認できていない。親は判明していないが、当該児童が発見されたときのメモに里親さんをお願いし、幸せになってほしいとの手紙が添えられていた。	理想	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
		現状	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
d	ネグレクトを事由として10ヶ月以上前に乳児院に入所し、現在3歳となった。親は経済的に困難な生活状況があり、長期間にわたって家庭に戻れる見込みはない。親は反対はしていないものの里親委託についての同意も明確でない。	理想	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
		現状	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
e	ネグレクトを事由として10ヶ月以上前に乳児院に入所し、現在3歳となった。親は経済的に困難な生活状況にあり、長期間にわたって家庭に戻れる見込みはない。親の携帯電話に連絡しても半年以上前から通じない。親からの連絡も無く、意思が確認できない。	理想	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
		現状	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
f	ネグレクトを事由として10ヶ月以上前に乳児院に入所し、現在3歳となった。親は経済的に困難な生活状況にあり、長期間にわたって家庭に戻れる見込みはない。里親委託について親の同意は得られているが、発達に遅れがあり、18歳に達した後生活への特別な支援が必要となることが見込まれる。	理想	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
		現状	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
g	身体的虐待を事由として4歳から児童養護施設に入所しており、来年度就学年齢となる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。知的発達はボーダーラインレベル上にある。親は反対はしていないものの里親委託についての同意は明確でない。	理想	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○
		現状	1	2	3	4	5	○	-	○	-	○	-	○

h	身体的虐待を事由として4歳から児童養護施設に入所しており、来年度就学年齢となる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。知的発達にはボーダーラインレベル上にある。親の携帯電話に連絡しても半年以上前から通じない。親からの連絡も無く、意思が確認できない。	理想	1	-	2	-	3	-	4	-	5
		現状	1	-	2	-	3	-	4	-	5
i	身体的虐待を事由として4歳から児童養護施設に入所しており、来年度就学年齢となる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。発達に遅れがあり、18歳に達した後も生活への特別な支援が必要となることが見込まれる。里親への措置変更についても親は同意している。	理想	1	-	2	-	3	-	4	-	5
		現状	1	-	2	-	3	-	4	-	5
j	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。ADHDの傾向が認められる。職員への反抗・施設不応があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。親は明確に反対はしていないものの里親委託についての同意は明確でない。	理想	1	-	2	-	3	-	4	-	5
		現状	1	-	2	-	3	-	4	-	5
k	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。ADHDの傾向が認められる。職員への反抗・施設不応があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。親は長期間行方不明で。措置変更についての意思は確認できない。	理想	1	-	2	-	3	-	4	-	5
		現状	1	-	2	-	3	-	4	-	5
l	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。ADHDの傾向が認められる。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。職員への反抗・施設不応があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。里親への措置変更についても親は同意している。	理想	1	-	2	-	3	-	4	-	5
		現状	1	-	2	-	3	-	4	-	5
m	現在中学2年生となった男児。身体的虐待を事由として小学2年生のときに児童養護施設入所した。知的発達はボーダーラインレベル上にあり、盗みの問題行動もある。生活環境そのものも劣悪であり、長期間家庭に帰れる見込みはない。職員への反抗・施設不応があり一時保護中だが、本人は元の施設には戻りたくないと言っている。里親への措置変更についても親は同意している。	理想	1	-	2	-	3	-	4	-	5
		現状	1	-	2	-	3	-	4	-	5

4 貴児童相談所が管轄している里親会の活動、および連携について、実施されている内容をご記入ください。

•
•
•
•
•

5 里親委託を推進するため、施設との連携について、実施されている内容をご記入下さい。

•
•
•
•
•

6 里親委託を推進するため、管轄内の市町村との連携について、実施されている内容をご記入ください。

•
•
•
•
•

7 里親委託を推進するため、民間団体、里親支援機関との連携について、実施されている内容をご記入ください。

•
•
•
•
•

8 里親委託が進まないと思われる理由について以下の項目から、重要だと思う順に3つ以内で選択して下さい。なお、重要と思う順に左の回答欄から記入してください。

--	--	--

- a. 市民に血縁関係のないものを家庭に迎え入れることへの抵抗感がある
- b. 市民に子どもの社会的な養育に参加しようという意識、関心が乏しい
- c. 市民に社会的養育に参加することへの負担や困難を予想する思いが強い
- d. 実親・親権者が里親養育を望まない（同意しないを含む）
- e. 養子縁組を望んでいる里親登録者が多い
- f. 里親への支援体制が不十分である
- g. 里親へ支払われる委託費が不十分である
- h. 児童相談所の職員が、施設入所のほうが望ましいと考えているから
- i. 里親委託の方が望ましいと考えつつも、養育経験が少ない里親希望者が多く、児童相談所の職員が消極的になる
- j. 里親委託の方が望ましいと考えつつも、委託後のサポートが十分にできない現状により、児童相談所の職員が消極的になる
- k. 里親の要望と子どものニーズが一致しない

9 8で挙げていただいた項目以外に、里親委託が進まない理由についてお考えになっていることがあればご記入ください。

<以上で本調査票は終了です。ご協力ありがとうございました。>

<C票：すべての児童相談所>

児童相談所番号

事例番号

平成22年度 全国児童相談所長会 調査

児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査

本調査は全国の児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する現状と課題を調べるためのものです。A票からD票まであわせて4種類の調査票があり、うちA票～C票は里親委託に関して、加えてD票は遺棄児童に関しての質問項目が盛り込まれています。

本調査票（C票）はすべての児童相談所にご記入いただく調査票です。

①平成22年12月1日現在で委託している全ケース、および②22年度中（4月1日～11月30日）に解除されたケースについて、1ケースごとに調査票1式をご記入ください。

お忙しい中恐縮ですが、調査票PDFにご記入いただき、1月31日（月）までにご返送ください。よろしくお願ひします。<回答送付先:zenjiso@kodomokatei.info>

お問い合わせ先 〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8

日本子ども家庭総合研究所

担当：有村（アリムラ）

E-mail: zenjiso@kodomokatei.info

TEL: 03-3473-8347

FAX: 03-3473-8408

1 本事例への現在の関わりについて、あてはまる項目に●を付けてください。

- 22年12月1日現在で里親委託が継続しているケース
- 22年度（4月～11月）に終結したケース

2 本事例の現在、あるいは委託解除時の里親委託の分類を教えてください。

- 養育里親
- 専門里親
- 親族里親
- 養子縁組里親

3 委託児童、およびその実親について以下の項目にご回答、あるいはあてはまる項目に●を付けてください。

3-1 児童の委託開始年齢 歳 ヶ月

3-2 児童の性別 男性 女性

3-3 児童の年齢 歳 ヶ月

※委託が継続している場合には12月1日現在の現年齢、委託が解除後であれば解除時の年齢をご記入下さい。

3-4 子どもの国籍 未就籍 日本 日本国籍以外 国名：

3-5 父親の国籍 不明 日本 日本国籍以外 国名：

母親の国籍 不明 日本 日本国籍以外 国名：

3-6 養護問題発生理由（主な発生理由1つ選択） ※が付いた項目は、児童虐待非該当の場合

- 父の死亡 母の死亡 父の行方不明 母の行方不明
 父母の離婚 両親の未婚 父の拘禁 母の拘禁
 父の入院 母の入院 家族の疾病の付添 次子出産
 父の就労 母の就労 父の精神疾患等 母の精神疾患等
 父の放任・怠惰※ 母の放任・怠惰※ 遺棄 養育拒否※
 破産等の経済的理由 児童の問題による監護困難 **児童虐待**→3-7
 その他 特になし 不詳

3-7 3-6で「児童虐待」を選択した場合の虐待種別（複数回答）

主たる虐待

従たる虐待

1. 身体的虐待（疑いを含む） 2. 性的虐待（疑いを含む）
 3. 心理的虐待（疑いを含む） 4. ネグレクト（疑いを含む）

3-8 障がい、およびその疑いの有無（複数回答）

※担当者の判断で結構です。

- 精神障がい 身体障がい 知的障がい
 発達障がい
 (自閉症 アスペルガー症候群 その他の広汎性発達障がい
 学習障がい 注意欠陥多動性障がい その他これに類する脳機能障がい
 境界レベル)
 その他

3-9 委託時の実父の年齢層

- 18歳未満 18歳以上20歳未満 20歳以上25歳未満
 25歳以上30歳未満 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満
 50歳以上 死亡 不明・不詳

3-10 委託時の実母の年齢層

- 18歳未満 18歳以上20歳未満 20歳以上25歳未満
 25歳以上30歳未満 30歳以上40歳未満 40歳以上50歳未満
 50歳以上 死亡 不明・不詳

4（委託解除された事例のみ）委託解除について以下の項目にご回答下さい。

4-1 委託解除された場合、あてはまるものに●を1つ付けてください。

- 里親との関係不調以外の家庭復帰 里親との関係不調による家庭復帰
 里親の問題（健康問題、家族問題）等による措置変更→4-2
 里親との関係不調により措置変更→4-2 満年齢による措置解除
 養子縁組による措置解除 満年齢前の措置解除(自立等)
 子どもの問題による措置変更→4-2 その他

4-2 4-1で措置変更による委託解除事例のうち、措置変更された先の施設等としてあてはまるものに●を付けてください。

- 他の里親 乳児院 児童養護施設 児童自立支援施設
情緒障がい児短期治療施設 その他

5 (以下、すべての事例について) 18歳を越えて措置延長を行いましたか。

- 措置延長した 措置延長しない又は対象外

6 里親、および里親家庭に関して、以下の項目にご回答ください。

6-1 委託時の養育者の年齢
(2人まで)

里父 歳 里母 歳 その他の養育者 歳

6-2 委託時の里親家庭の実子(養子含む)の有無とその年齢

		第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	
<input type="radio"/> あり	年齢	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	<input type="radio"/> なし					

6-3 委託時の里親家庭への里子の有無とその年齢

<input type="radio"/> あり	年齢	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	<input type="radio"/> なし					

7 里親と児童の交流について伺います。

7-1 面会から委託までの期間

年 カ月

7-2 その間の交流回数

※例：3泊4日の場合でも、1回と記入してください。

- 0回 1回 2~4回 5~9回 10回以上

7-3 その間の交流回数のうち、宿泊回数

5泊以下 回 6泊以上 回

8 現在から概ね2年間に焦点を当て、委託中の状況と支援について該当する項目を選択し、記入してください。

8-1 里親家庭の状況について、あてはまる数値を選択して下さい。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 里親と里子との関係 | 良好 1 - 2 - 3 - 4 - 5 不良 |
| 2. 里親家庭の構成員間の関係 | 良好 2 - 3 - 4 - 5 - 6 不良 |
| 3. 地域との関係 | 良好 3 - 4 - 5 - 6 - 7 不良 |
| 4. 担当者、および児童相談所との関係 | 良好 4 - 5 - 6 - 7 - 8 不良 |
| 5. 里親会等への参加状況 | 良好 5 - 6 - 7 - 8 - 9 不良 |

8-5 本ケースに関する支援の課題について該当する項目を選択して下さい。（複数回答）

- 特になし 里親の悩みへの対応不十分 訪問支援不十分
- 保育所学校等への連携不足 児童相談所から遠く支援に限界
- 養子縁組里親への事前の説明・研修不十分
- その他

9 児童と実親との交流等について、該当する項目を選択してください。（複数回答）

- 実親との関わりなし 電話等連絡あり 実親の面会あり
- 交流あるが予定守らず 交流あり 外泊あり
- 実親と家庭復帰に向けて調整中 その他

10 その他、本事例についてあれば良かったができなかった援助内容等あればご記入ください。

<以上で本調査票は終了です。ご回答いただき、どうもありがとうございます。>

<D票：すべての児童相談所>

児童相談所番号

事例番号

平成22年度 全国児童相談所長会 調査

児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査

本調査は全国の児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する現状と課題を調べるためのものです。A票からD票まであわせて4種類の調査票があり、うちA票～C票は里親委託に関して、加えてD票は遺棄児童に関する質問項目が盛り込まれています。

本調査票（D票）は平成19～21年度内に発生した遺棄児童（棄児・置き去り児）の事例について、全ての児童相談所でご回答いただくものです。1ケースごとに調査票1式をご記入ください。なお、発見当時と現在の所管が移っている場合は、現在所管している児童相談所でご回答ください。

お忙しい中恐縮ですが、調査票PDFにご記入いただき、1月31日（月）までにご返送ください。よろしくお祈いします。<回答送付先:zenjiso@kodomokatei.info>

※ 棄児とは、病院等の玄関先、敷地内、路上等に遺棄され、保護された時には親が分からない児童。置き去り児とは、親が判明しており、親が監護を放棄して、家庭の内外（産科、知人宅、自宅等）に放置した児童。

お問い合わせ先：〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8

日本子ども家庭総合研究所

担当：有村（アムラ）

E-mail: zenjiso@kodomokatei.info

TEL: 03-3473-8347

FAX: 03-3473-8408

1 当該の子どもについて、以下の項目に記入、および●を付けてください。

区分 ○棄児 ○置き去り児 発生 平成 年度

発見時年齢（推定） 歳 ヶ月（月については2歳未満児のみ）

日（生後14日以内の場合は日数を記入）

性別 ○男性 ○女性 推定出生体重 g（推定生後1ヶ月未満児のみ）

2 当該の子どもが発見された場所について、該当する項目に●を付けてください。

- ①出産した医療機関 ○ ②以外の医療機関 ○ ③児童福祉施設周辺
○ ④児童相談所周辺 ○ ⑤市区町村役場周辺 ○ ⑥駅 ○ ⑦公園
○ ⑧デパート ○ ⑨公衆トイレ ○ ⑩ロッカー
○ ⑪ ①～⑩以外の公共施設周辺 ○ ⑫ ①～⑪以外の路上
○ ⑬自宅 ○ ⑭知人宅 ○ ⑮こうのとりのゆりかご
○ ⑯その他

3 発見された状態について、各設問の該当する項目に●を付けてください。

3-1 子どもの生命等に関する配慮

- 発見場所の環境 温度が管理されている場所 温度が管理されていない場所 不明
発見のしやすさ 発見しやすい場所 発見しにくい場所 どちらともいえない
着衣等の状態 配慮あり どちらともいえない 不明
 配慮なし：着衣の状態
遺棄した親からの通報の有無 あり なし 不明

3-2 親が特定できるような情報の有無 あり なし 不明

3-3 子どもの名前が特定できるような情報の有無 あり なし 不明

3-4 子どもの健康状態 問題なし 不明

問題あり：健康状態

3-4-1 把握できる子どもの障がいの有無

あり：障害の内容

なし 不明

3-5 遺棄者（推定含む） 実母 実父 不明 その他

3-6 遺棄に至る情報や援助の希望についての手紙等の有無 あり なし 不明

3-7 3-6で手紙等の内容についてあてはまるものに●を付けてください。（複数回答）

- 家族・親族等からの孤立 望まない妊娠 未婚・非婚
 子どもの障がい 保護者自身の障がい・病気 養育拒否
 出産への家族・親族の反対 出産へのパートナーの反対 若年
 生活困窮 その他

※特に手紙などに遺棄に至る情報が記載されていない場合、選択の必要はありません。

3-8 3-6の手紙等に記入されていた処遇内容への希望等についてあてはまるものに●を付けてください。

養子縁組 国際養子縁組 迎えに行くまで施設入所 施設入所

その他

※特に手紙などに処遇内容への希望が記載されていない場合、選択の必要はありません。

4 子どもの現在の居所について、該当する項目に●を付けてください。

- 乳児院 児童養護施設 里親 養子縁組先 障害児施設
 両親の自宅 母親の自宅（父親の同居なし） 父親の自宅（母親の同居なし）
 親族宅 一時保護所 その他

5 親、親族等との連絡状況について、該当する項目に●を付け、その期間を記入してください。

- 遺棄後児相に連絡あり ヶ月後 遺棄後児相以外に連絡あり ヶ月後
 遺棄後、遺棄者の引き取り ヶ月後
 遺棄後、遺棄者以外の家族・親族の引き取り ヶ月後 遺棄後連絡なし
 その他

6 親が判明した場合、遺棄当時の状況について以下の項目にご回答ください

6 -1 親の年齢 父親 歳 母親 歳

6 -2 父親の国籍 未就籍 日本 日本以外 不明
母親の国籍 未就籍 日本 日本以外 不明

6 -3 遺棄当時の親の就業・就学状況

父親 就学していない 中学生以下 高校生 大学生・院生
 専門学校・専修学校生 不明 その他
母親 就学していない 中学生以下 高校生 大学生・院生
 専門学校・専修学校生 不明 その他

6 -4 遺棄当時の親の就労状況

父親 正規就労（自営含む） 非正規就労 家事専念
 無職 不明 その他
母親 正規就労（自営含む） 非正規就労 家事専念
 無職 不明 その他

6 -5 実親の婚姻の状況 婚姻中 離婚 未婚 その他 不明

6 -6 出産時の状況 ①医師・助産師等の関与による出産 ② ①以外 ③不明

6 -7 出産場所 ①病院等 ②自宅 ③ ①②以外の屋内 ④屋外 ⑤不明

6 -8 遺棄のリスク要因として考えられる当時の親の状況（複数回答）

家族・親族等からの孤立 望まない妊娠 未婚・非婚
 子どもの障がい 保護者自身の障がい・病気
 出産への家族・親族の反対 出産へのパートナーの反対 養育拒否
 若年 生活困窮 その他

※不明の場合、選択、記入の必要はありません。

6 -9 遺棄した地域

①親が居住していた区市町村内 ② ①以外の親が居住していた都道府県内
 ③ ①②以外の大都市 ④このとりのゆりかご ⑤ ①～④以外 ⑥不明

7 確認ができた、養育についての親の希望

自ら育てたい 自ら育てたくはないが影響力を持ちたい（子どもの成長を見守りたい）
 親権（養育）を放棄したい 不明
 その他

8 当該児童の最善の利益を守るために、効果的だが現状では未整備なこと等について自由にご記入ください。

<以上で調査票は終了です。ご回答ありがとうございました。>

「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」

記入要領

児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査（記入要領等）

【提出いただく様式】

- 里親委託に関する調査
 - A 票：中央児相で作成（自治体調査） →一部提出
 - B 票：全ての児相で作成（機関調査） →一部提出
 - C 票：全ての児相で作成（ケース調査） →ケース数分提出
- 遺棄児童事例の調査
 - D 票：全ての児相で作成（ケース調査） →ケース数分提出

【提出締め切り】

- 平成23年1月31日（月）

【提出先】

- 日本子ども家庭総合研究所（Email：zenjiso@kodomokatei.info）
担当：有村（ありむら）氏
 - ただし、中央児童相談所がとりまとめの上提出する場合は、地域児相は中央児童相談所へ提出してください。

【記入要領】

- A 票～D 票共通
 - 各票右上に「児童相談所番号」を入力してください。
 - 宮城県東部児童相談所気仙沼支所は、「児童相談所番号」に「901」を入力してください。（注・支所の番号は本調査のみに使用する番号であり、今後継続して使用する固定番号ではありません）
 - 児童相談所番号は、「全児相」通巻89号93ページに掲載されています。
 - 児童相談所番号は、<http://www.kodomokatei.info/zenjiso/> にも掲載しています。
- A 票
 - 1
 - ・ 平成22年4月1日現在の住民基本台帳をもとに、記入してください。
 - ・ 小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までご記入ください。
 - 2
 - ・ 新規里親登録のみを計上してください。
 - ・ 平成20、21年度に国制度の里親区分が変更になりました。しかし、全

ケースを再計上しないでください（制度変更の影響による再計上はしない）。新規、あるいは実質の種別変更（例：養子縁組里親をやめて養育家庭に登録変更等。この場合、同一年度内であれば双方に「1」を計上）の読み替え以外の種別変更を計上してください。

- ・ なお、国制度変更以前に、貴自治体で独自の制度として里親種別を区分していた場合は、17年度～21年度も、貴自治体の区分にもとづいて計上してください。

○ 3

- ・ 里親数ではなく、里親家庭数をご記入ください。
- ・ 親族里親、養子縁組里親、小規模居住型児童養育事業について、養育・短期里親等に重複登録している場合如何に関わらず、登録数を計上してください。
- ・ 小規模居住型児童養育事業については、里親制度と異なりますが、その事業者数を計上してください。

○ 4

- ・ 「新規」欄には、年度あたりの新規入所者の人数をご記入ください。
- ・ 「定員」「現員」欄には、厚生労働省「福祉行政報告例」を参考にご記入ください。

○ 5

- ・ 現時点で適用しているもののみご記入ください。

○ 6、7

- ・ 貴自治体の考えをお伺いしています。担当者のイメージで結構です。

○ 8

- ・ なるべく箇条書きでご記入ください。

○ 9

- ・ 児童精神科医師は、精神科医師の人数に含めてください。

○ 10

- ・ なるべく箇条書きでご記入ください。
- ・ 貴自治体の考えをお伺いしています。担当者のイメージで結構です。
- ・ 「養育里親希望者」「養子縁組里親希望者」の希望・要望とは、里親として登録する際の考えを伺っています。

○ 11、12

- ・ なるべく箇条書きでご記入ください。

○ 13

- ・ 貴自治体の考えをお伺いしています。担当者のイメージで結構です。

○ 14、15

- ・ なるべく箇条書きでご記入ください。

● B票

○ 1

- ・ 二重線の左側には、年齢別の子ども的人数をご記入ください。
- ・ 二重線の右側（児童を受託している家庭数）には、里親が受託している子どもの年齢で切り分けず、受託している里親家庭数をご記入ください。
- ・ 「養育里親」「専門里親」のいずれにも登録している里親であって、かつ対象児童が各1人ずつ受託している場合には、左側にはそれぞれの里親区分別対象児童数を、右側には「養育里親」「専門里親」のいずれにも「1」を記入してください。

○ 2

- ・ 「親族里親」を除き、登録家庭のうち「未委託の家庭数」をご記入ください。

○ 3

- ・ 組織としての気持ちの持ちようを把握するための調査です。ビネット調査として、仮の事例の中でレベルを判断していただくこととなります。もう少し条件を特定しないと答えられないというご意見もあろうかと思いますが、これまでの経験に照らしてご判断ください。「限られた条件」の中で回答いただくので、「実際のケース対応とは異なる結果となることがある」という前提となります。
- ・ 組織において、管理者もしくは準ずる立場の方(所長、その他管理職、担当係長など)のご意見を踏まえ記入してください。
- ・ 「理想」とは、施設や里親の状況等に関係なく、「こうあるべき、こうありたい」というお考えの程度を選んでください。「現実」とは、施設や里親の状況等を踏まえ、「こうする、こうなる」というお考えの程度を選んでください。

○ 4, 5, 6, 7

- ・ 箇条書きでご記入ください。

○ 8

- ・ 選択肢のうち、重要と思う順に左から3つご記入ください。

○ 9

- ・ なるべく箇条書きでご記入ください。

● C票

- ・ 本票は、該当するケース数に応じて、作成いただくものです。1ケース1つとなります。

- ・ 事例番号には、連番をふってください（例：1、2・・・10、11・・・）
- ・ 該当するケースは、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に委託したケースのうち、「22年12月1日に里親委託が継続している全ケース」及び「平成22年度（4月～11月）に終結（委託解除）したケース」
- 3-3
 - ・ 平成22年12月1日現在委託が継続しているケースは12月1日現在の年齢、委託解除ケースは解除時の年齢をご記入ください。
- 3-6
 - ・ 17、18、20は、「23児童虐待」以外の場合を対象とします。
- 3-8
 - ・ 担当者の判断で結構です・
 - ・ 「4発達障害」を選択した場合は、5～11も選択してください。
- 4
 - ・ 4の項目は、委託解除されたケースのみ回答してください。
- 5
 - ・ 5以降は、再度全ケースを対象に、ご回答ください。
 - ・ 平成22年12月1日現在、もしくは委託解除時において、「18歳を越えて措置延長したか」の有無を回答してください。
- 6-1
 - ・ 里父、里母のいずれかがいない場合は、「その他養育者」の年齢をご記入ください。
- 6-2、6-3
 - ・ 「1あり」を選択した場合は、実子及び本ケース以外の里子の年齢（本ケースを委託した時点）をご記入ください。
- 7-2
 - ・ 初対面の「面会」については、交流回数から除きます。
- 8
 - ・ 8-4を除き、概ね過去2年間（委託解除の場合は解除前の2年間）に焦点をあてて、ご回答ください。
- 10
 - ・ なるべく箇条書きでご記入ください。
- D票
 - ・ 本票は、該当するケース数に応じて、作成いただくものです。1ケース1つになります。
 - ・ 事例番号には、連番をふってください（例：1、2・・・10、11・・・）

- ・ 該当するケースは、平成19年度～21年度に発生した遺棄児童（棄児・置き去り児）です。
 - ・ 「棄児」とは、病院等の玄関先、敷地内、路上等に遺棄され、保護されたときには親が不明な児童。「置き去り児」とは、親が判明しており、親が監護を放棄して、家庭の内外（産科、知人宅、自宅等）に放置した児童。
 - ・ 発見当時と現在の所管が移っている場合は、現在、所管している児童相談所でご回答ください。
 - ・ 「不明」の場合で、選択肢に「不明」欄がない場合は、未記入で結構です。
- 1
- ・ 発見時点の状態、年度、年齢、推定体重をご記入ください。
 - ・ 2歳未満の児童は月数まで、2歳以上の児童は年齢のみ（月数は記述不要）、生後14日以内は日数のみ記入してください。
- 3-1
- ・ 「遺棄した親からの通報の有無」とは、遺棄したと思われる親から遺棄した情報について、通報があったか否かを伺っています。
- 8
- ・ なるべく箇条書きでご記入ください。

全 児 相 （通巻第91号 別冊）

平成23年7月発行

編集・発行 全国児童相談所長会事務局
(東京都児童相談センター事業課)
東京都新宿区戸山3-17-1
電 話 03(3208)1121(代)

印 刷 東京都同胞援護会事業局
東京都千代田区外神田1-1-5
電 話 03(3251)9441(代)